# 第3次美祢市地域福祉計画 第3次美祢市地域福祉活動計画

(第2次美祢市再犯防止推進計画)

美祢市

美祢市社会福祉協議会

### ごあいさつ

近年、少子高齢化、人口減少が一段と加速する中、価値観やライフスタイルの多様化、世代ごとの意識の違いなど、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しております。さらに本市における少子高齢化と人口減少は、国や県の水準を大きく上回っており、地域福祉活動の担い手の不足や地域のつながりの希薄化など地域が抱える課題は多岐にわたります。

は多岐にわたります。 このような中、本市では第2次地域福祉計画に基づき、地域住民 や地域の多様な主体が、世代や分野を超えて、つながり、支えあう 「地域共生社会」の実現に向けて取組を進めてまいりました。



この度、第2次美祢市地域福祉計画期間の終了に伴い、これまでの施策の評価分析を行うとともに、社会情勢の変化や新たな課題にも対応すべく、地域福祉を総合的に推進していくため、令和7年度からの5年間を計画期間とする第3次美祢市地域福祉計画を策定いたしました。本計画では、引続き「共に支えあい、共に生きる福祉のまちづくり」を基本理念とし、これまでの取組を拡充・深化するとともに、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなどをはじめとした多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、本年度から重層的支援体制整備事業を活用し、包括的な支援体制の構築に力を入れて取り組んでまいります。

また、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく再犯防止推進計画を包含することで、一体的に地域福祉の推進に取り組んでまいります。

「地域共生社会」の実現には、市民や関係者の皆さまが、地域の課題を自分ごととして捉え、 世代や福祉という分野を超えて、地域をともに、つながり創っていくことが大切です。人と人、 人と社会のつながりが生まれる取組を強化し、地域の互助機能を再生することで地域福祉の底上 げを図り、基本理念のもと、皆さま一人ひとりがその人らしく、暮らしに輝きが持てるよう努め てまいります。市民の皆さまには、私たちの目指す社会の実現のため、より一層の御理解と御協 力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心に審議いただきました「美祢市地域福祉計画推進委員会」 の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査や座談会で貴重な御意見をいただきました市民の皆さ ま、関係機関・団体の皆さまに心からお礼申し上げます。

令和7年6月

美術市長 篠田洋司

### ごあいさつ

近年、社会福祉を取り巻く状況は、少子高齢化、高齢者のみの世帯の 増加、ひきこもり等の社会的孤立、地域における住民相互の繋がりの希 薄化、さらには、多発する災害への備えなど、地域生活課題は複雑で多 様化しています。

また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の流行は、社会的に弱い立場にある人の困難を一層拡大し、同時にこれまで福祉とは無縁と思われた層の生活を脅かすこととなりました。そのような状況下でも地



域福祉活動は様々な工夫と努力による支え合いによって継続していかなければなりません。

このような中、多様なニーズに応じた福祉・保健・医療や生活全般等の多分野にわたる総合的 な取組と幅広い連携が必要とされています。

その実現に向けて、美祢市とともに平成28年に第1次、令和2年に第2次「美祢市地域福祉計画・美祢市地域福祉活動計画」を策定し、市民が共通した問題意識のもと「共に支えあい、共に生きる福祉のまちづくり」を基本理念として生活課題をはじめとする地域の福祉課題の解決に向けて取り組んでまいりました。

このたび、策定した第3次計画では、第1次、第2次計画の基本理念と基本目標を継承しつつ 地域共生社会の実現に向けて、計画推進の成果と具体的な検証を行ったうえで複雑で多様化する 生活課題を把握し、手をさしのべ、生活支援活動を強化することとしています。

美祢市社会福祉協議会といたしましても、地域福祉を推進する中核的な団体として、「住民一人ひとりの参加による、共に支え合い、助け合う、福祉のまちづくり」を推進する使命を果たしてまいりますので、今後とも関係各位の皆様方のより一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、この計画策定にあたり貴重なご意見をいただきました市民の皆様、第2次計画の評価と第3次計画の策定にあたりご審議いただきました計画策定推進委員会委員の皆様に心からお礼申し上げます。

令和7年6月

社会福祉法人美祢市社会福祉協議会

会長山田悦子

### ごあいさつ

この度、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第3次 美祢市地域福祉計画・美祢市地域福祉活動計画」が、美祢市と美祢市社 会福祉協議会が連携・協働し、美祢市においてより充実した地域福祉を 実現するため一体的に策定されました。「第2次美祢市地域福祉計画・ 美祢市地域福祉活動計画」の課題や成果と、第2次計画の期間中の地域 社会の変容や地域生活課題の多様化と顕在化、そしてそれに伴う政策の 変遷を踏まえ策定されました。



計画の策定にあたっては、統計データから美祢市の現状と課題を把握 する一方、幅広く市民からの意見をアンケートや市民座談会を通して福祉問題や生活課題につい ても把握しました。

本計画においては、地域共生社会の実現に向けた理念として第2次計画に引き続き「共に支えあい、共に生きる福祉のまちづくり」を掲げ、多様化する地域の生活課題に保健・医療・福祉等の専門職が分野や制度を超えて連携・協働して相談・支援に取り組むことができる仕組みづくり、地域住民相互が支え合いまた助け合うことができる地域のつながりづくり、そして地域住民の誰もが参加し活躍することができる地域づくりを目指して、3つの基本目標(①安心して生活できるまちづくり、②地域のつながりづくり、③地域で活動するひとづくり)のもとに、8つの活動目標を設定し、第2次計画の評価を踏まえ課題を明らかにし見直しの方針を示したうえで、施策として自助、互助・共助、公助の観点から具体的な取組をまとめています。

美祢市における本計画の大きな特徴としては、第1次計画から継続して取り組んでいる複合化また複雑化している地域福祉課題に対応するため、多職種・他機関の専門職と地域住民が連携・協働しながら住民に身近な地域を基盤とした包括的な相談支援体制の構築を目指してきました。第3次計画では、社会福祉法に創設された重層的支援体制整備事業に位置付けられた①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援に求められる事業をもとに、美祢市の現状や課題そしてこれまでの美祢市の地域福祉実践を踏まえ地域共生社会の実現に向けて地域福祉推進を図ることを目指しています。

計画は策定することも大切ですが、計画の推進もまた重要になります。本計画をもとに、美祢市の地域住民の皆様が住み慣れた地域で安心して生活できるよう地域福祉がさらに推進されることを期待しています。

令和7年6月

美祢市地域福祉計画策定推進委員会 美祢市地域福祉活動計画策定推進委員会

会長長谷川真司

## 一目 次一

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉の推進	2
3 地域福祉に関する法律や制度の動向	3
4 計画の位置付け	9
第2章 美祢市の現状と課題	14
1 統計データからみた現状	14
2 アンケート調査結果の概要	23
3 地域ふくし座談会の結果概要	31
4 第2次計画の評価・見直し	33
5 本計画で取り組むべき課題	37
第3章 計画の基本的な考え方	40
1 基本理念	40
2 基本目標	41
3 圏域の設定	42
4 施策の体系	44
第4章 計画の施策展開	45
基本目標1 安心して生活できるまちづくり	45
基本目標2 地域のつながりづくり	71
基本目標3 地域で活動するひとづくり	92
第5章 計画の推進	. 104
1 計画の周知・啓発	. 104
2 計画の推進体制	. 104
3 事業活動の財源	. 106
資料編	. 107
1 美祢市地域福祉計画策定推進委員会設置要綱	. 107
2 社会福祉法人美祢市社会福祉協議会 美祢市地域福祉活動計画策定推進委員会設置要綱	]. 109
3 美祢市地域福祉計画・美祢市地域福祉活動計画策定推進委員会委員名簿	. 111
4 美祢市地域福祉計画推進連携会議設置要綱	. 112
5 用語解説	. 114

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

我が国においては、総人口の減少を背景とする少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加や 小世帯化などを要因として、地域におけるコミュニティ意識の希薄化、地域活動の担い手の高 齢化や人材不足など、地域で支えあう力の弱体化が問題となっています。

また、まちづくりの課題や住民ニーズが複雑かつ多様化する中で、こどもや高齢者への虐待、 孤独・孤立の問題、8050 問題、ヤングケアラー、いじめ、ひきこもりなど、様々な社会問題も 顕在化しています。

このような地域課題への対応も見据えて、将来に向けて、誰もがいきいきと生活することができる社会としていくためには、保健・医療・福祉等の制度によるサービスだけでなく、地域の絆によって住民相互が支えあい、助けあう活動が活発に展開されていくことが重要です。本市では、これらの課題に住民、地域、社会福祉協議会、行政が協働して取り組むため、令和2年3月に「第2次美祢市地域福祉計画・第2次美祢市地域福祉活動計画」を策定し、その実現に向けて各種施策や事業を展開してきました。

国では平成 30 年4月施行の改正社会福祉法において、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、 地域をともに創っていく「地域共生社会」を目指し、地域福祉推進の理念が示されました。

また、令和3年4月施行の改正社会福祉法では、属性を問わない相談支援、参加支援、地域 づくりに向けた支援を一体的に実施し、地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業とし て「重層的支援体制整備事業」が創設され、関係機関との連携を強化し、福祉制度を活用した 包括的な支援体制を構築することが求められました。

更に、国においては、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない者が抱える課題等への対応や総合的な権利擁護支援策の充実等について検討するため、令和6年6月から「地域共生社会の在り方検討会議」が概ね月1回の頻度で開催されてきており、今も協議が重ねられているところです。

このたび策定する「第3次美祢市地域福祉計画・第3次美祢市地域福祉活動計画」は、複雑化・複合化する課題に対応するため、国や県の動きと整合をとりつつ、すべての人がそれぞれの能力や持ち味を生かし協働しながら、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指し、更なる地域福祉の推進を図るものです。

### 2 地域福祉の推進

地域福祉は、手助けや支援を必要としている人が抱える生活上の様々な問題や課題を高齢者 や障害のある人、こどもといった対象別ではなく、「地域」を中心として、共に助けあい、支え あいながら、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取組のことを言います。

そのためには、日頃、身の回りで起こる問題は、まず個人や家庭の努力で解決(自助)し、個人や家庭内で解決できない問題は、隣近所やボランティア、NPOなどの活動(互助)で解決する。更に、介護保険制度、医療保険制度など社会保障制度等を活用する相互扶助(共助)、地域で解決できない問題や公的な制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給等、行政でなければできないことは行政が中心となって解決する(公助)といった重層的な取組が必要となります。

■「自助・互助・共助・公助」のイメージと各主体の役割

#### 自助自分や家族の取組(市民)

#### 市民の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会を構成する一員である自覚を持つことが大切です。自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっている様々な問題を解決していく方策を話し合い、自ら主体的に参画することが求められています。

互助・共助 隣近所や地域住民のつながり、社会保障制度等を活用する (地域・団体・事業者等)(社会福祉協議会)

#### 地域の役割

生活のつながりを持つ近隣住民との付き合いや地域活動を通じて、住み慣れた地域で安心に暮らせる体制づくりが大切になります。また地域住民に加え、サービス事業者や各種団体がそれぞれ連携した活動を行うことが必要となります。

#### 社会福祉協議会の役割

地域福祉活動推進の中心的な役割を果たす団体として、住民や各種団体、行政と の調整役となり、地域の支援の輪を広げていく重要な役割を果たします。

### 公 助 公的な機関による支援(行政)

#### 行政の役割

住民の福祉の向上を目指して、福祉施策を総合的に推進することが求められています。また、多くの施策は様々な分野に及ぶため、複数の関係機関との連携が必要となります。連携する各分野のネットワーク等を通じて、住民のニーズと地域の特性に配慮し計画を推進します。

## 地域福祉に関する法律や制度の動向

## (1) 近年の国の動向

■近年の国の	動向
平成 28 年	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行 成年後見制度の利用の促進にかかる基本理念と基本方針を定め、制度の利用促進に 関する施策を総合的かつ計画的に推進することが示される。 「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 こども・高齢者・障害者等すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高 め合うことができる『地域共生社会』を実現することが示される。 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行 基本理念と施策の基本事項を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにし、再犯防 止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進。翌平成29年には「再犯防止推進計画」 (国)が閣議決定される。
平成 30 年	「改正社会福祉法」施行 これまで任意とされていた市町村の地域福祉計画策定が努力義務となる(第 107 条)。包括的な支援体制の整備(第 106 条の3第1項各号)や福祉分野共通で取り組む項目(第 107 条第1項第1号)が、計画に盛り込むべき事項として定められる。 「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律」施行 基本理念が明確化され、包括的な支援体制の強化など一層の自立の促進を図るための措置が示される。
令和3年	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行 地域共生社会実現に向けた包括的支援体制の構築の取組の一つとして、「重層的支 援体制整備事業」が創設される。 「孤独・孤立対策の重点計画」策定 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、 今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめられる。
令和4年	「孤独・孤立対策の重点計画」(国)改定
令和5年	「第二次再犯防止推進計画」(国)策定 重点項目に「地域による包摂の推進」が新たに掲げられる。 「こども基本法」の施行、こども家庭庁の設置 日本が平成6年に批准した子どもの権利条約に対応するための国内法として、こど も施策を社会全体で推進していくための包括的な基本法であるこども基本法が施行。 内閣府の外局としてこども家庭庁が令和5年4月1日に設立された。 「孤独・孤立対策推進法」成立 孤独・孤立対策に関する基本理念や国・地方公共団体の責務等が定められる(令和
	6年4月1日施行)。

### (2) 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度や分野ごとに存在する「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

制度や分野ごとの「縦割り」では解決できない課題(複合的な課題や制度の狭間など)の存在をはじめ、社会的孤立や社会的排除への対応、地域の「つながり」の弱まり等の様々な問題に対応するため、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、困りごとを抱えた一人ひとりの生きていく過程に寄り添った支援を行うことが、「地域共生社会」を実現するために重要となっています。

#### ■「地域共生社会」のイメージ



資料:地域共生社会とは(厚生労働省地域共生社会ポータルより)

### (3) 重層的支援体制整備事業

令和2年に社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現に向けて複数分野にまたがる複合的な課題に対応するため、「重層的支援体制整備事業」が新設されました。

重層的支援体制整備事業は、市町村全体の支援機関や地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき、一体的に実施する事業です。

具体的には「①属性を問わない相談支援」「②参加支援」「③地域づくりに向けた支援」の3つの取組を支援の柱とします。これらの支援をより効果的に実施するために「④多機関協働による支援」「⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施する事業となります。

#### ■重層的支援体制整備事業について



資料:地域共生社会とは(厚生労働省地域共生社会ポータルより)

#### (4) 高齢者福祉・介護保険制度の動き

令和2年度からスタートした第8期介護保険事業計画では、中長期的な視点から地域包括ケアシステム(高齢者が病気や要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される仕組み)の深化と地域共生社会の実現に向けた体制整備を進めるとともに、介護保険制度の持続可能性の確保に取り組んでいます。第9期介護保険事業計画では、地域共生社会の実現や介護人材及び介護現場の生産性向上、認知症基本法の施行に基づく認知症施策の推進が求められています。

### (5) 障害者制度の動き

我が国では、国連の「障害者の権利に関する条約」を平成26年1月に批准しており、国際的な基準に基づいて、障害者の差別解消の取組を進めています。条約批准に先立ち、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が制定され、平成28年4月に施行されました。

法律では、障害がある人への「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮」及び「環境の整備」を行うことにより、障害のある人もない人も共に生きる社会(共生社会)を目指しています。

令和6年4月に改正法が施行され、事業者に対して「合理的配慮」の提供が義務化されました。

### (6) 子育て支援制度の動き

次代の社会を担うすべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和5年4月に「こども基本法」が施行されるとともに、こどもの最善の利益を第一に考え、常にこどもの視点に立った政策を推進する「こどもまんなか社会」の実現に向けた司令塔として「こども家庭庁」が発足しました。さらに同年12月には「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」を通じてこどもを産み育てやすい環境の整備を加速化するとともに、こどもの命や安全を守る施策を強化し、こどもの視点に立って、こどもを巡る様々な課題に適切に対応するための体制整備が進められています。

### (7) 生活困窮者自立支援制度の動き

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることを 定めた「生活困窮者自立支援法」が、平成27年4月に施行されました。

また、令和3年に法律が改正され、生活困窮者の自立に向けた支援体制が強化されました。 生活困窮者自立支援制度は、経済的困窮や社会的孤立といった複合的な課題を抱える人や家 族が安定した生活を送るために、住宅、就労、家計改善、学習支援などを地域や関係機関な どとの連携によって包括的に支援するものです。また、生活困窮からの自立を目指す人や家 族が社会に参加しやすい地域づくりも重視されています。

### (8) 自殺対策の動き

令和4年10月に新たな「自殺総合対策大綱~誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して~」が閣議決定されました。この大綱では、これまでの取組に加え、こども・若者の自殺対策の更なる推進・強化・女性に対する支援の強化・地域自殺対策の取組強化などが追加されており、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

### (9) 成年後見制度の動き

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方を保護 し、支援するため、不動産や預貯金などの財産の管理や、身の回りの世話のための介護サー ビスの契約などを、本人の利益を考えながら、代理して法律行為などをする制度です。

国においては、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、 権利擁護支援の一環として成年後見制度の利用促進を図っていくとともに、意思決定支援な どの取組も進めていくために、地域連携ネットワークの一層の充実等が求められています。

### (10) 再犯防止対策の推進の動き

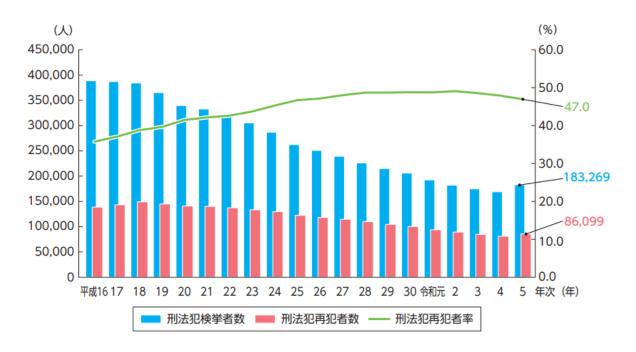
平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、同法に基づき、平成 29 年 12 月に国の「再犯防止推進計画」が策定されました。

地方公共団体には地方の実情に応じた施策の策定及び実施の責務が明示されるとともに、 地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。

この背景には、全国的に刑法犯検挙者数は減少傾向にあったものの、再犯者率(検挙人員 に占める再犯者数の割合)が増加している状況がありました。

また、国の「第二次再犯防止推進計画」においては、犯罪をした者等が地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことが重要と考えられ、第一次計画の重点課題の1つであった「地方公共団体との連携強化等」が「地域による包摂の推進」に変更されました。

#### ■刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



資料:令和6年版再犯防止推進白書(法務省)

刑法犯検挙者中の刑法犯再犯者数は、平成19年以降毎年減少していましたが令和5年は17年ぶりに増加しました。また、刑法犯再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、平成9年以降上昇傾向にあったものが令和3年から減少に転じましたが、依然5割に近い状況にあります。

### (11) 孤独・孤立対策の動き

一般に、「孤独」とは主観的概念であり、ひとりぼっちである精神的な状態を指し、「孤立」とは客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指します。

近時における社会構造の変化(単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など)により、家族や地域、会社などにおける人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況となってきています。また、今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されます。

社会的な孤独・孤立の問題に対応するため、令和6年4月に「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。

### 4 計画の位置付け

#### (1)地域福祉計画

地域福祉計画は、地域福祉を総合的に推進するための基本理念・基本方針を示し、具体的な取組に向けた施策の方向性を定めるもので、社会福祉法第 107 条に規定された地域福祉推進に関する事項を基本に策定するものです。また、「第二次美祢市総合計画」との整合性を図りつつ、これまで保健福祉分野において分野別に取り組んできた福祉を、地域という横軸的な視点から捉えるとともに、地域福祉に関連する分野の計画や施策を横断的かつ総合的に推進する計画です。

### (2)地域福祉活動計画

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条の規定に基づき、住民主体の理念の下に運営されている団体であり、地域住民や当事者団体の参加と援助を図る組織です。このため、地域福祉活動を推進するための中心的な役割を果たすと同時に、計画策定に関わる作業過程そのものが、社会福祉協議会の事業展開において重要な位置を占めるものとなっています。

#### ■社会福祉法(抜粋)

#### (市町村地域福祉計画)

- 第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
  - (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

#### ■社会福祉法(抜粋)

#### (市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村に在ってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために 必要な事業

#### (3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための活動・行動の在り方を定める「地域福祉活動計画」は、車で例えると両輪の役割となります。 ともに住民を主体とした地域福祉活動の推進を図るという共通の目的を持つ両計画を一体となって策定することにより、行政や住民、ボランティアや福祉活動団体、福祉事業者などの役割を明確にすることで、地域福祉向上の効果を期待できると考えています。

このような考え方に基づいて、2つの計画を一体的につくることとするものです。

### (4) 再犯防止推進計画の包含

再犯防止推進計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく地方再犯 防止推進計画です。

犯罪をした人の中には就労・住居の確保に課題を抱えている人や、福祉や医療の支援を必要としている人がいるものの、十分な支援を受けられないために犯罪を繰り返してしまうことが少なくありません。犯罪をした人などが、再犯をすることなく地域で安定した生活を送るためには、福祉的支援と地域の理解が必要です。また、福祉的支援が必要な対象者の中には、複雑化・複合化した課題を抱えていたり、非行に及ぶ要因として様々な環境が影響していたりする場合があるため、包括的・継続的に支える仕組みづくりが重要です。

地域福祉(計画)と再犯防止推進(計画)の取組は、どちらも地域全体で支えあって安全で安心して暮らせる地域共生社会を目指すものであり、再犯の防止推進も念頭においた地域福祉の推進を図ることから、「再犯防止推進計画」を「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に内包する形で策定しました。

### (5) 各計画等の関係

本計画は、最上位計画である「美祢市総合計画」に基づく福祉分野の上位計画として、高齢者、障害のある人、こども・子育て、その他の各福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めます。また、その他の様々な分野の行政計画や、地域住民主体で、各地域において策定される小地域福祉活動計画との連携を図ります。

### 美祢市総合計画(総合戦略・基本計画)



### 美祢市地域福祉計画・美祢市地域福祉活動計画 (美祢市再犯防止推進計画を含む)

地域福祉計画(美祢市)



地域福祉活動計画(美祢市社会福祉協議会)

保健福祉分野の計画

障害者計画

障害福祉計画・障害児福祉計画

子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画)

高齢者保健福祉計画· 第9期介護保険事業計画

健康増進計画 (自殺対策計画)

成年後見制度利用促進基本計画

重層的支援体制整備事業 実施計画 小地域福祉活動計画

【その他の個別計画】

- ·地域防災計画
- ・地域公共交通計画
- ・都市計画マスタープラン
- 男女共同参画しあわせプラン など

連携

### (6)計画の期間

両計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

ただし、国や県をはじめ社会情勢の変化に適切に対応し、施策を効果的に進めるために、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画名	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度	令和13 年度	令和14 年度	令和15 年度	令和16 年度
総合計画			次基本校次					三次基本相 次前期基本		
地域福祉計画地域福祉活動計画			第3次	:				次期計画		
再犯防止推進計画			第2次					次期計画		
障害者計画	R4~	~R8			次期計画					
障害福祉計画 障害児福祉計画	第'	· 7期		上 次期計画						
	第	3期		次期計画						
子ども・子育て支 援事業計画			第3期							
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第9	) 期		次期計画						
健康増進計画 自殺対策計画	第2次					次期計画次期計画				
成年後見制度 利用促進基本計画			第1次					次期計画		
重層的支援体制 整備事業実施計画						· 更新) ·				

### (7)計画の策定体制

#### ■策定推進体制

地域福祉のニーズ調査

市民アンケート

地域ふくし 座談会 パブリック コメント



現状や課題を踏まえ、施策の推進を協議調整

美祢市地域福祉計画推進連絡会議

美祢市(関係課)及び社会福祉協議会(関係課)で構成

事務局 (美祢市福祉課 美祢市社会福祉協議会)





#### 美祢市地域福祉計画・美祢市地域福祉活動計画策定推進委員会

- ●地域福祉に関わる関係団体代表、学識経験者等20名以内で構成
- ●地域福祉に関する課題や計画原案の検討等を行う



## 計画の策定

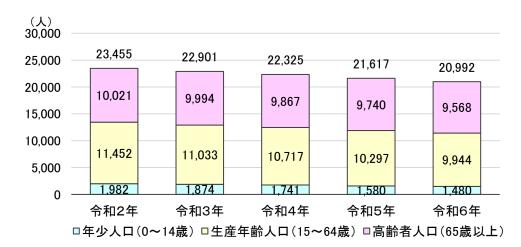
## 第2章 美祢市の現状と課題

### 1 統計データからみた現状

### (1)総人口の推移

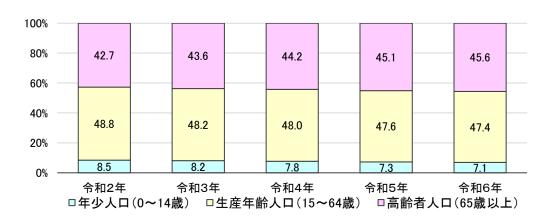
本市の人口は、令和6年では20,992人となっており、令和2年と比較すると2,463人の減少となっています。年齢3区分人口でみると、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口ともに減少傾向で推移しており、全年齢層で人口減少が進んでいます。年齢3区分人口割合の推移をみると、年少人口、生産年齢人口は減少、高齢者人口は増加傾向で推移しており、少子高齢化が進んでいます。

#### ■人口の推移



資料:住民基本台帳(各年9月末現在)

#### ■年齢3区分人口割合の推移

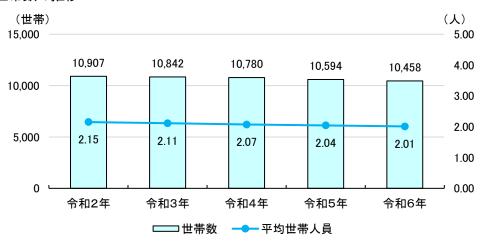


資料:住民基本台帳(各年9月末現在)

### (2)世帯数の推移

本市の世帯数は、令和6年では10,458世帯となっており、令和2年と比較すると449世帯の減少となっています。平均世帯人員については令和2年以降減少傾向で推移しており、令和6年では2.01人となっています。

#### ■世帯数の推移



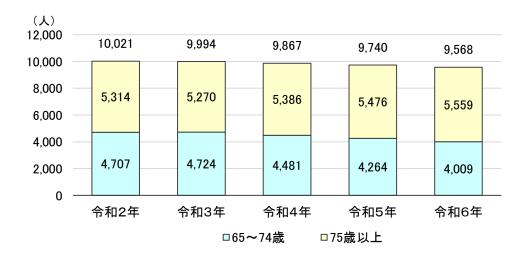
資料:住民基本台帳(各年9月末現在)

#### (3) 高齢者の状況

#### ①高齢者人口の推移

高齢者人口は、令和6年では9,568人となっており、令和2年と比較すると453人の減少となっています。また、高齢者人口のうち、65~74歳(前期高齢者)は減少、75歳以上(後期高齢者)は増加傾向で推移しています。

#### ■高齢者人口の推移

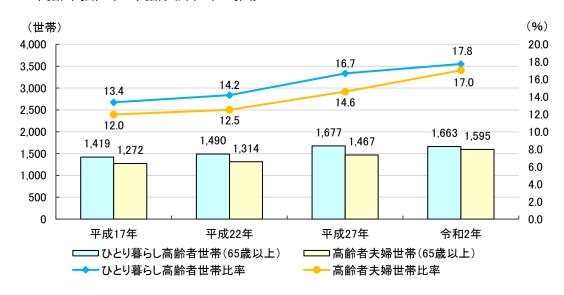


資料:住民基本台帳(各年9月末現在)

#### ②高齢単独世帯と高齢夫婦世帯の推移

65 歳以上のひとり暮らし高齢者世帯及び 65 歳以上の高齢夫婦世帯はいずれも増加傾向にあります。

#### ■高齢単独世帯と高齢夫婦世帯の推移

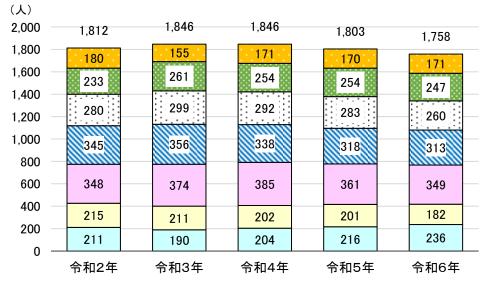


資料:国勢調査

### ③要支援・要介護認定者の推移

本市における介護保険の第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は、令和2年では1,812 人でしたが令和6年では1,758人と54人減少しています。要支援・要介護度別でみると、要介護1が最も多く、次いで要介護2の順となっています。

#### ■要支援・要介護認定者の推移



□要支援1 □要支援2 □要介護1 □要介護2 □要介護3 ■要介護4 □要介護5

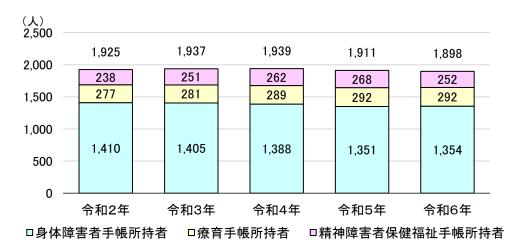
資料:地域包括ケア「見える化」システム(各年3月31日現在)

### (4)障害者の状況

#### ①障害者手帳所持者数の状況

障害者手帳所持者数について、身体障害者手帳所持者数は減少、療育手帳所持者数は微増、 精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年までは増加していましたが令和6年で減少し ています。

#### ■障害手帳所持者数の推移

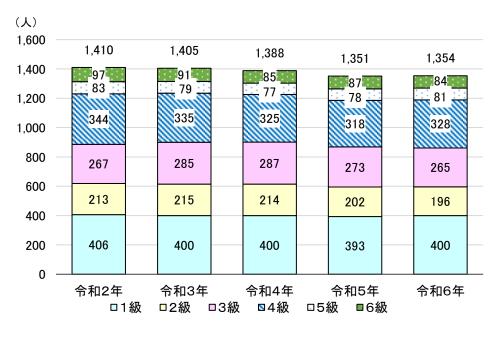


資料:美祢市福祉課(各年4月1日現在)

#### ②身体障害者手帳所持者の状況

令和2年以降、身体障害者手帳所持者数は概ね減少傾向で推移しており、令和6年で身体 障害者手帳所持者数は 1,354 人となっています。

#### ■身体障害者手帳所持者数の推移



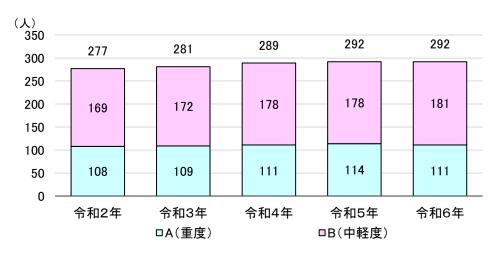
資料:美祢市福祉課(各年4月1日現在)

#### ③療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は微増傾向で推移しており、令和6年4月1日時点では 292 人となっています。

令和6年の等級別の療育手帳所持者数をみると、A(重度)が111人、B(中軽度)が181人となっています。

### ■療育手帳所持者数の推移



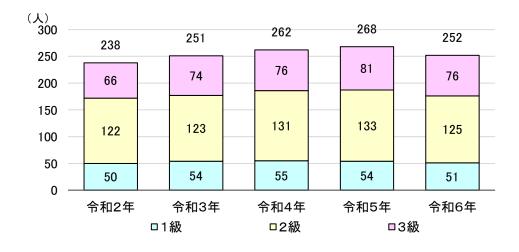
資料:美祢市福祉課(各年4月1日現在)

#### ④精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和5年までは増加傾向で推移してきましたが、令和6年は減少に転じ、令和6年4月1日時点では252人となっています。

令和6年の等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、1級が51人、2級が125人、3級が76人となっています。

#### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



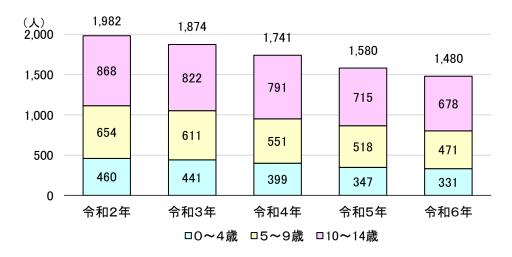
資料:美祢市福祉課(各年4月1日現在)

### (5)児童の状況

#### ①15歳未満人口の推移

15 歳未満人口は、年々減少しており、令和6年では 1,480 人となっています。令和2年と比べると 502 人の減少となっています。

#### ■15 歳未満人口の推移

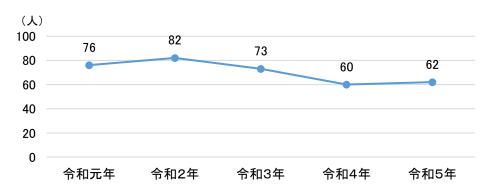


資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

#### ②出生の動向

出生数は、令和2年の82人をピークに減少しており、令和5年では62人となっています。

#### ■出生数の推移

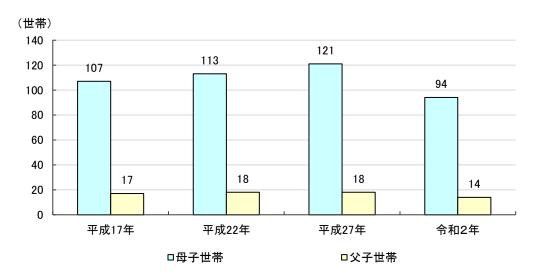


資料:山口県保健統計年報

#### ③ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯は平成 27 年までは増加していましたが、令和2年に減少しており、94 世帯となっています。父子世帯は概ね横ばい傾向で推移しており、令和2年で 14 世帯となっています。

#### ■ひとり親世帯の推移

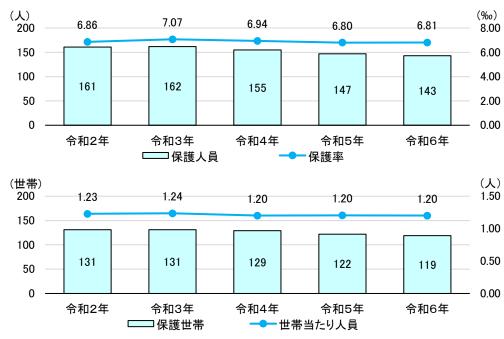


資料:国勢調査

### (6) 生活保護の状況

生活保護世帯数は、減少傾向で推移しており、令和6年で119世帯、保護率6.81%となっています。世帯当たり人員は微減傾向にあり、保護人員は横ばいで推移しています。

#### ■生活保護世帯・人員の推移

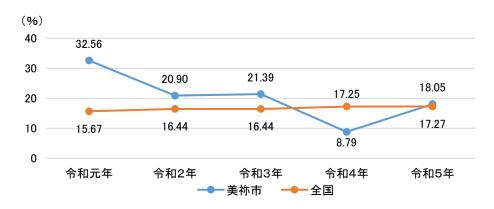


資料: 行政報告例(各年 10 月 1 日現在)

### (7) 自殺者率の推移

自殺者率は、年によってばらつきがみられますが、令和5年では全国とほぼ同様の自殺者 率となっています。

#### ■自殺者率の推移

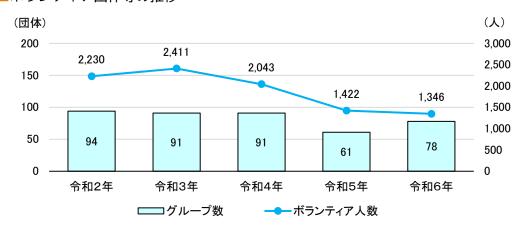


資料:地域自殺実態プロファイル 2024 年更新版

### (8) ボランティア団体等の推移

ボランティア団体等の地域活動グループの状況については、令和4年までは約90団体ありましたが、その後減少し、令和6年で78団体、1,346人が活動しています。

#### ■ボランティア団体等の推移

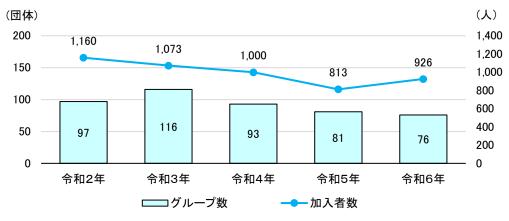


資料:社会福祉協議会(各年3月31日現在)

### (9) ふれあいいきいきサロンの推移

ふれあいいきいきサロン(地域サロン活動)の状況については、減少傾向で推移していましたが、令和6年で増加に転じており、令和6年時点で 76 団体、926 人が加入しています。

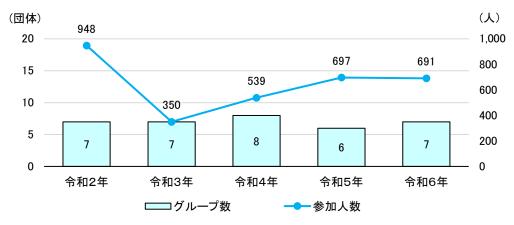
#### ■地域サロン活動の推移



資料:社会福祉協議会(各年3月31日現在)

### (10) 認知症カフェの推移

認知症カフェの活動状況については、令和6年で7団体、691人が参加しています。



資料:美祢市地域包括支援センター(各年3月31日現在)

### 2 アンケート調査結果の概要

### (1)調査の概要

本計画の策定にあたり、福祉課題、ニーズ等多様な意見等を得るため下記のアンケートを 実施しました。

#### ■アンケート調査

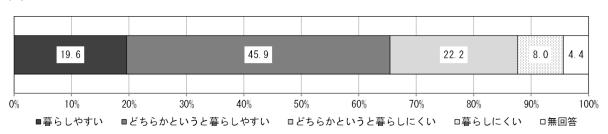
調査対象	令和6年11月30日現在、美祢市に住んでいる18歳以上の市民			
調査期間	令和6年12月26日~令和7年1月24日			
配布	郵送による配布			
回収	郵送による回収及びインターネットアンケートによる回答			
配布数	1,500件			
回収率	663件(44.2%)			

### (2)調査結果(抜粋) ※記号 「n」=サンプル数、「SA」=単回答、「MA」=複数回答

#### ■ あなたがお住まいの地域は暮らしやすいですか。

「どちらかというと暮らしやすい」が45.9%で最も高くなっています。次いで「どちらかというと暮らしにくい」が22.2%、「暮らしやすい」が19.6%で続いています。

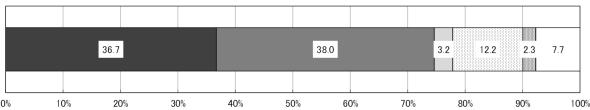
(SA) n=663



#### ■ あなたは、現在お住まいの地域に今後も住み続けたいですか。

「当分は住み続けたい」が38.0%で最も高くなっています。次いで、「ずっと住み続けたい」が36.7%、「できれば市外に移りたい」が12.2%で続いています。

(SA) n=663



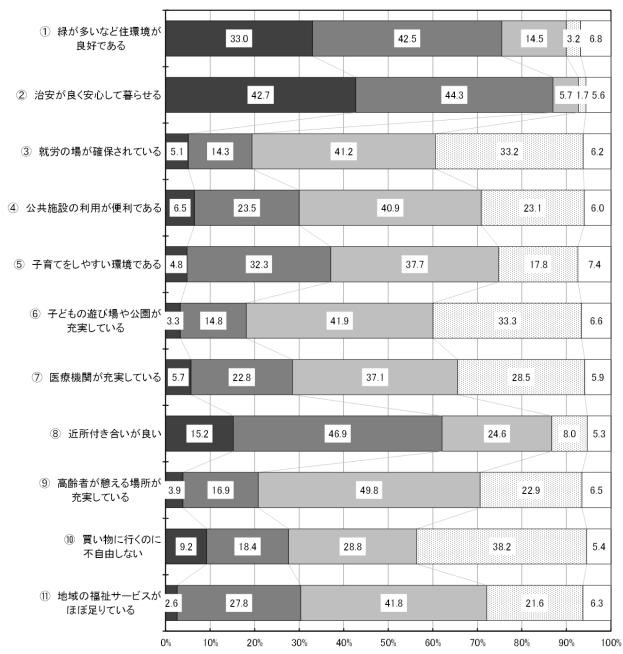
■ずっと住み続けたい ■当分は住み続けたい □できれば市内の他地域に移りたい □できれば市外に移りたい □すぐにでも移りたい □無回答

#### ■ お住まいの地域の生活環境について、どう思いますか。

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合では、高い順に『② 治安が良く安心して暮らせる』、『① 緑が多いなど住環境が良好である』、『⑧ 近所付き合いが良い』の順となっています。

「そうは思わない」と「あまりそう思わない」を合わせた割合では、高い順に『⑥ こどもの遊び場や公園が充実している』、『③ 就労の場が確保されている』、『⑨ 高齢者が憩える場所が充実している』の順となっています。





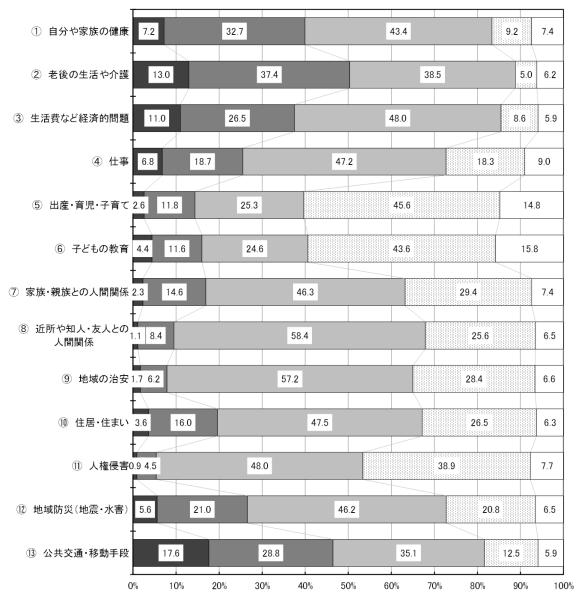
■そう思う ■どちらかといえばそう思う ■あまりそう思わない □そうは思わない □無回答

#### ■ あなたは、毎日の暮らしの中で、困りごとや不安がありますか。

「とても困っている」と「やや困っている」を合わせた割合では、高い順に『② 老後の生活や介護』、『③ 公共交通・移動手段』、『① 自分や家族の健康』の順となっています。

「あまり困っていない」と「まったく困っていない」を合わせた割合では、高い順に『⑪ 人権侵害』、『⑨ 地域の治安』、『⑧ 近所や知人・友人との人間関係』の順となっています。

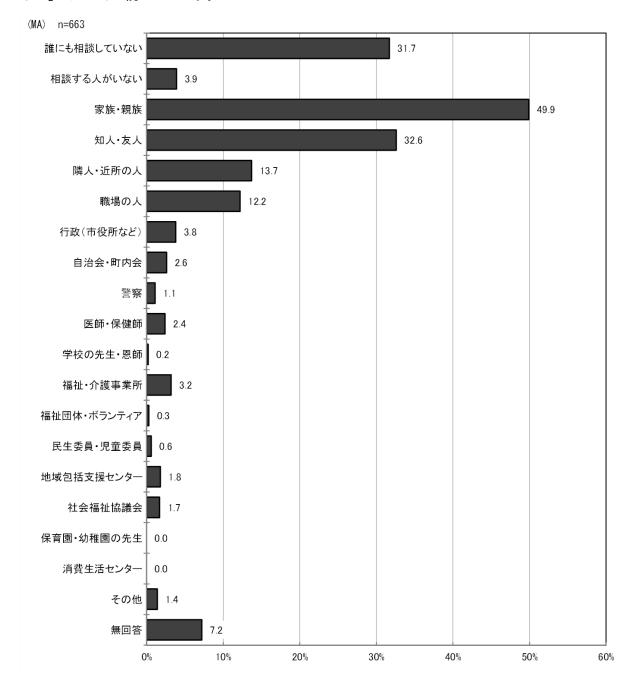
(SA) n=663



■とても困っている ■やや困っている ■あまり困っていない □全く困っていない □無回答

### ■ 現在、暮らしの困りごとや不安を、誰に相談していますか。

「家族・親族」が49.9%で最も高くなっています。次いで「知人・友人」が32.6%、「誰にも相談していない」が31.7%で続いています。

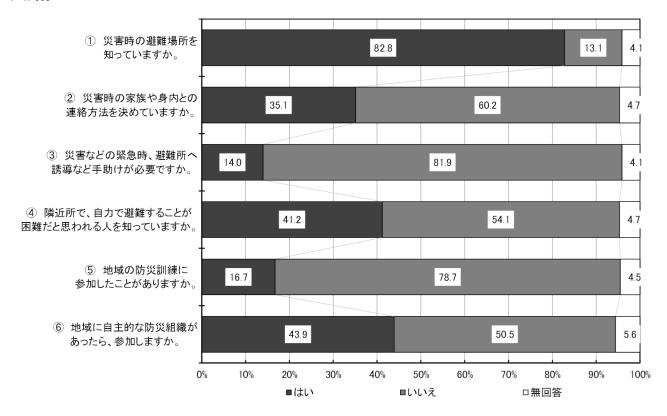


#### ■ 防災に対する取組や緊急時の対応についてお答えください。

「はい」が半数以上となっているものは『① 災害時の避難場所を知っていますか。』のみとなっています。

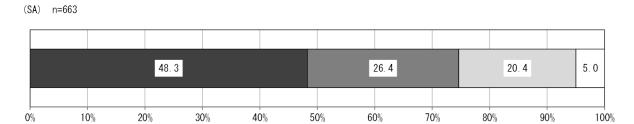
「いいえ」が多い順に『③ 災害などの緊急時、避難所へ誘導など手助けが必要ですか。』、『⑤ 地域の防災訓練に参加したことがありますか。』、『② 災害時の家族や身内との連絡方法を決めていますか。』となっています。

(SA) n=663



#### ■ あなたは、町内会・自治会などの地域社会の行事や活動に参加していますか。

「参加している」が48.3%で最も高くなっています。次いで「参加したことがあるが、現在は参加していない」が26.4%、「参加したことはない」が20.4%となっています。



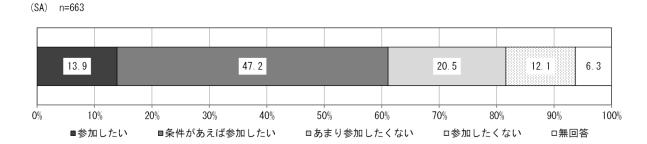
□参加したことはない

□無回答

#### ■ 今後、町内会・自治会などの地域活動に参加したいと思いますか。

■参加したことがあるが、現在は参加していない

「条件があえば参加したい」が47.2%で最も高くなっています。次いで「あまり参加したくない」が20.5%、「参加したい」が13.9%で続いています。

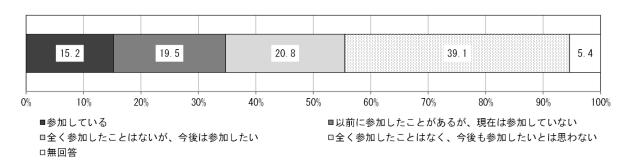


#### ■ あなたは、ボランティア活動やNPO活動を行ったことがありますか。

「全く参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」が39.1%で最も高くなっています。 次いで「全く参加したことはないが、今後は参加したい」が20.8%、「以前に参加したことがあるが、 現在は参加していない」が19.5%で続いています。



■参加している

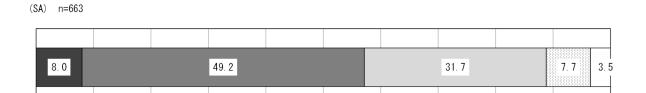


#### ■ あなたは、「再犯防止」に関心がありますか。

20%

30%

「ある程度関心がある」が49.2%で最も高くなっています。次いで「あまり関心がない」が31.7%で続いています。



50%

60%

□あまり関心がない

70%

80%

□全く関心がない

90%

□無回答

100%

■ あなたは、次の再犯防止に協力している民間の協力者や取組について、名称や役割(活動内容)をご存じですか。

40%

■ある程度関心がある

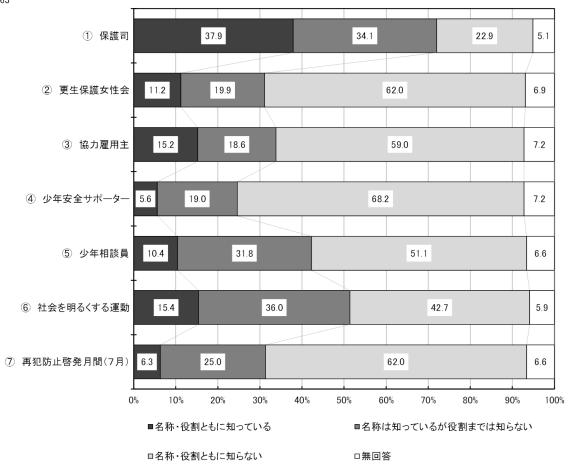
「名称・役割ともに知っている」が多い順に『① 保護司』、『⑥ 社会を明るくする運動』、『③ 協力雇用主』となっています。



0%

10%

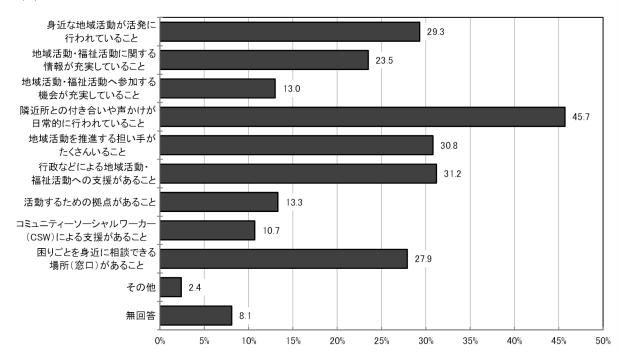
■非常に関心がある



■ あなたは、身近な地域で住民が助けあい、支えあうために、どのようなことが大切だと思いますか。

「隣近所との付き合いや声かけが日常的に行われていること」が45.7%で最も高くなっています。 次いで「行政などによる地域活動・福祉活動への支援があること」が31.2%、「地域活動を推進する 担い手がたくさんいること」が30.8%で続いています。

(MA) n=663



## 3 地域ふくし座談会の結果概要

本計画の策定にあたり、わたしたちが暮らす各地区の課題について話しあう「地域ふくし座談会」を9地区で開催し、延べ163人の参加があり、多くの意見をいただきました。

分野	主な意見	要因や取組課題
自然、歴史、 観光	・道路の草刈りを協力して実施 ・ハイキング等をしている	・環境整備のお金が市の助成だけでは足りない(自己負担) ・河川から水があふれた地区がある ・大雨の水害が怖い ・災害からの復興の遅れ
地域の団結、交流の機会、見守り	・地区での食事会等を実施している ・地域のことをするために家族の理解が得にくい ・地域のお祭りごとを頑張っている ・地域が広いので活動を一体化する ことが難しい ・地域のつながり、世代間交流、人情がある ・十三夜(夏祭り)が復活した	・人が減っている・後継者不足 ・自治会の役をする人がいなくなる(独居・高齢)、役をするなら脱退する人も ・各組織の見直しを図らないと維持ができない ・地域のコミュニティが壊れてきた、きずな、一体感が薄くなってりたい・地域の一体感が薄くなってりたい・地の世紀のである。 ・地域でないの世紀のでは、したが増えている・地域で交流できる集いの場に来られない人が心配・集いの場に来られない人が心配・住民同士での交流の場が少なくなった・コミュニティセンターの活用に地域差
少子高齢化	・高齢化、独居の高齢者が増える	・若い人が住みたくなる場所でない、若い人が戻ってこない、就職先がない ・人口減少、市外への流出、田舎に来て くれるお嫁さんがいない、こどもがい なくなる
交通	<ul><li>・下関市に面している</li><li>・公共交通を日常的に使わない</li><li>・車がないと移動距離が長い</li><li>・ジオタクがある</li><li>・厚保駅の交流ステーションの活用</li><li>・インターチェンジがある</li><li>・送迎をしてくれる人がいる</li></ul>	<ul><li>・運転できなくなれば、買物や行事に参加することができなくなる</li><li>・JR美祢線の存続</li><li>・運転ができなくなる、移動手段がない、自力でいけない</li><li>・スクールバスを通学以外の時間に活用</li></ul>
買物	・スーパー、ドラッグストア、コン ビニ等が中心部にある ・移動販売車が来る	・地域の助けあいで、買物代行など、仕 組みがあればできる ・今あるお店(特に食資源)の維持

分野	主な意見	要因や取組課題
農業	・栗は人気・農業法人ががんばっている	・農業をする人がいなくなる ・耕作放棄が増えていく ・農業法人継続の不安 ・農村コミュニティの縮小、後継者不足
子育て、教育	・学校と地域の連携ができている ・学校への参加をしやすくなってい る(趣味・特技を生かした活動) ・NPOで子育て世帯の移住から生 活支援をしている	<ul><li>・公民館にくるこどもが少ない</li><li>・スポーツ少年団が単体で維持できなくなった</li></ul>
医療、福祉、健康	・病院がある ・健康づくりの会(忘れん脳・ころ ばん体操・ラジオ体操)	<ul> <li>・サロンの継続(助成金)</li> <li>・美東病院や個人病院及び病院・薬局の送迎</li> <li>・福祉サービスに対する不安、ヘルパー不足</li> <li>・遠くの病院に入院せずすむようにしてほしい</li> <li>・障害のある方を見捨てない</li> </ul>
ボランティア	・地域を盛り上げたい人は多い ・ボランティアグループの連携がで きている	・こども食堂やお年寄り食堂、定期的な開催 ・サロン、ボランティアの担い手不足、 高齢化(勤めている人ばかり) ・キャリアを活かした社会参加 (人材が眠っている) ・引きこもりの人の支援
仕事、住居	・空き家の増加、放置により危険がある	<ul><li>・田舎の暮らしやすさを発信する</li><li>・空き家の管理</li><li>・若者が働ける場所づくり</li><li>・若い世代が地元に定着できる施策</li></ul>
社会資源	<ul><li>・市役所、ホールがあるので研修や イベントがある</li><li>・魅力発掘隊がいる</li></ul>	・経済的な不安、IT化に対する不安 ・入所しやすい老人ホーム、老人施設を 増やす
その他	・デジタルで課題の解決 ・全国から注文が来るふるさと納 税、返礼品を	<ul><li>・できることはそれぞれが助けあうけれ ど、仕組みができて、責任がわからな いと勝手にできないし、地域での助け あい活動の推進は難しい</li><li>・詐欺に対する不安</li></ul>

# 4 第2次計画の評価・見直し

地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況(令和6年度)

施策	主な評価と課題	第3次計画に向けた見直し方針
福祉の総合的な相談 体制づくり	複合課題に対応する多職種・多機関が連携した相談体制整備のため、庁内(外)連携会議を重ねている。 総合相談数は年々増加する傾向。	重層的支援体制整備事業を活用し、 市民の地域参加、地域づくり相談支援を一体的に取り組む。 相談窓口の連携と複合課題への対応の強化を図る。
相談窓口や福祉サービスの周知	ホームページや有線テレビによる即 効性のある提供と市報による定期 性のある確実な提供と適切な手段 により実施。 事業実施団体の会員の高齢化によ り担い手の確保が危惧される。	市報をはじめ、ホームページや防災 行政アプリ、有線テレビなどタイミ ングや内容に応じて様々な手段を 用いて情報提供を行っていく。 点訳・音訳・手話通訳の担い手の確 保。
地域での福祉問題等 の情報共有と課題解 決の仕組みづくり	住民ふくし座談会を開催。 地域ケア会議を開催。 コミュニティソーシャルワーカーに よる地域が行う活動。 地域ケア会議の活動。	各地区の地域課題や特性に応じた 小地域福祉活動計画の策定。 地域ケア会議の活用。
権利擁護事業や成年 後見制度の周知や利 用支援	美祢市成年後見制度利用促進基本計画を策定。 社会福祉協議会が行う日常生活権 利擁護事業に対し活動費を助成。	美祢市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護体制(地域連携ネットワーク)を構築する。
虐待等の防止と対応 の強化	児童虐待について複雑な案件で、対応が難しいケースが増えている。 虐待の通報があった際には、チーム で協議を重ねながら迅速な対応を 行っている。	美祢市要保護児童対策地域協議会 において困難事例に対応していく。 市職員及び地域包括支援センター 職員が迅速に対応できるよう、高齢 者虐待対応マニュアルを改訂する。
適切な福祉サービスの提供	令和5年10月から「高齢者外出支援 事業」を開始。 放課後等デイサービスなど、市内に 事業所が少ないサービスや、事業所 がないサービスの要望がある。	今後も各種事業の継続に努め、サービスの質を低下させないように努める。
生活困窮者、社会的弱者等の対策の充実	生活困窮者の包括的支援となる自立相談支援、家計相談、住居確保給付金に係る相談業務を社会福祉協議会へ委託。 広島矯正管区主催の研修会に市職員が参加するなど、再犯防止の推進を図っている。	相談者の安定した生活のため、断らない相談体制を整えていく。 相談者が罪を犯した者等のケースもあり得ることから、各所属において、再犯防止に資する取組を継続していく。

施策	主な評価と課題	第3次計画に向けた見直し方針
福祉と連携したまち づくりの推進	警察等、関係機関との連携による免許返納の広報周知活動が重要。 空き家等情報バンクの物件登録・利用希望登録数が増加し一定の効果は現れているが、成約数は少ない。 消費者安全確保地域協議会を開催し、関係機関との情報共有を進めている。 働く保護者の子育てと仕事の両立支援のため、南大嶺福祉会へ委託して病児保育施設「つぼみ」において病児保育を実施している。	交通事業者や地域団体など多様な主体と協働しながら、地域交通について検討を続ける。 自主返納者への利便性の向上を図る。 空き家等情報バンク制度の周知に取り組む。
地域住民の交流の促進と拠点の整備	みねコミュニティーサロンを年2回 実施している。 こどもを交えた、地域課題に関する 熟議や、地域行事への取組など、各 学校区の特色を生かした取組が進 められている。	地域生活支援部会において、障害のある人の出かける場や交流の場づくりを推進する。 認知症カフェの支援と普及啓発を行っていく。 地域連携カリキュラムの随時見直し。 「おとなの学び」の取組の充実。
地域での見守り活動の推進	認知症等高齢者徘徊・見守りSOS ネットワークの登録事業者があまり 増加していないことから、市ホーム ページ等で広報していく必要があ る。 地域からの講座要請に加え、小中学 校で認知症サポーター養成講座を 開催。	認知症等高齢者徘徊・見守りSOS ネットワークの登録事業所を増や し、地域の協力のもと早期に発見で きる体制構築に取り組む。 各公民館を巡回してサポーター養 成講座を開催する。 災害時要援護者の状況を把握し、随 時台帳の更新を行う。
地域住民同士でのたすけあい活動の推進	地域包括ケアシステムを構成する医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の5つの分野において事業を施している。 赤郷地区において、スクールバスの空き時間を活用した地域運営組織によるコミュニティバス(あかまるごう)が運行されている。 福祉タクシー券を配布するとともに、移動支援事業を実施し、障害者の外出を支援している。 シルバー人材センターの活動を支援している。	地域包括ケアシステムの確立、充実を目指す。 多様な主体との協働により地域の実情等に応じた輸送モードを総動員し、安定した公共交通サービスの提供に取り組む。 今後とも、市民団体に対し、必要に応じて各種の助成や補助を継続する。

施策	主な評価と課題	第3次計画に向けた見直し方針
災害時の地域防災体制の充実	早期避難行動(率先避難・呼びかけ 避難)推進につながる情報取得の重 要性を啓発、市が提供しているアプ リ、メール、戸別受信機等の周知と 登録及び入手の推進を実施。 市総合防災訓練を消防防災センタ 一で実施。 現在の福祉避難所は社会福祉法人 との協定締結による2次避難所。コ ロナ禍以降は家族でも出入りの制 限がある中、福祉避難所としての活 用は現実的に困難。	消防本部と連携し、防災訓練、防災 出前講座等により、適切な避難行 動、災害情報伝達手段取得を市民 に周知する。 災害からの「逃げ遅れゼロ」に向け て、率先避難・呼びかけ避難体制づ くりにつながる自助・共助の方法を 防災訓練、防災イベント、出前講座 等を通じて啓発推進する。 協定を締結している施設設置法人 との連携を図る。
地域の防犯体制の充実	消費生活センター周知のためのチョシやガイドブックを作成し、二十歳のつどいでの配布や全戸配布。 通学路の安全確認を行い、危険な箇所を確認した際は警察と情報共有している。 市職員に対するサイバー犯罪の専門的な研修受講を計画的に進めている。	交通安全対策協議会等、交通安全 に関連する会議で得た情報により、 関係機関に危険箇所の改善を働き かける。 サイバー犯罪に適切に対応できる よう、専門的な研修に参加し、最新 の知識習得を図る。
地域福祉推進団体へ の支援等	研修への参加促進など、民生委員・ 児童委員の活動に係る支援を行っ ている。 老人クラブ数やその会員数は年々 減少傾向。 地域住民による親子及び世代間の 交流・文化活動や児童養育に関する 研修活動などを実施した。	必要な支援については継続する。 老人クラブへの高齢者の参加促進、 健康維持と生きがいづくりのため、 単位老人クラブ及び連合会への助 成を行い、活動を支援する。 親子及び世代間の交流、文化活動 や児童養育に関する研修活動等を 支援する。
民生委員・児童委員 と福祉員の連携の推 進	人権学習等への参加を積極的に呼 びかけ、研修機会の確保を図り、人 材育成を支援している。	積極的な参加勧奨を行う。対面型の 研修だけでなく、オンライン研修等 の情報を地区定例会の場等で紹介 していく。
社会福祉法人地域公 益活動の推進	社会福祉法人の連絡協議会を設置 し、市内9法人で組織されている。 地域課題の共有や協議会設置の意 義の共有が進んでいない。	市内の社会福祉法人が効果的な公 益的活動が行えるよう連携強化を 図る。
福祉教育・人権教育の推進	人権教育ふれあい講座・リーダー講座の開催や地区公民館において人権講演会等の開催を支援。 学校地域連携カリキュラムの活用などを通して、学校、保護者、地域の住民と児童生徒がともに活動していくことで、児童生徒の自己肯定感とふるさとへの愛着の醸成に努めた。	各学校で、計画的・組織的に人権教育を推進していく。 地区公民館において開催される「人権講演会」等に計画の段階から携わり支援していく。 人権教育推進委員との連携を継続していくとともに、人権擁護委員や山口地方法務局との連携を推進していく。

施策	主な評価と課題	第3次計画に向けた見直し方針
福祉問題等を学ぶ機会の提供	既存の活動等のPRは行っているが、新たな地域福祉活動等の情報の把握とPRには至っていない。学校の総合的な学習の時間などで、地域素材を活用した福祉学習を進めている。	市域全域で行う大会等に共催協力 し、行事等の機会を活用して、地域 福祉意識の普及啓発を図る。 地域連携教育の中に位置付けるこ とで、さらに地域とのつながりによ る福祉学習の充実を図る。
地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進	計画の進捗確認と庁内の意識統一 のため、年2回程度連携推進会議を 開催し連携を図っている。	庁内及び社会福祉協議会との連携 を密にし、包括的な取組を進める。
担い手の確保と育成の支援	地域活動団体が十分に活動・活躍できるよう、地域を活かした活動の場づくりを行っている。 手話奉仕員の養成研修事業を実施しているが手話ボランティアや手話通訳者の増加につながっていない。介護福祉士資格の取得に必要な研修等の補助金額を増額して実施したが、介護職員の資格取得に対し補助している事業所も多く、積極的な利用につながっていない。	地域の人材の発掘、育成のため公 民館運営審議会委員、社会教育委 員との連携を強化していく。 手話言語条例に取り組み、手話に係 る市民の意識を醸成する。 訪問介護員等(介護福祉士等)及び 介護支援専門員の資格取得に要す る費用の一部を助成する。
ボランティア団体等 と担い手をつなぐ仕 組みづくり	ボランティアセンターの活動周知を 図り、福祉ボランティア団体の登録 やボランティアのコーディネート等 活動を支援している。	引き続き、支援を継続する。
地域活動やボランティア活動への支援	コミュニティの中心となる人材が高齢化・固定化している地域がある。 赤郷地区や堀越地区においては、地域経営を担う法人組織を設立した。 社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの活動における協力 支援を行っているが、ボランティア 活動情報の共有にとどまっている。	自治会等による法人格取得や拠点 づくり、デジタル技術の導入などを 積極的に支援する。 地域の特性やニーズに応じて実効 性のある支援を段階的に実施する。 社会福祉協議会が設置するボラン ティアセンターの活動における協力 支援を行う。

# 5 本計画で取り組むべき課題

## (1)相談・支援体制

アンケート調査では、福祉サービス等の情報の入手先として、市や社会福祉協議会の広報紙と答えた人の割合がそれぞれ80.3%、51.2%と特に高く、また市や社会福祉協議会のホームページや市が配信するメールやアプリから情報を得る人も一定数あります。また、相談先となる各相談所についてもある程度は認知されている状況にあります。

その一方で、暮らしの困りごとや不安の相談先として「家族・親族」と回答した人の割合が高く、 身近な人が多くを占め、行政機関等の相談窓口は相対的に少なくなっています。また、「誰にも 相談していない」と答えた人の割合が高い状況になっており、身近な相談先がない場合や次の 専門機関へつないで、支援を必要とする者が適切な支援を受けることができるよう環境整備を 行うことが必要です。

身近な相談窓口は、地域に近い民生委員や福祉員、地区社会福祉協議会、ボランティア等が受け皿としての機能を持ち地域の現状を把握する活動を行っていますが、個人情報保護に配慮するため、関係者のより一層の連携が必要となります。これらの問題を解決するために、これまでの枠にとらわれず、関係する部署や機関との連携を強化し、地域一体となった総合的な相談支援体制を確立する必要があります。

## (2) 誰もが住み続けられる福祉のまちづくり

アンケート調査では、現在の地域に住み続けたいと当分は住み続けたいと思っている人がそれぞれ4割弱で、その主な理由として「持ち家がある」と大多数が回答されています。

また、居住地域の暮らしやすさについては、「暮らしやすい」、「どちらかというと暮らしやすい」 と回答した人の割合の合計が65.5%ある一方、「どちらかというと暮らしにくい」又は「暮らしに くい」と回答した人の割合も30.2%ありました。

現在の居住地域で暮らしにくいと感じる人の移住意識は高い傾向にありますが、現在の地域に住み続けたくないと思う理由について、「日常生活が不便」が圧倒的に多く、次いで「仕事や通学」に関することについて不便さを感じている人が多い状況となっています。

更に、暮らしの困りごとについては、「老後の生活や介護」、「公共交通・移動手段」、「自分や家族の健康」に関することへの問題を抱えている人が多い状況です。

本市においては、地区によって高齢化で小規模化する行政区が多く存在し、コミュニティ機能の低下が一層進むことが懸念されます。また、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の増加等もあり、市全体で移動に関する課題意識が高く、交通手段の確保といった課題への対応や空き家、遊休農地の活用等、多分野にわたる地域課題も多く出てきており、連携した対応が必要です。

住み慣れた地で安心して健康に生活を送るため、だれもが医療や介護を受けることができる 環境を整備する必要があり、併せて、一人暮らし高齢者やこどもの見守り等地域が主体となって 行うすそ野の広い地域活動が必要です。

## (3) 地域のつながりと交流

地域での顔の見える関係や交流を通した心のふれあいが少なくなっており、福祉意識が育ち にくい社会になっています。そのような中では、隣近所や周囲の生活課題に気付く機会も少なく、 支えあえる関係づくりが難しいといえます。

アンケート調査では、近所付き合いについて「ある」と回答した割合が7割を超えたものの、前回アンケート時の8割強から下がっています。その一方、近所付き合いの暮らしやすさへの影響について、「大きく影響する」又は「どちらかといえば影響する」と回答した人の割合の合計は8割を超えています。

また、近所付き合いの程度について、「よく行き来はするが、家庭の中までは入らず、立ち話をする程度」と回答した割合が前回調査では約5割でしたが、今回調査では約4割強に減少し、「顔を合わせれば挨拶をする程度」と回答した割合が増えています。なお、今後の近所付き合いについては、「現状のままで良い」と回答した人の割合が8割を超えており、「近所付き合いを深めたい」と回答した割合は1割を切り、近所付き合い意識の希薄化が強い傾向にあります。

こうしたことから市民一人ひとりに対して、出来るだけ年齢の若い時期から、地域とのふれあい・交流や助けあい・支えあい等について学べる機会を多く持つことで、地域福祉の心の更なる 醸成を図るとともに、交流できる場や地域の支えあいのきっかけづくりが必要となっています。

## (4) 地域福祉を推進する意識醸成やひとづくり

地域福祉活動を推進するうえでは、福祉に対する理解を深め、福祉の気運を醸成するため、 講演会、研修会、広報等により周知啓発を行うとともに、地域の教育機関や福祉活動団体等が 連携して福祉教育を推進することが重要です。また、ボランティア活動は個人の自主性に基づく ものであり、その精神はあらゆる地域福祉活動を進めるにあたって重要なものとなります。

アンケート調査では地域行事や活動への参加状況について、「参加している」と回答した人の割合が約半数を占めている一方で、約2割は参加したことがないと回答しています。特に10~30歳台で参加したことのない割合が高く、「仕事・家事・介護・育児等、他の用事が忙しい」、「行事や活動の内容に興味関心がない」、「付き合いがわずらわしい」といった理由が多い状況です。地域活動への参加は、地域とのかかわりを持つ身近な場でもあることから、だれでも参加しやすい幅広い年齢層の参加を促進するため、参加しやすい負担の少ない活動内容を検討することが必要です。

ボランティア活動への参加状況については、「参加している」の割合と、「以前に参加したことがあるが、現在は参加していない」との割合の合計で約3割強の人が参加経験を持っています。その一方で「参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」と回答した人の割合が約4割を占め、全年齢において同じ傾向にありますが特に30歳台で顕著に表れています。ボランティア活動へ参加するために必要と思われる条件として、「時間・経済的なゆとりがある」が最も高く、次いで「自分が健康である」となっており、若年層や元気な高齢者等がボランティア活動へ積極的に参加できる環境づくりが必要とされています。

地域活動やボランティア活動への参加を進めていくうえでは、きっかけづくりや情報提供の充実が必要です。また、今後更なる少子・高齢化等の進展により、活動団体や個人への負担が大きくなっていくことが予想されます。これまで以上に参加者のすそ野を広げ、地域福祉を担う人材を育成することが必要となっています。

## (5) 再犯防止の推進

アンケート結果から、美祢市は犯罪の少ない安全で安心なまちと感じている人の割合は約7割あり、再犯防止について「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせると6割弱の人が関心を持っています。しかしながら、民間の協力者や取組について、保護司に関しては7割以上の人が少なからず名称を知っているものの、「名称・役割ともに知らない」の割合の高いものが多い状況にあります。

また、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思う人は「思う」、「どちらかといえば思う」を合わせ約4割近くとなった一方、「どちらかといえば思わない」、「思わない」の割合も約6割と高く、その理由も「どのように接すればよいか分からない」、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」が大きく占めており、「犯罪をした人への支援の必要性を感じない」との考えを持つ人も1割弱いる状況です。

市の「再犯防止推進計画」自体の認知度に関しても「知っている(名称も内容も)」は僅か4.4%、「知っている(名称だけ)」を合わせても約2割と非常に低い状況であり、市の計画の周知と再犯防止推進の取組の目的の周知・浸透が課題となっています。

# 第3章 計画の基本的な考え方

# 1 基本理念

## 共に支えあい、共に生きる福祉のまちづくり

第2次計画では「共に支えあい、共に生きる福祉のまちづくり」を基本理念に掲げ、地域住 民が主体の地域福祉を推進してきました。

人口減少社会の進行により、少子高齢化が一層顕著となり、今まで以上に課題が複雑かつ多様化しており、市民が住み慣れた地域で安心・安全に生活し、年齢や性別そして障害の有無にかかわらず、個人として尊重され、市民同士が支えあい、適切なサービスを受けられるような福祉のまちづくりが求められます。

また、国では、あらためて住民同士のつながりを深め、共に助けあい、支えあいながら、地域の課題を解決する力を身に付けることで、住民一人ひとりが住み良い暮らしと生きがいをもつ「地域共生社会」を目指しています。

そのため、すべての人が住み慣れた地域社会で、安心してその人らしい生活を送ることができるように、一人ひとりが思いやりの心を持ち、お互いに支えあう地域づくりを目指すことが必要です。

本市の地域福祉をめぐる課題をまとめ、これまでの地域福祉分野における取組などを踏まえ、 共に支えあい、適切なサービスを受けられるよう、本計画では、第2次計画の基本理念を踏襲 し、「共に支えあい、共に生きる福祉のまちづくり」を掲げます。

## 2 基本目標

市民意識調査などから、地域福祉に関わる課題を整理し、次の3つの基本目標を定めました。

## 基本目標1 安心して生活できるまちづくり

地域において福祉サービスや支援を必要とする人の相談体制の充実を図るとともに、多様なサービスを利用できるよう、利用者のニーズに応じた情報が得やすい環境づくりを推進します。市民が住み慣れた地域で、安心な暮らしを享受できるよう、保健・医療・福祉など各種サービスの充実を図るとともに、支援を必要とする人が各種サービスを安心して利用できるように、総合的にサービスを提供できる地域福祉の仕組みづくりに取り組みます。

## 基本目標2 地域のつながりづくり

住民同士の結びつきが強く、日頃から声掛けや見守りがなされている地域では、犯罪が起こりにくく、近年多発する集中豪雨などの自然災害に備えることも含め、人と人が支えあい・助けあうことができる地域となるよう、地域交流を促進します。また、日常生活でのあいさつや声掛けを行うなど地域ぐるみの見守り体制の構築や緊急時に備えた防災訓練等を行い、支えあいの体制をつくります。

さらに関係機関・団体間の連携を密にし、総合的に地域福祉を推進します。

## 基本目標3 地域で活動するひとづくり

誰もが安らげる福祉のまちづくりの基本は、地域の中で支えあい、助けあう意識づくりや、 支えあいの活動を担う人づくりです。

すべての市民がお互いを理解し、尊重しあうことができるよう、あらゆる場面で地域福祉の 意識啓発を推進します。また、地域社会において、市民同士のつながりの変化や高齢化、過疎 化など、地域の機能低下が懸念されています。地域の人々がお互いに助けあい、支えあう社会 をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化が重要となります。

このため、福祉活動を担う人材の育成を充実し、身近な課題に気が付ける地域社会を目指すための地域福祉活動を推進します。

# 3 圏域の設定

地域福祉では「地域」の役割や機能が重要になります。

「地域」には、様々な範囲が考えられます。最も小さな単位としては、日常的な生活の中で、 「隣近所」としてのとらえ方があります。更に、「隣近所」が集まり「行政区」、「行政区」がま とまり「校区」となり、最も大きな地域は「全市」となります。

市町村合併により、旧市町の地域の形態や範囲に多少の違いはありますが、イメージとして は概ね次のようになり、本計画ではそれぞれの地域に重層的な圏域を想定し、相互に連携を取 りながら、施策展開を図っていきます。

#### ■圏域のイメージ

## 市全域

福祉事務所、社会福祉協議会、ボランティアセンター、自立相談支援機関(生活困窮)、基 幹相談支援センター(障害)、地域活動支援センター、こども家庭センター、重層的支援会 議及び支援会議、ファミリー・サポート・センター、警察、消防

## 福祉圏域

まちづくりセンター (市総合支所)、地域福祉センター (社協)、美祢市地域包括支援センター・美祢東地域包括支援センター、美祢市立病院・美祢市立美東病院、地域ささえ愛会議 (協議体)、子育て広場かんがる一む、当事者団体

## 住民主体地域活動圏域

地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、公民館、地区振興会、学校・PTA・学校運営協議会、保育園・幼稚園・こども園、児童クラブ、病院、心配ごと相談、ボランティア、老人クラブ、婦人会、自主防災組織、消防団

# 共助活動圏域

ふれあいサロンや集いの場(子育て、障害、健康づくり、介護予防、認知症 予防、防災、防犯)

行政区、自治会・町内会、地域食堂・こども食堂

## 隣近所

# ■福祉圏域





#### 【基本理念】

#### 【基本目標】

#### 【活動目標、基本施策】

	1. 総合的な相談体制と情報共有体制の充実 (P45) ①包括的支援体制の整備 ②相談窓口や福祉サービスの周知 ③地域での福祉問題等の情報共有と 課題解決の仕組みづくり
基本目標 1 安心して生活できる まちづくり	2. 福祉サービス利用者の保護と支援 (P54) ①権利擁護や成年後見制度の周知や 利用支援 ②虐待等の防止と対応の強化
(P45 <b>~</b> )	3. 支援が必要な人への福祉サービスの充実 (P58) ①適切な福祉サービスの提供 ②生活困窮者、社会的弱者等の対策の充実 ③再犯防止のための支援(再犯防止推進計画) ④福祉と連携したまちづくりの推進
	1. 地域の見守り活動や交流活動の促進 (P71) ①地域住民の交流の促進と拠点の整備 ②地域での見守り活動の推進 ③地域住民同士でのたすけあい活動の推進
基本目標 2 地域のつながり づくり	2. 防犯・防災体制の推進 (P81) ①災害時の地域防災体制の充実 ②地域防犯体制の充実
(P71~)	3. 福祉関係組織の充実・連携 (P86) ①地域福祉推進団体への支援等

# 基本目標3 地域で活動する ひとづくり

(P92~)

#### 1. 地域福祉活動の担い手の育成 (P92)

③社会福祉法人地域公益活動の推進

- ①担い手の確保と育成の支援
- ②ボランティア団体等と担い手をつなぐ仕組 みづくり

②民生委員・児童委員と福祉員の連携の推進

③地域活動やボランティア活動への支援

#### 2. 地域福祉意識の醸成 (P98)

- ①福祉教育・人権教育の推進
- ②福祉問題等を学ぶ機会の提供
- ③地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進

# 第4章 計画の施策展開

# 基本目標1 安心して生活できるまちづくり

# 活動目標1. 総合的な相談体制と情報共有体制の充実

### 【現状と課題】

平成29年の社会福祉法改正により、地域福祉推進の理念が規定され、これを実現するために、市町村は「包括的な支援体制」づくりに努める旨が示されました。

現在、住民からの各種福祉相談等に対して、行政・社会福祉法人等が連携して相談支援体制の 強化に努めるとともに、地域においては、民生委員・児童委員や福祉員等が、福祉サービスの利用 に向けた行政やサービス提供事業者等との最も身近なパイプ役となって、様々な福祉相談への対 応を行っています。しかし、アンケート調査では困りごとを誰にも相談しない割合が約3割となって おり、困りごとを抱えた時の相談先の周知が課題となっているほか、分野ごとのサービス提供体 制では複数分野からの支援が必要となる複合的課題への対応が困難な状況となっています。

ライフスタイルの多様化等を背景に、複雑・多様化する困りごとに対応するため、地域で活動する様々な人や団体と行政との間の情報交換や情報共有により、それぞれの相談窓口について専門性の向上を図ることや、必要に応じて多分野の相談機関やサービスへとつなげることができる連携体制を構築していくことが必要です。

困りごとを抱えている人の中には、移動手段の問題や、本人や家族が相談や援助についての意思を表すことが困難な場合など、自ら相談し支援を求めることが難しい場合もあります。そのため、福祉サービス等に関する様々な情報提供の充実や相談しやすい窓口体制の整備を図るとともに、支援側から手を伸ばすアウトリーチの支援についても取組を進める必要があります。また、全国的に、身寄りのない高齢者等の相談支援が課題として挙げられており、体制づくり等を検討していく必要があります。

令和2年の社会福祉法改正により、市町村において「包括的な支援体制」の構築を推進するための仕組みづくりの一つの方法として、属性を問わない「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。市と社会福祉協議会ではこの事業の活用(実施)に向けて準備・検討を進めてきており、令和7年度から実施します。

こうしたことから、市と社会福祉協議会との協働・連携を深め、また、関係機関相互の連携強化を図るとともに、地域の中で社会的なつながりから孤立し、公的援助・サービスに結びついていない人々に対して、分野横断的かつ能動的なアプローチに基づく支援体制づくりを推進し、コミュニティソーシャルワーカー及び相談支援包括化推進員が地域における課題を市全体の施策に反映させる等、包括的な支援体制を整備・深化させていく必要があります。

## 基本施策① 包括的支援体制の整備

支援を行う際は、相談をきっかけに必要な支援につなげる場合がほとんどであることから、「誰に相談したらよいか分からない」ことで支援につながらないということがないよう、あらゆる相談機関との連携のもとで相談窓口を明確に周知します。

また、様々な複合課題への対応として、既存の各分野の相談支援機関等との連携を図り、複合課題を抱える世帯への支援方策を検討するための横断的な支援調整の場を設けます。

本市が行う重層的支援体制整備事業は、新たな窓口等をつくるものではなく、市全体の支援関係機関が既存の取組を強化・活用して、包括的な支援体制を構築するものです。

市民が抱える地域福祉課題は、年代、性別、家族構成、経済状況、障害や介護など支援の必要度合いに加え、身近な支援者の存在の有無、身近な相談先の有無などの状況により多種多様な広がりがあります。

また、地域の支えあい機能の低下やボランティアなどの担い手不足は、孤立を生み、地域の力を 弱めます。

このため、重層的支援体制整備事業により、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行うことで、相談者の悩みを受け止め、掘り起こし、支援につなげる「属性に捉われず、みんなで考える相談窓口」を構築するとともに、社会のつながりが生まれる取組を強化し、地域の互助機能を再生しながら、「相談者に寄り添い、伴走する支援」を目指します。

#### 【役割分担】

#### 市民の取組[自助]

- 各分野の相談支援機能や相談窓口等への理解・認識を深めましょう。
- 困りごとや不安を抱え込まないで、相談窓口や身近な人に相談しましょう。

#### 地域・関係機関・団体等の取組「互助・共助]

#### 地域・福祉関係者の取組

- 困っている人や地域の困りごとに気づいたら、相談窓口を紹介しましょう。
- 地域ぐるみで連携し、声かけ等を行いましょう。
- 関係機関による各分野の相談機能の強化に向けた取組に協力しましょう。

#### 社会福祉協議会の取組

- 地域の課題や相談内容の多分野間での共有化を図り、相談者の利便性の向上に努めます。
- 複合的で複雑な課題に対応できるよう、相談支援機関の連携を強化し、情報共有を図りながら問題解決に努めます。
- コミュニティソーシャルワーク機能について、重層的支援体制整備事業の受託をきっかけ に強化に努めます。

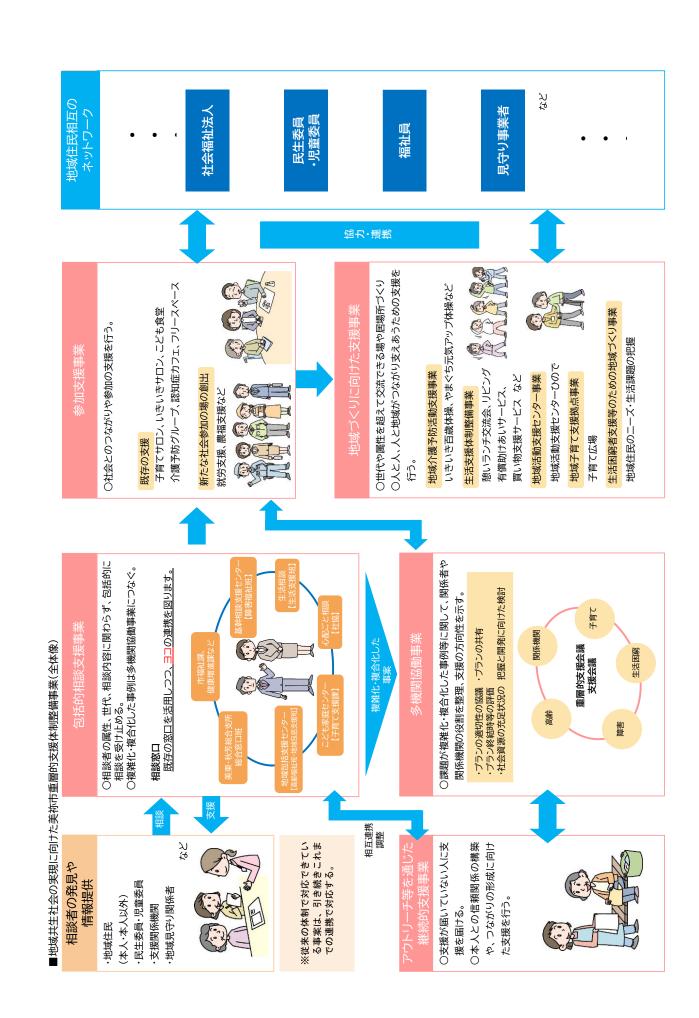
【具体的取組】		
取組	内容	
福祉総合相談	「心配ごと相談」(市受託事業)をはじめ、地域住民に身近な相談窓口	
	の設置とともに、自立相談支援機関に相談支援包括化推進員を配置	
	し、複合課題に対応する社会福祉協議会内外の多職種・多機関が連携	
	した相談体制を整備します。	
生活困窮者自立支援	自立相談支援機関を設置し、生活に困窮している人からの相談に対	
事業(市受託事業)等	し、関係機関と連携しながら自立に向け包括的な支援を行います。	
	また、生活福祉資金貸付事業(県受託事業)により低所得者や高齢者、	
	障害のある人の生活を経済的に支え、自立支援を図ります。	
多機関協働事業(市受	重層的支援体制整備事業に携わる関係者の連携がよりスムーズにな	
託事業)	るように、相談支援包括化推進員を中心として相談支援機関をサポー	
	トします。	
アウトリーチを通じた	地域や支援関係機関などとの連携を図り、情報収集や支援対象者の	
継続的支援事業(市受	把握、訪問等のアウトリーチによる関係構築に向けた働きかけを行い、	
託事業)	本人や家族に寄り添った伴走型支援をコーディネートします。	

## 行政の取組 [公助]

- 地域の課題や相談内容の多分野間での共有化を図り、相談者の利便性の向上に努めます。
- 複合的で複雑な課題に対応できるよう、庁内をはじめ相談支援機関との連携を強化し、 情報共有を図りながら問題解決に努めます。

取組	内容	担当課
福祉総合相談支援体	重層的支援体制整備事業を活用し、「相談支援」、「参加	福祉課
制の整備	支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行い、加	
	えて「多機関協働事業」、「アウトリーチを通じた継続的	
	支援事業」を通じて必要な支援等につなげる体制を整	
	備します。	
地域包括支援センター	美祢地域(直営)、美祢東地域(委託)において、高齢者	福祉課
の充実	の相談支援を行います。	
	他機関との連携や庁内での連携を強化し、課題解決に	
	取り組みます。	
障害者の総合相談支	「総合相談支援センターみね」(委託)を障害者相談支	福祉課
援の充実	援における中核的な基幹相談支援センターと位置付	
	け、美祢市の相談支援体制を総合的に強化すること	
	で、障害のある人の自立した社会生活に向けた総合相	
	談支援を行います。	

取組	内容	担当課
こども家庭センターの	こども家庭センターを中心に、妊娠期から子育て期ま	子育て支援課
充実	での総合相談支援を行い、子育てに困難を抱える世帯	健康増進課
	への支援や、虐待の予防及び早期発見に取り組みま	
	す。	
健康づくり相談支援の	市民の健康づくりに関わる相談支援を行います。	健康増進課
充実		
生活困窮者自立支援	自立相談支援機関を設置(委託)し、生活に困窮してい	福祉課
事業の推進	る人からの相談に対し、自立に向けた包括的な支援を	
	行います。	
多機関協働事業の推	重層的支援体制の推進にかかわる関係者の連携がと	福祉課
進	りやすくなるよう、事業受託者(市社会福祉協議会)と	
	連携・協力し事業を推進します。	
アウトリーチを通じた	支援が届いていない方や、支援につながることに拒否	福祉課
継続的支援事業	的な人に対して支援が届くよう、事業受託者(市社会	
	福祉協議会)と連携・協力し事業を推進します。	



## ~何でも話せる、身近な相談窓口~

#### ■■心配ごと相談■■

毎週水曜日の午後、公民館や地域福祉センターを会場に、市社協会長から委嘱された相談員が暮らしの中で感じる心配ごとなどの相談をお聞きし、場合によっては専門的な相談窓口へおつなぎします。また、電話でのご相談も可能です。

相談内容など**秘密はお守りします**ので、**お気軽** にお越しください。



相談員研修会の様子

## 基本施策② 相談窓口や福祉サービスの周知

身近な地域の相談者である民生委員・児童委員や福祉員、また相談員制度も含めた福祉相談業務についての情報を様々な手段や機会を活用して提供します。

また、必要とするすべての人に必要なサービスに関する情報が伝わるよう、あらゆる媒体や機会 を活用します。

#### 【役割分担】

#### 市民の取組「自助」

- 広報やホームページ等を見る習慣、知りたいことを聞く習慣を身に付け、福祉に関する情報を取得しましょう。
- 福祉サービスに関する知識を深めましょう。

#### 地域・関係機関・団体等の取組 [互助・共助]

#### 地域・福祉関係者の取組

- 隣近所で必要な情報を伝達しましょう。
- TPOに応じたパンフレットの作成と配布先を開拓し、団体相互の情報を共有しましょう。
- 地域の中で困りごとを抱えている人に対して、必要な福祉サービスの利用につながるよう地域団体の活動等を情報提供の機会として活用しましょう。

#### 社会福祉協議会の取組

- 会報やホームページ、有線テレビ等により、地域内の福祉活動の実践紹介や福祉サービ ス情報の提供を行う等広報の充実を図ります。
- 誰もが必要な時に気軽に相談できるよう、相談窓口や相談支援に携わる人たち(福祉員、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、ふれあいサロン、ボランティア等)への周知を図ります。
- 高齢者、障害のある人等の情報の受け手に合わせた福祉サービス情報を提供します。

【具体的取組】		
取組	内容	
社協だより発行	月1回の広報紙(社協だより「みんなしあわせねっとわーく」)を発行し、	
	地域福祉に関する身近な情報やお知らせ等、全戸に配市します。配布方	
	法や配布場所の開拓を進め、市民が手にする機会を増やします。	
ホームページやSNS	インターネットを活用し、ホームページやSNSなど、複数の方法により	
による情報発信	地域福祉に関する情報を、必要とする人に届けられるよう努めます。	
	SNSのフォロワー確保に努めるとともに、高齢者の利用を促進するた	
	めのスマホ講座等を実施します。	
有線テレビによる情報	文字・映像放送を活用し、リアルタイムな情報を提供します。	
発信		
ボランティア情報メー	ボランティア情報メール会員登録を推進し、ボランティアへの参加を促	
ル会員登録	します。	
コミュニケーション支	ボランティアと連携し、市報の点訳及び点訳カレンダー、音訳広報紙を	
援	配布します。また、各講演会等に手話通訳者を派遣し、障害のある人に	
	配慮した情報を提供します。	

## 行政の取組 [公助]

- 広報紙やパンフレットをはじめ、ホームページや有線テレビ等、様々な媒体を活用し、分かりやすい文章表記、色使い、記載等配慮に努めます。
- 高齢者、障害のある人へ点訳・手話通訳・要約筆記をする等、情報の受け手に合わせた 福祉サービス情報を提供します。
- 各種媒体を活用し情報のバリアフリー化を推進します。
- 地域の組織や団体を通じ、あらゆる機会を活用して、福祉サービスや制度の利用拡大に 努めます。

取組	内容	担当課
広報等による	広報「げんきみね。」、ホームページ及び有線テレビ、スマ	関係各課
情報提供	ートフォンアプリなどを活用した情報提供を実施します。	
	通知や情報提供のタイミングや内容に応じて、適切な	
	手段による情報提供を行う仕組みづくりを進めます。	
点字・音訳広報への	広報の点訳及び点訳カレンダー、音訳広報紙の配布を	福祉課
支援	支援します。	
	点訳・音訳への理解推進と啓発活動を実施し、担い手	
	の確保を進めます。	
手話通訳者・	各種講演会等へ手話通訳者・要約筆記者を派遣し、障	福祉課
要約筆記者の派遣	害のある人に配慮した情報の提供を行います。	
	市内の手話通訳者・要約筆記者の養成に取り組みます。	

## 基本施策③ 地域での福祉問題等の情報共有と課題解決の仕組みづくり

地域の現状や課題を共有し、望ましいネットワークのあり方や課題解決策について市民が主体 的に検討できる場づくりを進めます。

#### 【役割分担】

#### 市民の取組「自助」

- 隣近所の地域生活上の課題に目を向けましょう。
- 誰もが当たり前に生活するために何が必要か、考えてみましょう。
- 地域内の地域課題、生活課題の話し合いの場やふくし座談会等に参加しましょう。
- 手助けが必要な人がいたら、ちょっとした手助けや手伝いをしましょう。

### 地域・関係機関・団体等の取組 [互助・共助]

#### 地域・福祉関係者の取組

- 福祉圏域の地区で気軽に相談できる場を設け、住民で話しあう機会をつくりましょう。
- 地区の集いの場等の様々な地域活動を通じて、身近な地域での情報交換を行いましょう。
- 社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉員、区長等は、身近な地域の相談役として、 日頃から地域住民と信頼関係を築き、気軽に相談しやすい雰囲気づくりに心がけましょ う。
- 不足している助けあい活動の把握と創出を検討しましょう。
- 地域課題の解決に向けた関係機関のネットワークに参加協力しましょう。

#### 社会福祉協議会の取組

- 住民ふくし座談会を開催し、地域活動や社会資源について集約するとともに、他地区の 状況について情報提供します。
- 誰もが気軽に行ける相談窓口の雰囲気と相談しやすい環境を整えます。
- 身近な地域の気づきを必要な支援につなげていくため、困っている人に寄り添う支援 と支えあい助けあえる地域づくりに向けた支援を推進するコミュニティソーシャルワー ク機能を強化します。
- 福祉圏域における小地域福祉活動支援体制の構築を図り、地域に応じた取組活動を支援します。

取組	内容
住民ふくし座談会の	地域住民が地域の課題に気づき、主体的に解決のために取り組むきっ
開催	かけづくりの場として座談会を開催します。
小地域福祉活動計画	地区社会福祉協議会と共に、各地区の地域課題や特性に応じた中期
の策定支援と推進	的な地域福祉活動計画の策定・進捗管理に取り組みます。

取組	内容	
コミュニティソーシャ	制度の狭間にある相談者や要支援者の見守りやアウトリーチ等、地域	
ルワーカーの配置によ	のセーフティーネットづくりや新たな仕組み、サービスの開発や普及を	
る個別支援と地域支	進めます。また、複合的な課題については、コミュニティソーシャルワー	
援の一体的展開とアウ	カーと相談支援包括化推進員をはじめ多機関との連携や情報共有、役	
トリーチによる課題把	割分担を図り、課題の解決に向けた取組を進めます。	
握や共有		

## 行政の取組 [公助]

- 福祉圏域(階層:全域/地域/地区)を設定し、圏域に応じた地区で気軽に相談できる場の設置を推進します。
- 地域へ出向き、専門機関との連携を深め、地域の困りごとを解決できる総合相談機能 の強化を推進します。
- 地域ケア会議等の既存協議体の活用、生活支援体制整備事業における地域での協議体 設置の取組を通じて、地域の担い手と専門機関・専門職の相互理解や連携・協働につな げます。

取組	内容	担当課
住民ふくし座談会の開	地域の課題を解決していくための意識醸成と福祉課	福祉課
催支援	題を考える機会の提供を支援します。	
	小地域福祉活動計画に向けての各地区社会福祉協議	
	会役員へ説明会等の開催を支援します。	
小地域福祉活動に関	各地区の地域課題や特性に応じた小地域福祉活動計	福祉課
する活動計画の策定	画の策定を支援します。また、策定にあたって必要な	
支援	情報提供を行います。	
地域ケア会議の開催	介護支援専門員のケアマネジメント支援を行う「ケアマ	福祉課
	ネジメント支援型」、行政区単位等で地域課題の把握を	
	行う「圏域型」による地域ケア会議を開催します。また、	
	個別ケースに係る地域ケア会議を随時開催し、把握し	
	た課題の解決に向け、関係機関の連携を図ります。	
地域におけるケア支援	重層的支援体制整備事業の参加支援等に資するよう、	福祉課
	地域における支えあう関係の醸成等につなげるコーデ	
	ィネートを担うコミュニティソーシャルワーカーの活動	
	を支援し、住民が中心となった地域づくりを進めます。	

## 活動目標2. 福祉サービス利用者の保護と支援

#### 【現状と課題】

介護保険法や障害者総合支援法により、福祉サービスの仕組みは「措置」制度ではなく利用者が 自ら選び利用する「契約」制度と位置付けられています。利用者は様々なサービス提供者を自由に 選べるようになった一方で、認知症や障害等により判断能力に不安のある人は、財産管理や日常 生活で生じる契約等を行うときに不利益を受けることがあります。全国的な少子高齢化の進展や 高齢者単身世帯の増加といった社会背景の中、財産管理や日常生活において困難を抱える市民へ の権利擁護支援の必要性が高まっています。当事者の考えを尊重し、自己の意思で決定できるよ う支援を行うとともに、地域の中で当事者本人の状況が理解され、地域の一員として自分らしく暮 らせるようにしていく必要があります。現在、本市では「権利擁護支援センター」の設置はありませ んが、「総合相談支援センターみね」や「地域包括支援センター」がその役割を担っています。また、 美祢市社会福祉協議会においても「日常生活自立支援事業」などの権利擁護に係る事業を実施し ており、様々な相談に応じています。これらの相談支援窓口が連携し、成年後見制度などの有効活 用を図ることが求められています。

また、DV(ドメスティック・バイオレンス)や虐待等、専門性が高い福祉問題への対応については、 早期発見・早期支援により関係機関と連携して迅速に対応することが不可欠です。

今後は、単身高齢世帯や認知症高齢者等の増加などにより、財産管理や日常生活における援助等に関する支援や相談も増えることが予想されるため、必要とする人が成年後見制度等の内容を正しく理解し、適切に利用できるよう周知・啓発に努めることが求められます。また、社会福祉協議会による法人後見の実施を進めるとともに、地域住民の中から市民後見人を育成支援する等、地域の権利擁護体制を整備する必要があります。更に、今後は、身寄りのない高齢者を中心とした死後事務の支援等についても検討していく必要があります。

### 基本施策① 権利擁護や成年後見制度の周知や利用支援

高齢者、障害のある人、児童等の各分野において、判断能力が十分でない人が、権利侵害にあうことなく適切に福祉サービスを利用できるよう、周知や利用支援の取組を進めます。また、自立した生活を送ることができるように、成年後見制度の利用支援体制を促進します。

#### 【役割分担】

## 市民の取組[自助]

- 成年後見制度や権利擁護に関する制度について理解を深めましょう。
- 支援の必要な人がいた場合は、身近な相談機関に連絡しましょう。

#### 地域・関係機関・団体等の取組 [互助・共助]

#### 地域・福祉関係者の取組

- 支援やサービスが必要な人に制度やサービスの活用により、生活の質が向上することを 啓発しましょう。
- 福祉事業者、医療機関は、権利擁護の支援が必要な人を把握したときは、適切な機関に つなげましょう。
- サービス事業者は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、サービスの提供に心がけましょう。

#### 社会福祉協議会の取組

- 判断能力が不十分なため日常生活を営むのに支障がある人が、地域で安心して生活できるよう、相談支援や福祉サービスの利用支援等をはじめとした自立支援を推進します。
- 利用者の財産管理や身上保護が必要かつ適切な場合に被後見人の財産や権利を守る ことを支援します。

## 【具体的取組】

取組	内容	
成年後見制度の	成年後見の申立てや後見人の活動に関する相談に応じ、必要な支援を	
利用支援	行います。また、専門職をはじめとするチームづくりにより、相談支援	
	のノウハウの蓄積を図り、支援の質の向上を目指します。	
法人成年後見人の受任	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、社会福祉協議会が法人	
	として成年後見人となり、身上保護を中心とした後見活動を行います。	
日常生活自立支援事業	軽度の認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の理解力や判断能	
	力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の	
	支援を行います。	

## 行政の取組 [公助]

- 権利擁護の必要な人の発見・支援・早期の段階からの相談・対応体制の整備、制度の運 用に資する支援等を規定した成年後見制度利用促進基本計画に基づき取り組みます。
- 社会福祉協議会等の関係機関と連携し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知 と利用促進に努めます。
- 相談窓口において、サービスに関わる苦情相談対応に取り組みます。

取組	内容	担当課
成年後見制度の利用	美祢市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、制	福祉課
支援	度の理解促進や、成年後見制度を含めた権利擁護体制	
	(地域連携ネットワーク)を構築します。	
成年後見制度市長申	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、申し立	福祉課
立の実施	てを行う親族がいない等の理由により制度を利用で	
	きない人を対象に市長申立を行います。	
	制度の理解を促進し、利用が必要な市民の利用につな	
	げます。	
市民後見人の	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、制度の	福祉課
養成·支援	理解促進を図り、地域の身近な存在として市民が後見	
	活動を行う「市民後見人」の養成につなげます。また、	
	市民後見人の支援を行います。	

取組	内容	担当課
日常生活自立支援事業	軽度の認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の	福祉課
の支援	判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利	
	用援助や金銭管理等を行う日常生活自立支援事業を推	
	進します。	

## 基本施策② 虐待等の防止と対応の強化

地域住民やサービス事業所、医療機関、民生委員・児童委員等のネットワークを活かした虐待の 予防や早期発見、相談・防止体制の整備を図ります。また、警察等の関係機関との連携を強化し、 迅速・適切に対応できる体制を整備します。

## 【役割分担】

## 市民の取組 [自助]

- 虐待・DVについて、正しい理解・認識を深めましょう。
- 虐待・DVに関する連絡・相談先を知るとともに、身近で被害に気づいた場合は、専門機関に連絡しましょう。

#### 地域・関係機関・団体等の取組 [互助・共助]

#### 地域・福祉関係者の取組

- 虐待・DVについて、正しい理解・認識を深め、それぞれの活動に活かしましょう。
- 地域における活動等で、被害に気づいた場合は、専門機関へ速やかに情報を伝達しましょう。
- 各相談機関や医療・福祉サービス事業所と連携し、個別支援会議の開催等により情報を 共有しましょう。
- 福祉事業者等は、施設内で虐待が発生しないよう、研修体制や職場環境を充実させまし ょう。

#### 社会福祉協議会の取組

- 住民ふくし講座等により、制度の周知啓発を支援します。
- ◆ 社会福祉協議会の活動の中で、被害に気づいた場合は、専門機関に連絡する等、権利擁護に関する相談・支援機能につなぎます。
- 各相談機関や医療・福祉サービス事業所と連携し、個別支援会議を開催します。

取組	内容		
行政とのチームアプロ	市や関係機関等との連携による支援チームの体制を整備し、事例検討		
ーチやチームケア	など民生委員・児童委員と支援に関わる専門職等とで合同の研修会な		
	どチームアプローチやアウトリーチの在り方の共通理解を目指します。		

## 行政の取組 [公助]

- 障害者虐待防止法に基づく通報・相談に対応する体制を整備します。
- 被虐待児童及びひきこもり児童等の要保護児童への早期対応支援体制を構築します。
- 高齢者の虐待の通報、相談に対応し、高齢者の人権擁護に努めます。
- 虐待防止に関する啓発を推進するとともに、早期発見、早期対応の強化を図ります。

取組	内容	担当課
要保護児童支援対策	DVや児童虐待被害者に対する相談、支援、一時保護	子育て支援課
協議会の運営	等を、児童相談所をはじめ関係機関と連携して行いま	
	<b>す</b> 。	
障害者虐待防止センタ	委託事業により、障害のある人の虐待防止、迅速な対	福祉課
一の運営	応、再発防止等への取組を行います。	
高齢者虐待防止の強化	高齢者の虐待の防止、迅速な対応、再発防止等への取	福祉課
	組を行うため、地域包括支援センターに相談窓口を設	
	置して対応します。また、相談支援を担当する職員が	
	迅速に対応できるよう、高齢者虐待対応マニュアルの	
	改訂を進めます。	

## 活動目標3. 支援が必要な人への福祉サービスの充実

### 【現状と課題】

年々、複雑・多様化する市民の生活課題を解決するため、住民個々のニーズに合った多様なサービスが提供されるよう、適切なサービスを総合的に提供できる仕組みづくりや環境づくりを推進していくことが求められます。

また、社会経済の構造的な変化等による生活保護受給や生活困窮に至るリスクの高い層の増加 を踏まえ、生活保護に至る前段階の生活困窮者への支援を抜本的に強化するために、生活困窮者 自立支援法が平成27年4月から施行されました。令和6年の改正では、高齢単身世帯の増加やこ どもの貧困等の課題の顕在化を踏まえ、居住支援や関係機関等との連携等の強化が盛り込まれる など、社会背景の変化に応じて改正が行われています。

本市では、高齢化率が全国や山口県の平均を上回る水準で進んでおり、核家族化やライフスタイルの多様化により、高齢者のみの世帯が増加しています。また、移動手段がなく買い物や通院等に困っている高齢者や障害のある人等もいます。誰もが住み慣れた地域で、その人らしく自立しながら住み続けるためには、地域における日常的な支えあいが重要であるとともに、行政と関係機関が連携し、福祉や交通など多分野にわたるサービスの創造や提供を推進し、支援していくことが必要です。

## 基本施策① 適切な福祉サービスの提供

地域住民が安心して生活できるよう、子育て支援、高齢福祉、障害福祉、健康増進等の各方面において、各種サービスの充実を図ることが重要です。

福祉・保健・医療・介護等の関係機関との連携のもと、支援が必要な児童、障害のある人、高齢者に対してサービスを柔軟かつ総合的に提供します。

#### 【役割分担】

## 市民の取組 [自助]

- 日頃から福祉に関する制度やサービスに関心を持つよう心がけましょう。
- 行政やサービス提供事業者等へ意見や要望、アイデアを積極的に伝えましょう。
- 福祉サービス等を必要に応じて活用しましょう。

#### 地域・関係機関・団体等の取組 [互助・共助]

#### 地域・福祉関係者の取組

- 近隣の人で誘いあい、地域の拠点や集まりに参加し、健康づくりに努めましょう。
- 必要なサービスが利用に結びついていない人へ支援が行き届くよう紹介しましょう。
- NPOや民間事業者等は、福祉・保健サービスに積極的に参入しましょう。
- 福祉関連事業者は、利用者本位の真に必要なサービスの提供に心がけましょう。
- サービス事業者は、職員研修等により、意識啓発や技術向上を図りましょう。

#### 社会福祉協議会の取組

- 利用者本人が住み慣れた地域で生活を継続できるように、安心と信頼のできる質の高い在宅の福祉サービスの提供を進めます。
- 制度の対象にならない人に対して、自立した生活が送れるように、独自サービスの検討、実施に努めるとともに、住民ニーズに応じた新しいサービスを積極的に展開していきます。

## 【具体的取組】

取組	内容
地域支援事業·高齢者	高齢者や障害のある人等、寝具の保清が困難な方を対象に寝具のクリ
福祉事業の充実	ーニングサービスを提供します。
独居世帯の支援	介護事業等の既存の事業を柔軟に運用し、独居の方の入退院時の相
	談や身の回りの支援、外出の付き添いや手続きの代行等を行います。
配食サービス	見守りや、栄養状態の改善等を目的に、ボランティアによる給食や配
	食活動を支援します。
介護者の支援	介護者の集いの活動支援や、家庭介護者のリフレッシュ事業を通じ、制
	度やサービスに関する情報提供や孤立の防止を図ります。
車椅子の貸出	緊急時や短期間等、既存の制度やサービスの対象外となる場合に、無
	料で車椅子等の介護用品を貸し出します。
移送サービス	公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、福祉車両の貸出サ
	ービスと運転ボランティア活動を組み合わせ、主に通院のニーズに対
	応します。
チャイルドシートの貸出	チャイルドシートが必要な家庭に、乳児・幼児・学童用のシートを無料で
	貸し出します。
介護予防と生活支援	生活支援体制整備事業における「通いの場」づくりを推進し、介護予防
	や認知症予防のプログラムを実施し、そこで把握した生活課題に対し、
	必要に応じ助けあいの仕組みづくりに取り組みます。

#### 行政の取組 [公助]

- 各種福祉分野にかかる個別計画を推進することにより、サービスの質の向上と量の確保を図ります。
- こどもや子育て家庭、高齢者、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる支援 体制づくりを推進します。
- 障害のある人やこども、難病の人等が、地域における自立した生活を送れるようサービスや支援の充実を図ります。
- 犯罪をした者等が、再犯につながらず地域における自立した生活を送れるよう、支援体 制づくりを推進します。

【具体的取組】		
取組	内容	担当課
高齢者福祉サービス	「美祢市高齢者保健福祉計画」、「美祢市介護保険事業	福祉課
の充実	計画」に基づき、高齢者福祉サービスや介護保険福祉	
	サービスの充実を図ります。	
障害者福祉サービス	「美祢市障害者計画」、「美祢市障害福祉計画・障害児	福祉課
の充実	福祉計画」に基づき、地域生活支援事業等障害のある	
	人への支援に関わるサービスの充実を図ります。 ま	
	た、必要なサービス量を把握し、確保のための事業所	
	の進出や誘致を促進します。	
子育て支援サービス	「美祢市こども・子育て支援事業計画」に基づき、こど	子育て支援課
の充実	もの健全育成や子育て支援に関わるサービスの充実	
	を図ります。	
健康づくり事業の充実	「美祢市健康増進計画」に基づき、母子保健事業や食育	健康増進課
	事業、成人保健事業等の健康づくり関連事業の充実を	
	図ります。	

## 基本施策② 生活困窮者、社会的弱者等の対策の充実

生活困窮者に対して、早期に適切な支援を実施するため、関係機関との情報共有と連携を図り、 相談体制を充実させ、自立を促進していくために包括的な支援体制の構築に努めます。また、複合 的な問題を抱える生活困窮者の把握に努め、早期の自立につなげられるよう相談体制を整備します。

また、精神障害のある人、犯罪を犯した者等も地域社会から孤立する対象となる場合があります。これらの問題を解決するために、社会福祉分野だけではなく、他分野との連携についても、強化していきます。

#### 【役割分担】

#### 市民の取組「自助]

- 積極的に挨拶や声かけをする等、普段から地域でのコミュニケーションを大切にしましょう。
- 悩みを抱えている人がいたら、相談機関を紹介しましょう。

#### 地域・関係機関・団体等の取組 [互助・共助]

#### 地域・福祉関係者の取組

- 専門機関・専門職等の役割、活動内容等について理解・認識を深め、必要に応じて、困っている人に対し適切な専門機関等を紹介し、必要な支援につなぎましょう。
- 制度の狭間や複合的な課題、生活困窮やひきこもり、再犯防止に関する取組等、様々な 課題やその対策について理解・認識を深め、それぞれの活動に活かしましょう。
- ◆ 余剰生活用品等の活用による生活困窮者支援への協力を心がけましょう。

## 社会福祉協議会の取組

- 福祉ニーズの多様化・高度化に対応するため、各種専門資格保有者や相談支援の実務 経験者が生活困窮者に対して専門的に相談を行い、必要な場合は関係機関に引き継い で支援します。
- 一人ひとりの状況に応じて、経済的問題だけでなく、心身の問題、家族の問題等様々な 生活問題を抱えている世帯に寄り添い、支援に努めます。

## 【具体的取組】

22 111 2 211 2		
取組	内容	
自立相談支援事業	生活困窮者の包括的な相談窓口として、関係機関と連携して支援を行	
(市受託事業)	います。	
就労支援事業	就労可能な支援対象者への助言や指導、ハローワークへの同行訪問等	
(市受託事業)	を行います。また、事業者等への働きかけによる求人開拓や社会資源	
	の開拓も行います。	
住居確保給付金支給	就労支援に合わせ、住居確保に必要な経費を給付します。	
事業(市受託事業)		
家計相談事業	失業や債務等家計に課題を抱える方に対し、各種制度の利用支援や資	
(市受託事業)	金貸付の斡旋等を行います。	

## 行政の取組 [公助]

- 生活困窮者自立支援制度の周知を図ります。
- 各分野横断的に相談・支援できる体制づくりを行います。

取組	内容	担当課
生活困窮者自立支援	就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立等によ	福祉課
事業の推進	り生活困窮に陥っている人の把握に努め、関係専門機	
	関と連携した支援を進めます。	
就労支援の充実	生活保護受給者や生活困窮者等の自立を後押しする	福祉課
	ため、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、就労	
	に結びつくよう支援の充実を図ります。	
ひとり親家庭等の自	母子父子自立支援員がひとり親家庭の社会生活につ	子育て支援課
立支援の実施	いての総合的な相談に応じます。また、自立に向けた	
	教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給し	
	ます。	
自殺対策の推進	国の自殺総合対策大綱を踏まえ、市における自殺対策	健康増進課
	を推進するため、自殺対策計画を策定し、関係機関と	
	のネットワークの強化、相談体制の強化、普及啓発等を	
	総合的に展開します。	

取組	内容	担当課
各分野横断的に相談・	連携会議や重層的支援体制整備事業における支援会	福祉課
支援できる体制づくり	議等を通じて、庁内外の分野横断的に相談・支援でき	
	る体制づくりを行います。	
市営住宅の提供にお	高齢者世帯、心身障害者世帯、ひとり親世帯等、被災者	建設課
ける優先的な選考	世帯などの住宅困窮度の高い人を優先的な選考を行う	
	対象者として、優遇措置を実施します。	

## 第2次美祢市再犯防止推進計画

## 基本施策③ 再犯防止のための支援

近年、全国的に刑法犯の認知件数は減少傾向で推移している一方で、検挙人員の約半数を再犯者が占めるという状況にあります。再犯をした者等の中には、生活困窮や障害、複合的な課題を抱え福祉的な支援を必要としている人も多く、出所後に地域から孤立してしまったり、必要な支援を受けることができなかったりすることが再犯の要因の一つとなることから、再犯防止に関する取組を総合的に推進するため、平成28年12月14日に「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止推進法)が施行されました。これにより、地方公共団体には地方の実情に応じた施策の策定と実施の責務が明示されるとともに、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。

また、令和5年3月に策定された国の第二次再犯防止推進計画においては、犯罪をした者等が 地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくこ とが重要と考えられ、第一次計画の重点課題であった「地方公共団体との連携強化等」が「地域に よる包摂の推進」に変更されました。

本市においても再犯防止の取組を地域ぐるみで進めることが重要であり、犯罪をした者等が 地域で安定した生活を送るために、本人や家族への支援とともに、市民の再犯防止に関する理 解と助けあいを促進します。

本市では犯罪検挙数が県内でも少ない状況にあることから、『防犯』に焦点を当てた取組と、『再犯』に視点を置いた犯罪者の社会復帰支援への取組を進めていくとともに、本市には官民協働による美祢社会復帰促進センターが所在しており、互いに連携しながら再犯防止と、合わせて地方創生に資する取組を進めていきます。

なお、この計画において「犯罪をした者等」とは、再犯防止推進法第2条第1項で定める者で、 犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者を指します。

#### 【役割分扣】

### 市民の取組 [自助]

- 再犯防止、社会復帰促進の取組について理解を深めましょう。
- 地域全体で犯罪や非行の防止と犯罪からの立ち直りを支える意識を持ちましょう。
- "社会を明るくする運動"の取組に理解を深め、その活動に参加・協力しましょう。

#### 地域・関係機関・団体等の取組 [互助・共助]

#### 地域・福祉関係者の取組

- "社会を明るくする運動"の取組に理解を深め、その活動に参加・協力しましょう。
- 再犯防止への市民の理解を深めるため、周知・広報に努めましょう。

#### 社会福祉協議会の取組

- 犯罪を犯した者やその家族などからの相談を受け、関係機関と連携していきます。
- 民生委員・児童委員などの地域における見守り支援の関係者に対し、更生保護に係る情報提供を行い、関係者間の適切な連携、情報共有が図られるよう努めます。
- 支援者や福祉サービス従事者、事業主に対し、更生支援に対する知識の習得や犯罪を犯した者などの雇用に対する理解促進などを図ります。

● 保健・医療・福祉の支援を必要とする人に対して、必要とする情報を提供し、適切なサービス利用につながるよう、関係機関・団体との連携を図ります。

取組	内容
地域見守り防犯灯・防	市と協力し、自治会等が設置する防犯灯・防犯カメラの新設や取替に
犯カメラ設置の支援	関する経費の一部を補助します。また、支援制度の周知を図り、利用促
	進に努めます。
就労の支援	事業主に対し、協力雇用主制度の紹介を行うこと等により、犯罪をし
	た者等の雇用に対する理解促進を図ります。
	知識や技術を生かした中間的就労の仕組みづくりや、適性のある就職
	先とのマッチングを始め、マッチング後のフォローアップ体制を構築す
	ることで、一般就労へ移行するための仕組みづくりを進めます。
地域福祉による包摂	保護司会などの民間団体等と連携しながら、地域生活への復帰を支援
のための啓発活動	するとともに、地域住民の理解の促進に努めます。



▲社会を明るくする運動の活動のうち、市内巡回広報の一場面 毎年、強調月間である7月に、保護司会が中心となり、また、更生保護女性会の 協力のもと、市内を巡回し広報・啓発を行っています。

#### 行政の取組 [公助]

- 刑務所出所者などが安定した職を得て地域に定着するために、国・県などの関係機関・ 団体等と連携しながら、本人の意向や適性などを踏まえた相談・支援を推進します。
- 児童生徒の健全育成を図り、非行の未然防止や早期対応を充実するとともに、非行をした児童生徒の立ち直りを支えるため、必要な支援を推進します。
- 犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の立ち直りを考える取組を実施するとともに、保 護司などの更生保護に携わる団体の活動を周知します。
- 保護司会や更生保護女性会などの団体活動について支援し、関係機関同士の連携を図りながら、地域住民の理解の促進に努めます。
- 次の5つの項目を中心に取組を勧めます。
- ア 安全・安心なまちづくりの推進
- イ 就労・住居の確保支援
- ウ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- エ 非行の防止と学校と連携した修学支援
- オ 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

#### 【具体的取組】

#### ア 安全・安心なまちづくりの推進

取組	内容	担当課
地域見守り防犯灯・防	区等の地域団体に対して、防犯灯及び防犯カメラの	総務課
犯カメラ設置の支援	設置費用の一部を支援し、地域における犯罪発生を	
	抑止するとともに、地域住民の防犯意識高揚と地域	
	防犯力の向上を図ります。	
地域における児童・生	地域住民や民生委員・児童委員、防犯活動団体が連携	総務課
徒等の見守り活動	し、児童・生徒が安全に登下校できるよう、あいさつ	学校教育課
	や見守り活動を支援します。	
環境浄化活動	市内の青少年が利用する店等を「少年を守る店」に指定	生涯学習スポ
	し、当該営業を通して青少年が非行を犯さないように見	ーツ推進課
	守り、健全な環境づくりに取り組みます。	
地域防犯活動団体と	毎年、地域防犯活動団体連絡会議を開催し、団体への情	総務課
の連携	報提供や、登下校の防犯対策に関する意見交換を行うこ	
	とで、団体間及び関係機関との情報交換の場を構築しま	
	す。	

その他、「基本目標2 地域のつながりづくり 活動目標2. 防犯・防災体制の推進 基本施策②地域防犯体制の充実」に掲げる取組を中心に実施します。

イ 就労・住居の確保支援		
取組	内容	担当課
協力雇用主の支援	犯罪等の前歴のために定職に就くことが難しい保護観	福祉課
	察対象者等や矯正施設出所者などを雇用し、改善更生に	
	協力する民間雇用主となる協力雇用主制度についての	
	周知を図ります。	
矯正施設等と連携した	矯正施設及び地域の地場産業(農業分野、介護分野、	関係各課
再犯防止と地域振興	観光分野、教育分野)と連携して、矯正施設出所者へ	地方創生推
の推進	の就労支援による再犯防止と地域経済の活性化によ	進室
	る地域振興を推進する分野横断的な取組を進めま	農林課
	₫。	観光政策課
		学校教育課

その他、「基本目標1 安心して生活できるまちづくり 活動目標3.支援が必要な人への福祉サービスの充実 基本施策②生活困窮者、社会的弱者等の対策の充実」に掲げる取組を始め、重層的に支援を実施します。

ウ 保健医療・福祉サービスの利用の促進		
取組	内容	担当課
各種相談支援	「基本目標1 安心して生活できるまちづくり 活動目標	関係各課
	1. 総合的な相談体制と情報共有体制の充実 基本施策	
	①包括的支援体制の整備」に掲げる相談支援の各取組	
	を実施	
自立支援医療(精神通	精神障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むこ	福祉課
院医療)	とができるよう、精神障害の状態の軽減のために必要	
	な医療費を助成する制度を通じて支援を行います。	
薬「ダメ。ゼッタイ。」普	薬物乱用による弊害を市民が正しく理解し、「乱用をし	健康増進課
及運動の推進	ない、させない、許さない社会」を構築する気運の醸成	
	を図ります。	

その他、「基本目標1 安心して生活できるまちづくり 活動目標2.福祉サービス利用者の保護と支援 基本施策①権利擁護や成年後見制度の周知や利用支援」に掲げる取組等を実施します。

エ 非行の防止と学校と連携した修学支援		
取組	内容	担当課
スクールソーシャルワ	スクールソーシャルワーカーを配置し、要支援家庭と学	学校教育課
ーカーの活用	校、関係機関との連絡調整や社会資源の活用を促し、児	
	童・生徒やその家庭が抱える課題の解消を図ることがで	
	きるよう支援を行います。	

エ 非行の防止と学校と連携した修学支援		
取組	内容	担当課
児童クラブの充実	「基本目標2 地域のつながりづくり 活動目標1.地域の	子育て支援課
	見守り活動や交流活動の促進 基本施策①地域住民の	
	交流の促進と拠点の整備」に掲げる同取組を実施	
非行のある少年等へ	保護観察対象少年の再非行の防止に向け、保護司と	福祉課
の支援	学校等との情報共有を図るとともに、相互協力に努	学校教育課
	めます。	
	非行を繰り返す少年については、法務少年支援センター	
	山口(山口少年鑑別所)、児童相談所及び少年サポートセ	
	ンター(警察)等と連携し、保護者等への相談支援に取り	
	組みます。	
市内で開設されてい	市のホームページや広報紙を活用して、市内で開設され	子育て支援課
るこども食堂のPR	ているこども食堂を紹介し、こども食堂の役割の周知を	
	図ります。	
その他、非行の防止と修学支援の充実に向けた取組を進めていきます。		

オ 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進		
取組	内容	担当課
保護司の確保への支	将来にわたり、適正な保護司数を維持できるよう保護司	福祉課
援	会と連携した人材の発掘に取り組むとともに、人材の育	
	成について保護司会の取組を支援します。	
更生保護団体への支	更生保護活動の促進に寄与することを目的として、美祢	福祉課
援	保護区保護司会、更生保護女性会の財政的な支援に努	
	めます。	
地域福祉による包摂	民生委員・児童委員や社会福祉協議会の職員をはじめと	福祉課
の推進	した、地域における見守り支援の関係者に対し、更生保	
	護に係る情報提供を行い、関係者間の適切な連携、情報	
	共有が図られるよう努めます。	
矯正展への協力	矯正行政及び被収容者の社会復帰に対する理解と協力	地域振興課
	を得るため、美祢社会復帰促進センターが主催する矯正	
	展の開催を支援します。	

オ 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進		
取組	内容	担当課
"社会を明るくする運	法務省が提唱する"社会を明るくする運動"は、すべ	福祉課
動"の推進	ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たち	
	の更生について理解を深め、それぞれの立場におい	
	て力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こう	
	とする全国的な運動です。	
	本市では、市長を推進委員長として"社会を明るくす	
	る運動"美祢市推進委員会を組織し、美祢社会復帰促	
	進センターをはじめ、警察署、保護司会、更生保護女	
	性会、教育関係者等の関係機関・団体・関係者の連携	
	体制を構築するとともに、美祢保護区保護司会と連	
	携し、市内巡回広報の実施、推進大会の開催、作文の	
	募集等の行事を通じてこの運動を推進します。	
民間協力者の表彰	地域の犯罪予防を図る活動をしている保護司などの民	関係各課
	間ボランティアを顕彰し、その活動や社会的意義につい	
	て地域住民に周知を図ります。	
その他、「基本目標3 地域で活動するひとづくり 活動目標2.地域福祉意識の醸成 基本施策①		
福祉教育・人権教育の推進」に掲げる取組等を実施します。		

## 基本施策④ 福祉と連携したまちづくりの推進

高齢者や障害のある人をはじめ、すべての市民が心豊かに安心して暮らすためには、誰もが活動しやすい生活環境の整備をすることが大切です。

顕著となる少子高齢化に対応するため、高齢者や障害のある人等の生活交通手段を確保できるよう必要度に応じて、助けあい・サービスの利用調整・公共交通機関の利用等を調整します。

また、すべての人に優しいユニバーサルデザインの視点に基づいたまちづくりを推進するととも に、地域課題となっている空き家や空き農地を活用し、地域コミュニティの維持・活性化につなが るよう取組を進めていきます。

## 【役割分担】

### 市民の取組「自助」

- 高齢者や障害のある人等すべての人が利用しやすい、生活環境づくりに協力しましょう。
- バリアフリーやユニバーサルデザイン等について理解・認識を深めましょう。
- 隣近所で困っている人へ一人ひとりができる範囲で手助けしましょう。

#### 地域・関係機関・団体等の取組「互助・共助]

#### 地域・福祉関係者の取組

- 移動支援、移動手段の確保、買い物支援等生活環境に関する課題について、解決に向けた新たな活動の創出等、具体的な取組を推進しましょう。
- 企業や公共交通機関等もユニバーサルデザインやバリアフリーの視点に基づいた取組 をしましょう。
- 空き家や空き農地等の有効活用等地域ニーズに合わせた地域活動に積極的に取り組み ましょう。
- 地域ニーズを専門機関や行政に伝えましょう。

#### 社会福祉協議会の取組

- 住民のニーズに対応した地域活動を推進します。
- 誰もが円滑に社会参加ができるよう、心のバリアフリーに関する意識づくりに取り組みます。
- 共同募金等の仕組みを広め、息の長い地域福祉活動の推進につなげます。

取組	内容	
共同募金の活用	赤い羽根共同募金を原資として、ボランティア活動や当事者活動等を	
	支援し、地域福祉の向上のために「集めて使う」という共同募金のサイ	
	クルを広めます。	

取組	内容
福祉用具・福祉車両の	緊急時や短期間等、既存の制度やサービスの対象外となる場合に、無
貸出	料で車椅子等の介護用品や車椅子のまま乗車できる福祉車両を貸し
	出します。
移動困難者の外出支	公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、福祉車両の貸出サ
援	ービスと運転ボランティア活動を組み合わせ、主に通院のニーズに対
	応します。

# 行政の取組 [公助]

- 地域だけでは、また、福祉分野だけでは解決が難しい地域課題に対応していくため、多分野にわたる事業者や団体等の連携・協働を進めていきます。
- すべての市民が安全に安心して自立した日常生活を営むとともに、自らの意思で自由 に行動し、広く社会参加することができるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインを 取り入れた整備を推進します。

取組	内容	担当課
公共交通網の確保及び	交通事業者や地域団体など多様な主体との協働によ	地域振興課
生活交通体系の整備	り安定した公共交通サービスの提供に取り組むととも	
	に、次世代自動車等による新たな移動手段を視野に入	
	れた実証的な取組の導入を検討することで、運転士不	
	足の解消に取り組みます。	
運転免許証自主返納	運転免許証自主返納者の生活支援策の充実を図るた	総務課
の推進	め、各分野の事業者とも連携し、自主返納者への利便	福祉課
	性の向上や優遇措置制度の推進を図ります。	商工労働課
三世代同居の促進	三世代で同居又は近隣に居住する世帯を支援します。	地域振興課
空き家等の適切な管理	空き家等の発生の抑制や空き家等情報バンク等の利	地域振興課
	活用を含め、総合的に対応していくことにより空き家	建設課
	の増加を抑制し、まちなみやコミュニティを維持しま	
	す。また、関係課及び市内郵便局と連携し、空き家等情	
	報バンク制度の周知に努めます。	
空き農地の活用	農業者と福祉事業所、農業組合法人等との連携を促進	農林課
	し、就労の場としての活用を検討します。	
悪質商法等に関する	高齢者など、消費生活上特に配慮が必要な方々の消費	商工労働課
啓発	者被害を未然に防ぐために、市や市消費生活センター	
	をはじめとする市内の関係機関が連携し、「美祢市消費	
	者安全確保地域協議会」を中心に啓発活動を行います。	
移動販売支援の推進	市内の買い物困難者の状況を把握しながら、商工会や	商工労働課
	市内金融機関等と連携して、買い物支援事業の創設や	
	運営を支援します。	

# 基本目標 2 地域のつながりづくり

# 活動目標1. 地域の見守り活動や交流活動の促進

# 【現状と課題】

地域での付き合いが希薄化している中で、一人暮らし高齢者等の閉じこもりや孤独死を予防するため、地域が主体となった見守り・声かけ等の助けあい活動とともに、子育て支援のための活動も展開されており、こうした活動を支援するため、地区社会福祉協議会等の地域福祉推進組織の設置及びその活動支援を進めています。

現在も、協力事業者が通常の営業活動時のルート上などで高齢者等の異変に気づいたときは、 市や警察署、消防署に情報提供・通報する地域見守り活動事業等により、「気づき」の目を増やすこ とで、市民の異変を早期に発見し、必要な支援を行う仕組みづくりを行っています。

一方で、個人情報の保護やプライバシー意識の高まりから、見守り訪問活動等の取組にあたり、 関係者同士で情報を共有し、連携することの困難さが課題としてあります。また、認知症高齢者等 が在宅での生活を続けていくには、身近な地域住民の協力も必要不可欠であり、認知症への正し い理解の普及やその啓発が必要になっています。

誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくためには、公的機関のサービスだけでは支援が行き届かないところがあり、地域住民同士の関係によって高齢単身世帯や障害のある人等の困りごとなどの課題を発見できる体制づくりが重要となります。少子高齢化や核家族化など社会背景が大きく変化し、高齢単身世帯や子育て家庭等の孤立化が懸念される中で、地域の共助による支えあい、助けあいの関係づくりが必要です。

自分たちでできることは、自助の原則に基づき、自らの努力で解決を図ることが大切です。しかし、それでも解決できない場合や、困ったときに助けあえる関係を地域で持つことができるよう、 日頃から、地域での交流が大切になります。自治会やこども会、老人クラブ等の地域の各種団体の 活動が弱まり、自治会活動や行事への参加者が固定化してきている中で、若い世代を含め、より多 くの人が参加しやすく、また、より地域に密着し、地域の実情に応じた交流機会の創出が必要です。

# 基本施策① 地域住民の交流の促進と拠点の整備

地域住民が気軽に集い、出会い、つながりを生み出す地域での交流を推進し、地域交流の場を助けあいや相互扶助機能の再構築に発展させる取組を行います。

また、活動団体間の連携・協働を進めていくため、効果的な情報発信や定期的な活動の場となる 拠点の充実に努めます。

## 【役割分担】

# 市民の取組 [自助]

- 地域の中で、積極的にあいさつや声かけを行いましょう。
- 身近な地域の居場所等を周囲の人に紹介しましょう。
- 地域行事に参加し、家族で交流する機会を持ちましょう。
- できる範囲で居場所づくりや運営等に参加・協力しましょう。
- 公民館等の施設を交流活動や集いの場として活用しましょう。

### 地域・関係機関・団体等の取組 [互助・共助]

#### 地域・福祉関係者の取組

- 近所の人と誘いあって地域行事に積極的に参加し交流を深めましょう。
- 地域住民が気軽に参加でき、地域とかかわりをもつためのきっかけとなるような取組 を検討し、身近な地域で多様な出会いと交流の機会づくりを推進しましょう。
- 高齢者の経験や能力を地域活動にいかす場を設けましょう。

#### 社会福祉協議会の取組

- 年齢の違いや障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集える交流の場や機会づくりを 支援します。
- 地域住民と地区や各種団体等が連携した活動を支援します。
- 住民が主体的に活動に取り組んでいけるよう、身近な地域での活動の拠点づくりを推進します。
- 当事者の組織化、運営を支援します。
- 参加支援事業(受託事業)による課題と資源のマッチングや開発を行います。

取組	内容
「ふれあいいきいきサ	家に閉じこもりがちな高齢者や要介護者になる恐れのある高齢者に
ロン」の推進	対し、交流やレクリエーションなどを通して、仲間づくりや健康増進を
	図ります。
	また、住民主体の自主的な小地区福祉活動として、サロン活動の目的
	や効果の周知を進め、町内会自治会などへのサロン開催を促進しま
	ुं चे ु

取組	内容
子育てサロンの運営	子育て中の保護者の交流や情報交換、孤立予防の場として子育てサロ
支援	ンを支援します。
障害者サロンの支援	社会参加促進事業(市受託)や、地域自立支援協議会地域生活支援部
	会の取組により、障害のある人の社会参加の機会や孤立防止、余暇活
	動の充実を図ります。
地域活動支援センター	生産・創作活動、就労的活動等のレクリエーションを通して、障害者の
機能強化事業(市受託	居場所づくりや仲間づくり、社会との交流の促進を支援します。
事業)	
フリースペース	障害のある人やひきこもりの当事者や家族の交流と社会参加を促進
	する場としてフリースペースの拡充を目指します。
地域リビング、集いの	地域の「リビング(居間)」として、多様な世代が集い、社会参加や健康
場	づくり等を通じて孤立防止を図ります。
育児用品リユース事業	使わなくなった育児用品を、必要とする家庭に譲ることで、子育て負
	担の軽減とリサイクルの促進を目的に、「リユースルーム」を設置してい
	ます。
生活困窮者支援等の	地域におけるつながりの中で、地域住民のニーズや生活課題の把握、
ための地域づくり事業	地域コミュニティを形成する居場所づくり等を通じて、身近な地域に
(市受託事業)	おける共助の取組を活性化させます。

# 行政の取組 [公助]

- 地域と連携して、こども・高齢者・障害のある人等様々な住民同士が気軽に立ち寄り交 流できる機会づくりを推進します。
- 当事者の組織化を支援します。
- 子育て世代の交流や親子のふれあい、こどもを中心とした多世代交流・地域住民との交流等を促進します。
- 高齢者の社会参加や生きがいづくり、介護予防等につながる取組を充実します。
- 学校や公民館、社会教育施設等の既存施設について、居場所や活動拠点としての有効 活用、利用促進を図ります。
- 「指定管理者制度」により、民間活力を活用し、市民が活用しやすい施設づくりを推進します。

取組	内容	担当課
健康づくり教室等の推	家に閉じこもりがちな高齢者や要介護者になる恐れの	健康増進課
進	ある高齢者等を対象に、社会的孤立感の解消や介護予	福祉課
	防を図るためのサロン活動を支援します。	
当事者支援型サロン	障害のある人の主体的な取組を進めるとともに、協力	福祉課
活動の促進	者を養成し、当事者とのふれあいを促進します。	

取組	内容	担当課
認知症カフェの推進	認知症の人及びその家族が気軽に参加し、相談できる	福祉課
	場の立ち上げを支援します。	
	認知症カフェ運営者が協議し合える場をつくり、運営	
	支援を行うとともに、気軽に相談できる場として認知	
	症カフェの普及啓発を行います。	
地域子育て支援拠点	子育て情報の提供、親子の交流や育児相談等を行う	子育て支援課
の充実	「子育て広場かんがるーむ」や出張子育て広場の利用	
	促進を図ります。	
児童クラブの充実	保護者が就労などの理由で昼間家庭にいない児童に	子育て支援課
	対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、その	
	保護と健全な育成を図ります。	
育児学級の開催	子育ての仲間づくりのきっかけとなるよう、乳児及び	健康増進課
	保護者を対象に育児学級を開催します。	
敬老会への支援	高齢者に敬意を表し、長寿を祝福するために、地域で	福祉課
	開催される敬老会行事に対して助成を行います。	
地域とともにある学校	コミュニティ・スクールの全校設置により、学校運営に	学校教育課
づくりの推進	地域の声を活かし、地域と連携した取組を進めます。	
	また、学校、保護者、地域の住民が児童生徒につけた	
	い力を「地域連携カリキュラム」で共有することで児童	
	生徒の自己肯定感とふるさとへの愛着を醸成すると	
	ともに、「おとなの学び」の場としての取組の充実を図	
	ります。	
公民館等の減免	地域活動や情報交流の場として公民館がより一層活	生涯学習スポ
	用されるよう利用しやすい環境づくりを行います。ま	ーツ推進課
	た、利用者が、施設の減免等の様々な情報へより辿り	
	着きやすくするために、美祢市ホームページや市広報	
	紙等で発信し、アクセシビリティ向上を推進します。	
指定管理者への指導	福祉施設等の指定管理者に対して、施設の適切な運営	関係各課
監督	管理を指導・監督し、市民の利用しやすい施設づくりを	
	推進します。	
生活困窮者支援等の	委託先の市社会福祉協議会と連携し事業内容を検討	福祉課
ための地域づくり事業	しつつ、身近な地域における共助の取組を活性化させ	
	ます。	

## ~あつまれ!つながれ!みねっ子~

#### ■■みねっ子広場■■

子どもたちと地域のボランティアがつながり、 ふれあう機会や場をつくり、さまざまな体験を通 じて、子どもたちの**地域活動への意識や関心**を 高めることを目的に開催しています。ボランティ アや地域活動の実践者の姿をモデルに、子どもた ちが将来の地域の担い手になることを期待して います。



ボランティアの指導による「葉脈標本」づくり

# ~気軽に集える みんなの居場所~

### ■集いの場■■

閉じこもり防止、仲間づくり、介護予防などを 目的とし誰でも気軽に参加できる集いの場を各 地区で定期的に開催しています。体操や脳トレ、 おしゃべりに花を咲かせたり、みんなでお食事を したり、楽しいひと時を過ごしています。参加者 同士がつながることで、地域の輪も広がります。



リハビリ専門職による介護予防

# ~飲まない 吸わない 賭けない~

#### | 健康マージャン| |

健康マージャンは上記の 3 つをルールとし、週 1回、美祢市社会福祉協議会と美東地域福祉センターにおいて開催しています。マージャンは近年、 頭脳ゲームやコミュニケーションのツールとして も注目されており、経験の有無を問わず多くの 方々が幅広く参加されています。



# 基本施策② 地域での見守り活動の推進

従来の民生委員・児童委員と福祉員が中心となった見守り活動に、市と提携した生活関連事業者の参画を進め、見守りネットワークをさらに重層化します。

### 【役割分担】

#### 市民の取組「自助」

- 検拶をする習慣をつけ、日常的なふれあいをもちましょう。
- 地域で支援が必要な人が増加していることを理解し、気づきの感度を上げましょう。
- 隣近所で気になる人がいる場合は、見守りを心がけましょう。

#### 地域・関係機関・団体等の取組 [互助・共助]

#### 地域・福祉関係者の取組

- 近隣に心配りをするようにし、回覧板を回す時に声をかけましょう。
- 気になる人を見つけたときは、民生委員・児童委員や福祉員に連絡しましょう。
- 見守りの相互意識をもちましょう。
- 児童の登下校に関わらずいつも見守り、声をかけましょう。

#### 社会福祉協議会の取組

- 福祉員の役割や機能の強化のための関係機関との情報交換会や見守り研修会等を開催します。
- 一人暮らし高齢者世帯等を対象に、定期的な見守り活動や緊急時に対応できるネットワークの構築に取り組みます。
- 地域の特性・状況に応じて、地域住民をはじめ事業所・商店等の地域の社会資源と連携 し新たな見守り体制を構築・運用します。

取組	内容
見守り担い手研修会	地区社協と共催で、福祉員・民生委員・児童委員・地域見守り協力事業
の開催	者や機関等が広く参加する研修会の開催により、現状や課題の共有、
	具体的な解決に向けた取組への発展を図ります。
ふれあいネットワーク	民生委員・児童委員を中心に、地域の関係者やボランティア、サービス
事業の推進	事業者等が参加する見守りや生活支援の取組を広げます。
福祉員活動の支援	地区社協や民生委員・児童委員と協力し、地域の現状や課題を共有す
	る連絡会議や研修会を開催します。また、民生委員・児童委員、福祉
	員、ボランティア、サロン、専門職などによる共有や役割分担など需給
	調整の機会や場をつくります。

# 行政の取組 [公助]

- 地域の多様な主体による見守り活動が必要な人を把握するための取組を促進、支援します。
- 個人情報に配慮しつつ、地域の情報が共有できる体制づくりを支援します。
- 社会福祉協議会や地域と連携して、対象者ごとに関係機関と連携した見守りネットワークの構築・強化に向けた取組を進めます。

取組	内容	担当課
地域見守り活動事業	生活関連事業者による通常業務時の見守り活動への	福祉課
者の登録	協力事業者登録を行います。	
	新規事業者の募集につながるよう、制度の周知を図	
	り、協力が可能な事業者への勧誘を進めます。	
オレンジネットワーク	認知症に関わるサービス事業者間の連携強化を図る	福祉課
活動の推進	とともに、身近な生活に関わる事業者等ヘネットワー	
	ク登録の協力を依頼し、実効性の向上を図ります。	
	認知症等高齢者徘徊・見守りSOSネットワークの登録	
	事業所を増やし、地域の協力のもと早期に発見できる	
	体制構築に取り組みます。	
認知症サポーターの養	公民館等でサポーター養成講座を開催し、市民が認知	福祉課
成	症を学べる機会をつくり、認知症の人やその家族を見	
	守り支える認知症サポーターを養成します。	
	地域や学校、企業等からの要請により認知症キャラバ	
	ン・メイトを派遣し、サポーター養成講座を開催します。	
あいサポーターの育成	障害のある人への理解ある支援や配慮を行うことがで	福祉課
	きるサポーターを育成します。	
	あいサポーター講師の養成や、あいサポート運動に取	
	り組む企業の増加に向けて取り組みます。	
ゲートキーパーの養成	市民や民生委員・児童委員、地区組織等に対し、自殺予	健康増進課
	防の観点から、ゲートキーパーとしての役割が担える	
	よう養成研修を行います。	
民生委員・児童委員の	要援護者台帳を整備し、地域の見守り活動を行う民生	福祉課
活動支援	委員・児童委員の活動を支援します。	

#### ~点から線に、線から面に~

## ■■地域見守り担い手研修会■■

市の関係各所をはじめ、消防、警察、社協が定期的に集まり、地域見守りに関する情報や課題の共有をしています。また、市と協力協定を締結している「地域見守り協力事業所」(市内 11 事業所)と合同で研修会も開催し、よりきめ細やかな見守り活動を目指します。



関係機関連絡会議と協力事業所研修会

# 基本施策③ 地域住民同士での助けあい活動の推進

同じ地域に住む人同士が知り合い、助けあう意識を自然に育むことができるよう人と人との豊かなつながりを再構築し、助けあい機能に発展させるための仕組みやルールづくりを進めます。

#### 【役割分担】

# 市民の取組 [自助]

- 認知症に対する理解を深めましょう。
- 一人ひとりが地域福祉の担い手であると意識し行動しましょう。
- 支えあう意識をもち、普段から身近でできる手助けを積極的に行いましょう。

#### 地域・関係機関・団体等の取組 [互助・共助]

#### 地域・福祉関係者の取組

- 隣近所で声かけや助けあいを行いましょう。
- 気になる人を見つけたときは専門機関に連絡しましょう。
- 地域の中で、困りごとや解決策を話しあう機会をつくりましょう。
- 地域で見守りや支援活動を行っている団体等が連携して、より効果的な活動を行いましょう。

#### 社会福祉協議会の取組

- 地域の細やかな支援につながるよう生活支援コーディネーターを配置します。
- 共同募金の目的や趣旨を広く情報提供し、共同募金運動の強化を図ります。

取組	内容	
共同募金活動の推進	赤い羽根共同募金を原資として、ボランティア活動や当事者活動等を	
	支援し、地域福祉の向上のために「集めて使う」という共同募金のサイ	
	クルを広めます。	

取組	内容
生活支援体制整備事	地域の現状や課題を共有し、生活支援体制の整備について協議する
業(市受託事業)	「地域ささえ愛会議」と、他の専門職や地域の資源やサービスをつなぐ
	生活支援コーディネーターを配置します。また、各地区特有の課題の共
	有とその解決に向けた取り組みを計画的に進めるなど、地区社会福祉
	協議会をはじめ住民に身近な関係団体との連携協働を強化します。
ファミリー・サポート・	子育ての援助をしてほしい人(依頼会員)と子育ての援助をしたい人
センターの充実(市受	(協力会員)が、一時的に子育てを助けあう、会員制の相互援助活動を
託事業)	推進します。

# 行政の取組 [公助]

- 社会福祉協議会と連携して、地域単位での支えあいネットワークづくりを推進します。
- 地域のつながりを強化し、住民が主体的に支えあう地域づくりの促進に努めます。

取組	内容	担当課
地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、住み	福祉課
の充実	慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで続ける	
	ことができる高齢者支援に努めます。	
	住民主体の生活支援サービスを構築し、多様な支援を	
	提供できる体制を整えます。	
生活支援体制整備事	地域の互助を高め、住民主体のサービスが活性化され	福祉課
業	るよう、生活支援コーディネーターを中心に、地域全体	
	で高齢者の生活を支える体制づくりを推進します。	
高齢者の移動支援	路線バスのほか、自宅と目的地を結ぶデマンド型乗合	地域振興課
	タクシー「ジオタク」を運行し、利用しやすいダイヤや料	福祉課
	金を設定することで、高齢者の移動を支援します。	
	高齢者の外出を促す目的で「高齢者外出支援事業」と	
	して市内に住所を有する70歳以上の人に対し、市内	
	発着の路線バス(ジオタク・高速バスを除く)について1	
	乗車につき定額で乗車することができる福祉優待バス	
	乗車証を交付します。	
障害者の移動支援	重度の身体障害者や重度の知的障害者に対し、円滑に	福祉課
	外出ができるよう福祉タクシー券事業、移動支援事業	
	などの移動の支援を行います。	
ファミリー・サポート・	育児の援助を受けたい人と行いたい人からなる子育て	子育て支援課
センターの充実	を地域で相互援助する会員組織の運営を支援します。	
シルバー人材センター	高齢者の就業機会の確保や、長年培われた知識・経験・	商工労働課
への支援	技術を生かした高齢者活躍人材の確保・育成事業等を	
	推進するシルバー人材センターを支援することで、高	
	齢者の一層の社会参加と活躍の場の拡大を図ります。	

取組	内容	担当課
地域美化活動への支	道路を良好な状態に保全し、並びに地域コミュニティ	建設課
援	の醸成及び環境意識の高揚を図るため、地域住民が実	
	施する草刈り作業に対して助成します。	

# ~みんなの地域をよくする仕組み~

# ■■赤い羽根共同募金■■

社会福祉法に定められた募金活動として、 1947年(昭和22年)から民間社会福祉事業 に必要な資金を集めることを目的に全国的な 活動として取り組まれています。地域福祉活動 に必要な資金を集めるため、地域ぐるみの募 金運動(戸別・街頭・法人・学校・職域・イベント 募金等)を実施しています。



ボランティアによる街頭募金活動の様子

#### 美祢市の乗り物紹介~移動を支える地域密着型~

### ジオバス

ジオタク

ジオバスのマーク

# **GE@BUS**



於福線、堀越・根越線が 365 日運行しています。決められた時間に決められた路線を走行するため、予約が不要で誰でも乗車が可能です。

ジオタクのマーク





9つのエリアで曜日・時間指定で運行 しています。乗車にあたっては、居住 地域の要件があり事前登録と電話予 約が必要です。

# 活動目標2. 防犯・防災体制の推進

#### 【現状と課題】

高齢者や障害のある人等を狙った詐欺等の犯罪の増加、こどもが犯罪の被害に遭ったり巻き込まれたりする可能性の高まりを受け、安心安全に暮らせる地域づくりは重要な課題となっています。

地域では、児童の登下校時の安全を守るため、ボランティアによる見守り隊が活動しています。 また、民生委員・児童委員等による一人暮らし高齢者等の見守り活動の中で、うそ電話詐欺や悪質 商法等の被害を防止するため、声かけを進めています。

地域住民一人ひとりが防犯意識を高め、今後も関係機関が連携し、犯罪の抑止活動や啓発活動 を通じて、犯罪の起こりにくい環境をつくることが重要です。

災害時の支援活動を円滑に進めるためには、防災訓練等平常時における備えを図っていくことが求められています。大規模災害が発生した際には公的な支援が届くまでに時間を要する場合もあり、自助努力により自分の身を守ることと、近隣住民同士で助けあうことが非常に重要となります。平常時より一人で避難することが難しい支援を必要としている人を把握する等、いざというときに地域で助けあえるよう防災体制づくりが重要です。アンケート調査では、地域の防災訓練に参加していない割合や災害時の連絡手段を決めていない割合が高くなっており、いざという時には自分の身を守ることができるよう日頃から備えておく意識づくりに取り組む必要があります。

災害による被害を最小限におさえるには、自治会や自主防災組織等の地域での活動が必要となります。災害発生直後に主体になりうるのは地域住民であり、要援護者の避難誘導や支援には、地域住民の参加と協力が必要となります。

また、本市で大規模災害が発生した際に災害ボランティアセンターを円滑に設置、運営できるよう、令和4年に市と美祢市社会福祉協議会との間、美祢市社会福祉協議会と関係団体との間で「災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定」を締結し、災害発生時の早期復旧に向けて市民や協力者の活動をまとめる仕組みを構築しています。実際に令和5年6月29日からの大雨による大規模災害発生時には、災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営につながっています。

# 基本施策① 災害時の地域防災体制の充実

災害による被害を最小限に抑えるため、一人暮らし高齢者や障害のある人等、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、自主防災組織等を中心とした防災活動を促進します。

#### 【役割分担】

# 市民の取組 [自助]

- 食料や必要なものを備えて、いつでも持ち出せる準備をしましょう。
- 家庭内で避難場所の確認や災害時の連絡の取り方を決めておきましょう。
- 防災等に関する情報取得手段を確保しましょう。
- 平常時から隣近所との情報共有をしましょう。

#### 地域・関係機関・団体等の取組 [互助・共助]

#### 地域・福祉関係者の取組

- 災害時に地域で助けあえるよう、平常時からのあいさつや声かけを促進しましょう。
- 地域で自主防災組織づくりを推進し、地域での防災意識を高めましょう。
- 防災関係機関との協力や情報共有体制づくりを推進しましょう。

#### 社会福祉協議会の取組

- 関係機関と連携し、災害時の要援護者情報の共有化に努めます。
- 災害時に迅速かつ効果的に実践できるよう、災害ボランティアセンター運営マニュアル に基づいて、模擬訓練等を行うとともに、マニュアルの見直しを推進します。
- 災害時の連携体制を構築し、実際に活動できる災害ボランティアの養成を進めます。

## 【具体的取組】

取組	内容
防災・災害復興支援マ	平常時から災害発生時の社会福祉協議会の取組や職員の行動マニュ
ニュアル	アルを策定し、防災関係者が参画する委員会において随時見直しま
	す。また、大規模災害時等、災害ボランティアセンターの設置の判断や
	運営に関する方針についても定めます。
災害ボランティア活動	講座や防災訓練等において、災害ボランティア活動に必要な知識やマ
の支援	ナーについて啓発します。また、災害ボランティアの活動が必要な場所
	やその内容などを、ボランティアや県社協、各地の社協などと共有す
	る仕組みづくりを行います。

#### 行政の取組 [公助]

- 防災マップの活用等を通じて、市民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。
- 自主防災組織活動の活性化を図るため、防災訓練や学習会を開催します。
- 災害時要援護者登録制度の周知を図り、関係機関での要援護者名簿の共有化を進めます。
- 福祉避難所の指定・確保に努めます。

取組	内容	担当課
防災対策の啓発	広報「げんきみね。」や市のホームページ等により、地	総務課
	域における防災知識の普及啓発を行います。また、住	
	宅用火災警報器の設置を推進します。	
	消防本部と連携し、防災訓練、防災出前講座等により、	
	適切な避難行動、災害情報伝達手段取得の周知に努め	
	ます。	

取組	内容	担当課
避難施設情報の充実	市、県のホームページで公開されている避難施設情報	総務課
	を随時更新するとともに、災害発生のおそれがある場	
	合の避難情報、開設避難所情報を速やかに、できる限	
	りの手段を用いて情報配信します。	
	安全・安心メール、防災行政アプリの登録の促進、戸別	
	受信機の貸与を推進します。	
自主防災組織の育成	地域での自主防災体制づくりを進めるため、消防本	総務課
	部、消防団、社会福祉協議会等と連携して各種研修会	
	等を開催します。	
	自主防災組織による避難訓練、活動補助金など、結成	
	組織の活動を支援します。	
防災訓練の実施	災害からの「逃げ遅れゼロ」に向けて、地域住民が主体	総務課
	となった防災訓練を地域(行政区)単位で実施します。	
避難行動要支援者名	災害対策基本法に基づき、災害が発生し、又は災害が	福祉課
簿の整備	発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難	
	であり、特に支援を要する人(避難行動要支援者)の名	
	簿を整備します。	
個別避難計画の作成	避難行動要支援者名簿に登録された避難行動要支援	福祉課
	者ごとに個別避難計画を作成・更新し、地域防災力の	総務課
	向上を図ります。	
福祉避難所の充実	一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、	福祉課
	災害時に避難をすることができる福祉避難所の指定	
	に向けて調整・準備を進めます。また、協定による福祉	
	避難所について、関係者と連携を密にして連携体制を	
	整えます。	

# ~助け合い 笑顔とまちを 取り戻す~

### ■■災害ボランティア■■

大規模な災害が起きた際に、「被災前の暮ら しに戻りたい」という思いと、「被災した地域や 人のために協力したい」という思いをつなぐ役 割を持つのが、災害ボランティアセンターです。 令和5年の美祢市大雨災害では、104件の被災 世帯に対し延べ1,428名のボランティアが様々 な生活復興活動に参加しました。



家屋の周りや床下の泥を取り除くボランティア

# 基本施策② 地域防犯体制の充実

地域の犯罪情勢をはじめ、警察活動や防犯団体・ボランティアについての理解を深め、犯罪抑止の環境づくりに努めます。

こどもを取り巻く犯罪情勢についての理解を深め、地域ぐるみの防犯活動を進めます。

# 【役割分担】

# 市民の取組 [自助]

- 日頃から近所同士やこども達と積極的に声をかけ合いましょう。
- 近隣と交流を持ち、不審者の出入りに注意しましょう。
- 防犯意識をもち、気になることがあれば関係機関へ相談しましょう。
- 地域の防犯活動に参加・協力しましょう。

#### 地域・関係機関・団体等の取組 [互助・共助]

#### 地域・福祉関係者の取組

- 登校時の見守り活動を継続しましょう。
- 福祉サービス利用者へ活動の機会を活用して防犯情報を提供しましょう。
- 安心安全ネットワークへ参画しましょう。

## 社会福祉協議会の取組

● 地域での防犯パトロールやこどもの登下校の見守り、交通安全に関する活動等への支援を通じて、防犯対策を支援します。

取組	内容
防犯ボランティアによ	防犯対策協議会や防犯ボランティア連絡協議会等と連携し、地域見守
るこどもの見守り	り活動の中でこどもの見守りの体制づくりを進めます。
安心安全ネットワーク	地域見守り研修会等に警察や防犯ボランティアの参加を呼びかけ、福
	祉関係者との連携を深めます。
(再掲)地域見守り防	市と協力し、自治会等が設置する防犯灯の新設や取替に関する経費の
犯灯・防犯カメラ設置	一部を補助します。また、支援制度の周知を図り、利用促進に努めま
の支援	す。

# 行政の取組 [公助]

● 地域団体や警察等と連携を図り、地域における防犯パトロールや多様な見守り活動を 推進するとともに、防犯に関する情報発信を行います。

取組	内容	担当課
こども110番の家の	こども110番の家の登録協力を働きかけ、地域の多く	生涯学習スポ
推進	の方の目で見守り活動を進めることを推進します。	ーツ推進課
不審者情報の提供	県、警察等から不審者情報の周知依頼があった際は安	総務課
	全安心メール等の情報ツールを活用し、速やかに防犯	学校教育課
	に関する情報を提供します。	
	速やかな情報取得のため、関係機関との情報共有体制	
	を確立します。	
消費生活センターの充	消費者が安全で安心した生活が送れるよう、消費生活	商工労働課
実	センターの役割や相談窓口について積極的に周知を図	
	ります。また、年々複雑化・多様化する消費者トラブル	
	に迅速に対応できるよう、相談体制の充実と強化に努	
	めます。	
通学路等の整備	通学路における危険箇所把握と対策案の検討を行う	総務課
	とともに、早期解決に向けて整備を行います。	建設課
		学校教育課
学校安全対策の充実	児童・生徒が安心安全に登下校できるよう、学校単位	総務課
	でコミュニティ・スクール、見守り隊などによる登下校	学校教育課
	時の見守り活動を支援します。	
サイバーセキュリティ	サイバー犯罪対策の知識や対応方法を関係機関のネッ	デジタル推
ネットワークの活用	トワークにより周知を図ります。	進課
		福祉課
(再掲)地域見守り防	区等の地域団体に対して、防犯灯及び防犯カメラの設置	総務課
犯灯・防犯カメラ設置	費用の一部を支援し、地域における犯罪発生を抑止する	
の支援	とともに、地域住民の防犯意識高揚と地域防犯力の向	
	上を図ります。	
1		

# 活動目標3. 福祉関係組織の充実・連携

#### 【現状と課題】

地域福祉の推進母体となる社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ連合会、障害者団体、健康づくり組織等の様々な福祉関係団体への支援を行っています。各団体の活動内容について市民に知ってもらうとともに、今後更なる地域福祉の推進を図るために、関係団体の情報交換、連携の強化促進に努める必要があります。

美祢市社会福祉協議会では、ボランティア連絡協議会、老人クラブ連合会、戦没者遺族会連合会の事務局を担い、また地区社協やボランティア団体等の活動支援を行っています。各団体の活動が広く市民に認知されるよう情報発信にも力を入れる必要があります。そして活動がより一層活性化するよう支援する必要があります。

特に民生委員・児童委員は、地域において援助を必要とする生活困窮者、高齢者、障害のある人、こども、ひとり親家庭等、様々な理由により社会的な支援が必要と考えられる人々に対して、常に住民の立場に立って援助・相談支援を行うとともに、行政機関等の業務に協力しています。また、福祉員は、地域における福祉のネットワークづくりや小地域見守り活動等、様々な活動を行っています。しかし、民生委員・児童委員は、その存在自体の認知度は高い一方で、居住地区の民生委員・児童委員を知らない場合が多く、住民への周知が必要です。また、福祉員についても地域福祉の担い手として活躍が期待されているものの、活動内容の認知度は低く民生委員・児童委員と同じく、住民への周知が必要になります。ともに地域福祉を推進する役割を担う中で、お互いの活動の補完や情報の共有化、連携・協力体制を強化していくことが、更なる地域福祉の向上につながっていきます。

また、民間事業者や福祉施設においては、地域社会を構成する一員として、自ら持つ人材や施設・設備等を活用して社会貢献活動や地域貢献活動へ取り組むこととされており、平成28年の社会福祉法の改正により、社会福祉法人や社会福祉事業者は公益的事業に取り組むこととされています。これにより市内の社会福祉法人や福祉施設が地域の福祉課題を共有し、連携・協働して課題解決に向けて対応するために、円滑に地域公益活動が推進されるよう支援する必要があります。

# 基本施策① 地域福祉推進団体への支援等

各地域福祉団体が、地域ごとに取り組んでいる活動の特性を大切にしつつ、市全域での活動に 広がっていくよう推進します。

## 【役割分担】

#### 市民の取組「自助」

- 各団体の福祉活動に関心を持ちましょう。
- 地域福祉活動を行っている地区社会福祉協議会組織や地区活動へ参画しましょう。

#### 地域・関係機関・団体等の取組 [互助・共助]

#### 地域・福祉関係者の取組

- 各団体の活動に誘いあって参加しましょう。
- 地域福祉活動を多くの地域住民に知ってもらい、関心を持ってもらえるよう、効果的な 情報提供・情報発信に取り組みましょう。

# 社会福祉協議会の取組

- 地区社会福祉協議会連絡会議の活動を支援します。
- 先進地事例の分析や蓄積と視察等研修をコーディネートします。

# 【具体的取組】

取組	内容
民生委員·児童委員協	地区担当職員が毎月開催される地区民生委員・児童委員協議会に参
議会の支援	加し、地域の課題やニーズを共有します。また、必要に応じ適切な支援
	へつなぎます。
ボランティア連絡協議	ボランティア連絡協議会の事務局機能を担い、活動の支援やボランテ
会の支援	ィア同士の交流や研修を行います。
地区社会福祉協議会	市内7地区に組織されている地区社会福祉協議会が、各地区の特性や
の活動支援	課題に応じた独自の取組が展開できるよう支援します。
老人クラブ連合会の	老人クラブ連合会の事務局機能を担い、会員の交流や健康づくり等、
支援(市受託事業)	組織的かつ計画的な事業推進を図ります。
	また、会員の確保に向けた情報発信や、高齢者、定年退職者等に入会
	を促進します。

# 行政の取組 [公助]

- 地域福祉に関わる様々な団体と連携し、活動内容等の広報や、活動の場の提供等の活動支援に努めます。
- 地域福祉推進に向けて、社会福祉協議会と特に連携を密にし、取組を進めます。

取組	内容	担当課
社会福祉協議会の活	地域福祉事業の推進、ボランティア活動の振興等、市	福祉課
動支援	社会福祉協議会の機能強化を図るため、運営費の助成	
	を行うとともに、相互の連携を強化し、地域福祉の推	
	進に係る基盤の充実を図ります。	
民生委員·児童委員協	地域の実態把握、地域での見守り・支えあい活動の推	福祉課
議会の活動支援	進等、活動費の助成、研修等の支援及び活動しやすい	
	環境の整備を行います。	
老人クラブの活動支援	高齢者の生活を豊かにするとともに高齢者の社会参	福祉課
	加促進、健康維持と生きがいづくりのための活動を行	
	う団体等に対し、活動費を助成し、その活動を支援しま	
	す。	

取組	内容	担当課
障害者団体の活動支援	身体・知的・精神障害者等の関係団体との連携を図る	福祉課
	とともに、スポーツ・文化活動等への参加を促進しま	
	す。	
母親クラブの活動支援	親子及び世代間の交流・文化活動や児童養育に関する	子育て支援課
	研修活動を行う団体を支援します。	
主任児童委員の活動	児童・保護者の交流を行う「にこにこファミリーズ」の	子育て支援課
支援	活動を支援します。	
健康づくり組織の活動	各地区母子保健推進員による活動を支援します。	健康増進課
支援		

# ~健康・友愛・奉仕~

# ■■老人クラブ活動■■

老人クラブは、仲間づくり・健康づくり・地域貢献などを目的とする高齢者の自主運営組織です。 仲間と一緒にスポーツや趣味の活動をすることによって、日々の生活に活力がうまれます。ときには会員の豊富な知識や経験を活かし、地域や学校の行事に参加しています。



児童とのふれあい。「昔遊び」の様子

# ~であい ふれあい ささえあい~

# ■■ふれあいいきいきサロン■■

身近な集会所などを会場に、地域の住民が気軽に集まり、参加者自身が話しあい活動内容を決めて創意工夫を凝らして運営していく仲間づくりの活動です。孤立防止、生きがいや健康づくり、介護予防など、様々な効果が期待でき、ご近所同士の支え合いにも発展させることができます。



楽しく、元気に仲間づくり

# 基本施策② 民生委員・児童委員と福祉員の連携の推進

地域福祉の担い手として、地域の身近な相談者である民生委員・児童委員と福祉員の個々の活動を支援・促進し、地域で支えあう力の活性化を図ります。

共に地域福祉の担い手である両者の合同研修会等を通して、情報共有の機会を増やし、連携強化を図ることで、更なる地域福祉活動を推進します。

## 【役割分担】

### 市民の取組 [自助]

- 自分の地域の民生委員・児童委員や福祉員を確認しましょう。
- 民生委員・児童委員や福祉員の活動に関心を持ちましょう。

#### 地域・関係機関・団体等の取組 [互助・共助]

### 地域・福祉関係者の取組

- 民生委員・児童委員活動や福祉員の活動を支援しましょう。
- 民生委員・児童委員や福祉員の活動の周知や啓発を行いましょう。
- 民生委員・児童委員や福祉員の連携を促進しましょう。

#### 社会福祉協議会の取組

- 福祉員や民生委員・児童委員の活動等を発信し、周知を図ります。
- 相互の連携を図るため、合同研修会を開催します。

#### 【具体的取組】

取組	内容
民生委員・児童委員や	社協だよりやホームページに、民生委員・児童委員や福祉員の活動内
福祉員の活動の周知	容やインタビュー等を掲載し、関心や認知度を高めます。
合同研修会の開催	地区社会福祉協議会と連携し、民生委員・児童委員と福祉員の連絡会
	議と研修会を開催します。研修会では、地域の見守り活動をテーマと
	して、さらに活動の充実を図ります。

#### 行政の取組 [公助]

- 民生委員・児童委員協議会の研修への支援を行います。
- 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに取り組みます。
- 民生委員・児童委員への情報提供を行います。
- 民生委員・児童委員活動の周知を行います。
- 要援護者情報の共有化を支援します。

【具体的取組】		
取組	内容	担当課
民生委員・児童委員の	地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員の専	福祉課
研修支援	門性を高めるため、オンラインを含む各種研修の情報	
	提供と受講の支援を行います。	
要援護者マップの充実	平常時からの要援護者支援情報の整理を進め、地域マ	福祉課
	ップ化事業を支援します。また、マップ情報の随時更	
	新ができるよう支援します。	

#### ~地域の見守り活動~

#### ■■民生委員・福祉員連絡会議■■

毎年6月から7月にかけ、市内7地区で地 区社会福祉協議会の協力により連絡会議を 開催し、民生委員と福祉員の顔合わせや情報 交換を行います。

同時に合同研修会も開催し、見守り活動を はじめ**身近な福祉活動に関する意識や関心** を高め、**福祉の輪づくり**を進めています。



民生委員・福祉員連絡会議の様子

# 基本施策③ 社会福祉法人地域公益活動の推進

市内の社会福祉法人や福祉施設が地域の福祉課題を共有し、連携・協働して課題解決に向けて 対応するために、市社会福祉法人地域公益活動推進協議会を中心として、地域の公益活動に取り 組みます。

### 【役割分担】

# 市民の取組「自助」

- 近くの事業所の活動に関心を持ちましょう。
- 地域の福祉課題等を発信しましょう。

# 地域・関係機関・団体等の取組 [互助・共助]

#### 地域・福祉関係者の取組

- 地域の行事等に事業所に参加を呼びかけましょう。また、事業所の行事にも地域に参加 を呼びかけましょう。
- ◆ 社会福祉法人との連携・協働を密にして、積極的に関わりをもつようにしましょう。

# 社会福祉協議会の取組

● 市内で福祉事業に取り組む社会福祉法人が、高齢、障害、児童、介護の枠組みを超え、 情報交換や課題共有を図るネットワーク協議体の連携強化に努めます。

# 【具体的取組】

取組	内容
社会福祉法人地域公	社会福祉法人地域公益活動推進協議会の事務局(9法人加入)として、
益活動推進協議会の	地域の福祉課題と社会福祉法人の専門性を結びつけ課題解決を図り
運営	ます。

# 行政の取組 [公助]

- 福祉関係法人等に対し、地域活動への積極的な参加を促進します。
- 社会福祉法人間のネットワークづくりを進めることで、社会福祉法人の公益的活動の充 実・拡大を促進します。

取組	内容	担当課
社会福祉法人地域公	市内の社会福祉法人が自主的に行う公益的な取組に	福祉課
益活動推進協議会へ	ついて、地域の実情に応じた取組がなされるよう、連	子育て支援課
の支援	携強化を行うとともに、取組内容について市のホーム	
	ページ等でPRします。	

# 基本目標3 地域で活動するひとづくり

# 活動目標1. 地域福祉活動の担い手の育成

# 【現状と課題】

福祉活動の主な担い手である地域福祉活動団体等は、それぞれの目的や地域の特性等に応じた活動をしており、地域できめ細かな活動に取り組む等、地域福祉の重要な役割を担っています。しかしながら、長年にわたり活動してきた団体等においても、参加者の高齢化や加入者の減少等により、新たな人材の育成が進まず、活動の縮小・休止や解散を余儀なくされる等の課題が深刻化しています。アンケート調査では、地域活動に「全く参加したことはないが、今後は参加したい」の割合が2割程度となっており、こうした潜在的なボランティア活動等への参加希望者に対して、情報提供やきっかけづくりにより実践につなげるとともに、活動の場の提供や「参加したい人」と「参加してほしい団体」との橋渡しが必要になっています。

地域住民の中には、様々な地域活動に有効な資格や技能、知識を持っている人材が、現役を引退した人も含めて多数いることから、こうした人材の発掘や活用も重要となっています。このため、自分の知識や技能を有効に活用できる場の創出と広報が必要です。

地域福祉活動を推進するために、市民の理解と協力を得ながら、地域で活動するボランティア の意義を広く啓発するとともに、新しい人が活動に参加しやすい環境づくりに取り組む等、地域の 特性を生かした工夫を図ることが必要です。

# 基本施策① 担い手の確保と育成の支援

若い世代をはじめ、ボランティア活動や地域福祉に関心が低い層への広報・啓発に努め、地域活動の担い手や福祉従事者の育成を目指し、関係機関と連携した取組を進めます。

### 【役割分担】

#### 市民の取組「自助」

- 趣味や経験を活かして、活動に気軽に参加しましょう。
- 進んで役員を引き受けたりするよう心がけましょう。
- こどもの頃から活動を体験するよう心がけましょう。

#### 地域・関係機関・団体等の取組 [互助・共助]

#### 地域・福祉関係者の取組

- 知識や経験、優れた能力を有する人材のボランティア登録を進めましょう。
- 担い手の交流やスキルアップに向けた活動を積極的に活用しましょう。
- 各団体との連携協働と情報の発信を行いましょう。
- 企業の社会貢献活動への支援を行いましょう。

### 社会福祉協議会の取組

- 各地区の地域交流活動を支援し、その輪を広げていきます。
- ボランティアに関する情報提供・相談支援や各種講座等を通じて担い手の発掘・育成に 取り組みます。
- 担い手が活動しやすく、地域での支えあい助けあいを活性化し、市民の困りごとを解決 する活動を支援します。
- 福祉専門職の現場実習の受け入れを図り、次期担い手のすそ野拡大を支援します。

# 【具体的取組】

取組	内容
地域福祉活動の促進	市と連携しながら、地域福祉活動のきっかけづくりとしての講演会・研
	修会を開催するとともに、地域福祉活動の手引きを作成し、啓発の周
	知に努めます。
住民ふくし講座の開催	地域課題やニーズ、先駆的なボランティア活動をテーマとして学ぶ機
	会をつくるとともに、受講者の活動参加も支援します。
若い世代のボランティ	次世代の担い手を対象にした講座や研修会等への参加を呼びかけ、学
ア参加の促進	校や企業と連携し、若い世代が主体的に参加することのできるプログ
	ラムづくりや活動を支援します。
実習生の受け入れ	福祉専門職としての資格や免許の取得を目指す人材の実習を積極的
	に受け入れます。

# 行政の取組 [公助]

- 市のホームページや広報紙等によりボランティア活動を紹介します。
- ボランティア等の人材育成への支援を行います。
- ・ 市民の豊かな知識や経験、技術をいかす場を設けるよう努めます。
- 専門人材の確保に努めます。

取組	内容	担当課
地域福祉活動の促進	社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉活動のきっ	福祉課
	かけづくりとしての講演会・研修会を開催するととも	
	に、活動の参考となる事例情報を共有し、啓発の周知	
	に努めます。	
地域における人づくり	地域の人材の発掘、育成の場となるよう、市民の経験	生涯学習スポ
の支援	や地域を活かした活動の場づくりを進めます。	ーツ推進課
ボランティア養成講座	日常生活を行うために必要な手話表現技術・点訳技術	福祉課
の開催	の習得者を養成します。	
地域外人材の活用	地域おこし協力隊制度等を有効に活用して外部人材を	地域振興課
	登用配置することで地域の活力を促進します。	

取組	内容	担当課
福祉従事者の確保等	保育士や介護職員が働く職場環境の改善や質を高め	子育て支援課
の方策検討	るための研修等について、国や県の動向、他市の取組	福祉課
	を踏まえ、必要な方策を検討していきます。	
看護師の育成支援	地域の看護活動を担う看護師の育成を図るため、奨学	健康増進課
	金の貸付けを行い、育成を支援します。	
介護人材の育成・確保	増加する要介護高齢者に対応するため、資格を持った	福祉課
	介護人材の育成、確保に努めます。	
	介護職員初任者研修開催事業、介護人材就職支援事	
	業、介護人材求人情報掲載事業、福祉教育推進事業に	
	取り組み、資格を持った介護人材の育成を図ります。	
	介護人材就職支援奨励金制度を設けることで、事業所	
	の介護人材確保を推進します。	

# ~みる きく まなぶ~

## ■■住民ふくし講座■■

多様化する社会の中で地域の課題に合わせてさまざまな講座を開催し、住民の皆さんが「ふくし」について学ぶきっかけづくりをしています。

また、講座をきっかけにボランティアや福祉 に関心を持つ方もおり、地域の活動者や担い 手を増やすことにもつながっています。



「点訳」体験講座の様子

# 基本施策② ボランティア団体等と担い手をつなぐ仕組みづくり

地域の福祉活動やボランティア活動の更なる活性化に向け、活動したいと考える人と各種団体 や機関を結びつけるコーディネートを行います。

# 【役割分担】

# 市民の取組 [自助]

- 地域のボランティアの活動を理解・把握しましょう。
- ボランティア活動を体験してみましょう。
- 自分に合った活動へ参加してみましょう。

# 地域・関係機関・団体等の取組 [互助・共助]

#### 地域・福祉関係者の取組

- 隣近所で活動への参加を呼びかけましょう。
- ボランティアセンターの活動内容の周知をしましょう。
- ボランティア同士の情報交換機能を充実しましょう。

#### 社会福祉協議会の取組

- ずランティアセンターのボランティアの登録・紹介・斡旋機能を充実します。
- ボランティアの担い手側と受け手側のニーズをつなぐコーディネートに努めます。

# 【具体的取組】

取組	内容
ボランティアセンター	ボランティアの養成・支援・福祉教育を柱にボランティアセンターとし
機能の強化	ての機能を強化し、「市民総ボランティア」を目指すために、ボランティ
	アをテーマにした講座や研修会の開催、地域に向けた啓発など、新た
	な人材の確保を進めます。
ボランティアアドバイ	ボランティアの立場で情報提供や相談助言を行う身近な相談役とし
ザーの配置	て、各ボランティアコーナーにアドバイザーを配置します。
ボランティアコーナー	ボランティアが気軽に集い、活動の計画や準備、研修や交流を行う場
の充実	として、各地域にボランティアコーナーを設置します。
コーディネート機能の	コミュニティソーシャルワーカーやボランティアアドバイザーによる相
強化	談やコーディネート機能を強化します。また、ボランティアと協働し、近
	年広がりつつあるこども食堂や地域食堂の実施に向けて準備を進め
	ます。

# 行政の取組 [公助]

● ボランティア活動に関する窓口の充実・強化を図るとともにボランティアセンターとの 連携を図ります。

取組	内容	担当課
ボランティアセンター	ボランティアセンターの活動周知を図り、福祉ボランテ	福祉課
の周知・連携	ィア団体の登録やボランティアのコーディネート等活動	関係各課
	を支援します。また、社会福祉協議会が開催する運営	
	委員会に参加し、連携を深めます。	

# 基本施策③ 地域活動やボランティア活動への支援

地域の行事や各種団体の活動内容等の情報を発信することにより、地域活動やボランティア活動への関心を高め、市民の参加を促すとともに、活動の活性化についても支援します。

# 【役割分担】

# 市民の取組[自助]

● 地域活動やボランティア活動に関心を持ちましょう。

### 地域・関係機関・団体等の取組 [互助・共助]

#### 地域・福祉関係者の取組

● 地域の中で活動する団体と積極的に交流を図りましょう。

#### 社会福祉協議会の取組

- ボランティアセンターの機能を強化し、地域活動やボランティア活動を支援します。
- ボランティア活動に関する講座や研修会を開催します。

### 【具体的取組】

取組	内容
ボランティアに関する	社協だよりやホームページ、SNSを活用し、ボランティアの活動や募集
情報の発信	に関する情報を発信し、関心や参加意欲を高めます。
講座や研修会の開催	ボランティア活動の充実やレベルアップ、新たな参加の機会となること
	を目的に、講座や研修会を開催します。
ボランティア活動の支	ボランティア連合会や各地域のボランティア連絡協議会と組織的に協
援	働し、多分野のボランティア活動を支援します。
	また、ボランティアが活動しやすいよう、活動の場やコーディネート機
	能の強化など、環境の整備を進めます。

### 行政の取組 [公助]

- 地域の行事や各種団体に関する情報提供、広報活動の充実に努めます。
- ボランティア団体の育成・支援を進めます。
- 地域活動団体への支援を行います。

	取組	内容	担当課
コミュニ	ティ活動の支	自治会等による法人格取得や拠点づくり、デジタル技	地域振興課
援		術の導入など、地域の特性やニーズに応じて実効性の	
		ある支援を段階的に実施し、コミュニティ機能の持続	
		可能性を高めます。	

取組	内容	担当課
ボランティアセンター	社会福祉協議会を通じてボランティアセンターの活動	福祉課
への支援	における協力支援を行います。	

# ~つながる ひろがる ありがとうの輪~

# ■■高校生ボランティア■■

高校生のボランティア活動への関心を高めるとともに企業や団体の地域貢献をつなぐ「ぼらんてい輪事業」。高校生がボランティア活動に参加するごとにポイントを貯め、貯まったポイントを市内の団体がお金に換金し、そのお金で市内の団体や施設に寄付を行っています。近年は保育園や幼稚園に絵本を寄贈しています。



絵本を受け取って喜ぶ園児と高校生

# 活動目標2. 地域福祉意識の醸成

#### 【現状と課題】

核家族化等の家族形態の多様化や生活習慣の変化が進む中、地域社会での交流が減ってきて おり、互いを思いあう心を育む機会も少なくなってきています。

自ら解決できる課題は自らの努力で解決することを前提に、自分自身では解決できない課題については、家族や近隣住民、友人・知人等「顔の見える」関係の中で助けあうことが重要です。アンケート調査では、身近な地域で住民が助けあい、支えあうために大切なこととして、「隣近所との付き合いや声かけが日常的に行われていること」の割合が最も高くなっており、地域の関係づくりとともに助けあいの意識づくりに取り組むことが重要です。

一方で、地域住民同士で支えあう地域づくりの意識が市民全体に浸透しているとはいえない現状があります。また、身近な地域で、あらゆる世代が福祉について理解を深める機会として、イベントやボランティア活動等が挙げられますが、活動に携わっていない市民を巻き込むところまで至っていないのが現状です。

また、本市では、福祉以外の分野(教育分野や観光分野など)でボランティア等が活動していますが、美祢市ボランティアセンターの活動との連携などが多くはない状況となっており、それぞれ別々に地域活動が推進されている状況もあります。多分野の連携による横のつながりを強化していくことで、新たな価値が生み出される可能性を秘めています。

こうした中で、人権講演会や各地区公民館で実施する人権学習、小・中学校における高齢者疑似体験や車椅子体験等福祉体験学習を推進していますが、市民が地域社会の構成員として地域に愛着を持ち、お互いを尊重し支えあう絆の深い地域社会を目指すためには、福祉を身近なテーマとして認識してもらうことが重要であり、福祉課題を自分自身の問題として捉えて、体験や交流を通じた学習の機会を設け、福祉への理解や関心を深めていくことが必要です。

こども、高齢者、障害のある人等すべての人が安心して暮らせる地域づくりを推進するためには、 地域住民同士で協力しあう地域福祉の意識啓発が必要となっています。

# 基本施策① 福祉教育・人権教育の推進

学校における福祉教育を推進するとともに、幅広い世代が地域において学び、地域への愛着心の醸成や、地域の課題や展望を意識することができる機会づくりを進めます。

#### 【役割分担】

#### 市民の取組「自助」

- 高齢者や障害のある人、こどもの課題について理解を深めましょう。
- 一人ひとりが福祉に関する勉強会や研修へ積極的に参加し、地域福祉、人権に関する知識・認識を高めましょう。
- 年齢、性別、障害の有無、国籍等に関わりなく様々な人々と交流できる場・機会に積極 的に参加しましょう。

#### 地域・関係機関・団体等の取組 [互助・共助]

#### 地域・福祉関係者の取組

- 福祉教育・学習や人権教育の活動に参加・協力するとともに、地域福祉の担い手・福祉 関係者として福祉や人権を正しく理解し、活動に活かしましょう。
- 地域活動やイベント、行事等を活用し、福祉教育・学習や人権教育を推進しましょう。

#### 社会福祉協議会の取組

- 小中学校や地域等における福祉教育・学習について、講師・ボランティアの派遣等を通じて多面的に支援します。
- 福祉教育を推進するため、児童や生徒を対象とした、福祉に関する学習支援の充実を図ります。
- 福祉について身近な話題をテーマとした講演会や体験学習を企画し、高齢者や障害の ある人に対する理解を深める活動の充実を図ります。
- ボランティア活動等を通じて、福祉教育・学習や人権教育を推進します。

### 【具体的取組】

取組	内容		
コミュニティ・スクール	福祉体験学習を通じて築かれた学校との関係性をさらに強化し、各校		
への参加と協働	の学校運営協議会にも参加・協力します。また、学校運営協議会に参画		
	する各校区の団体や人材との協働を図り、地域福祉を推進します。		
児童や生徒のボランテ	児童や生徒が主体的に行うボランティア活動や福祉体験学習を支援し		
ィア活動や学校での福	ます。また、必要に応じ専門職やボランティアも協力します。		
祉体験学習への支援			

#### 行政の取組 [公助]

- 小中学校において福祉体験やボランティア体験等を取り入れた福祉教育を推進・拡充 し、年少期からの意識醸成を推進します。
- 身近な地域での福祉や人権に関する学習、また生涯学習の場を活用する等、あらゆる 機会を通じて福祉教育を推進します。
- 地域の身近な相談役である民生委員・児童委員の研修支援を行います。

取組	内容	担当課
学校における人権教	各学校で、人権教育年間計画、学年別の人権学習計画	学校教育課
育の推進	に従って、計画的・組織的に人権教育を推進します。	
	各校で人権教育参観日や人権教育講演会等を実施す	
	ることで、人権意識の醸成に努めます。	
人権学習会の開催	市民が身近な地域で人権について学習できるよう各	生涯学習スポ
	地域において「人権教育ふれあい講座・リーダー講座」	ーツ推進課
	や地区公民館において「人権講演会」等を開催します。	福祉課

取組	内容	担当課
体験学習の推進	多くの人とふれあいながらの体験学習を取り入れた事	生涯学習スポ
	業を推進します。	ーツ推進課
	特色ある地域や地域住民と関わる様々な学習の場を	
	提供します。	
福祉教育の啓発	学校、保護者、地域の住民が児童生徒につけたい力を	学校教育課
	共有し、共に活動していくことで、児童生徒の思いやり	
	や他者への理解、共生社会への理解を促します。	
人権啓発活動の推進	人権意識の高揚と人権についての理解促進等を図る	福祉課
	ため、市内や県内の人権擁護機関と連携を図りながら	生涯学習スポ
	人権啓発活動を推進します。	ーツ推進課

### ~ふだんの くらしを しあわせに~

## 福祉学習

学校や地域の団体へ、福祉の講座、車いす体験、高齢者疑似体験などの体験を通し、お互いに助け合うことの大切さを感じ、**地域に暮らすひとりとしてできることは何か考え行動するための力**を育んでいます。また、講師となる社協職員やボランティアとのかかわりの中で福祉への関心を広げ、将来福祉に関する職を目指すことにも期待しています。



体験を通じ、「思いやり」の心を育みます

# 基本施策② 福祉問題等を学ぶ機会の提供

より多くの市民が福祉問題を身近なものと捉え、関心を持つきっかけとして、福祉に関する現状や課題について情報交換や話し合いをする機会や、市民の主体的な学習機会を提供し、自ら考える機会の充実を図ります。

# 【役割分担】

# 市民の取組 [自助]

- 福祉講座や地域福祉活動に参加し、地域福祉の理解を深めましょう。
- 常日頃から地域での出来事に関心を持つように心がけましょう。

#### 地域・関係機関・団体等の取組 [互助・共助]

#### 地域・福祉関係者の取組

- 区や自治会で福祉課題を話しあう場づくりと組織づくりを進めましょう。
- 各団体における研修やワークショップ等を開催し、身近な福祉問題について考えてみましょう。
- 地域の施設や人材を活かし、福祉教育や人材教育に関する学習会等を行いましょう。

#### 社会福祉協議会の取組

- 学校、職場、地域等を対象に地域の現状や課題を共有し、自助や共助の意識醸成を図る機会を設けます。
- 福祉に関する啓発のための情報提供の充実を図ります。
- 各団体の研修等開催を支援します。
- 多くの市民が興味や関心を持てる福祉をテーマとした研修会や社会福祉大会、ふくし講座等を活用し、身近な福祉問題に理解を深める取組を進めます。
- 高齢者や障害のある人の家族介護者が集い、介護技術を学び、悩みや不安について語 り合う取組を支援します。

#### 【具体的取組】

取組	内容
アンケート調査と結果	福祉意識アンケートや当事者等からの聞き取り等の集計結果を活用し
の活用	た研修会やワークショップを実施します。
住民ふくし講座の開催	地域課題やニーズ、先駆的なボランティア活動をテーマとして学ぶ機
	会をつくるとともに、受講者の活動参加も支援します。
福祉学習の推進	福祉教育担当教員の連絡会議をはじめ共有の機会をつくり、学校や担
	当教員の意見も取り入れた福祉学習プログラムづくりとコーディネー
	ト力の強化を図ります。
福祉行事の開催	「福祉の市」の開催により、福祉に関する情報発信に努めます。
	また、社会福祉の課題や展望を認識し、市民総参加による「福祉の輪
	づくり運動」を推進することを目的に、社会福祉大会を開催します。

#### 行政の取組 [公助]

- 様々な広報活動を通じて、地域や福祉に関する情報提供・発信を行います。
- 各種の出前講座等を開催し、身近な問題について理解を深める取組を進めます。
- 学校現場において、ボランティア活動の充実を図り、福祉に関する意識づくりを進めます。

取組	内容	担当課
地域福祉活動の情報	地域福祉活動を行っている団体等の情報を把握する	福祉課
発信の強化	とともに、活動内容を広報や市のホームページ等で	
	PRします。	

取組	内容	担当課
福祉学習の推進	福祉に関する関心と理解を深め、互いに支えあい、豊	学校教育課
	かに生きていこうとする心と態度を身に付けることを	
	目的に、地域連携教育の充実を図るとともに、ボラン	
	ティア活動の機会の増加を図ります。	
学習の場づくりの提供	市民と協働して、特色ある地域や地域住民と関わる各	生涯学習スポ
	種講座・教室等の開催に取り組みます。	ーツ推進課
地域福祉意識の普及	社会福祉協議会が行う「福祉の市」や「社会福祉大会」	福祉課
啓発促進	等に対して、協力・支援を行うとともに、市のホームペ	
	ージ等でPRします。	
	また、市全域で行う大会等を活用し、地域福祉意識の	
	普及啓発を図ります。	

#### ~まず自分たちで考えよう~

#### ■■住民ふくし座談会■■

地域住民をはじめ、ボランティアやふれあいサロンの担い手、民生委員や福祉員などが 集い、地域の課題や、その解決に向けた取組 を共有します。

座談会での気付きや意見は、住民福祉意識 アンケート等と合わせ、様々な福祉に関する 計画の基礎となります。



暮らしの中の課題や地域の強みなどを共有します

# 基本施策③ 地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進

本計画について周知し、地域福祉の施策、健康や福祉の情報発信を行い、地域福祉への意識醸成や計画の各取組を推進していきます。また、全庁的な推進体制の充実を図るとともに、地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定推進委員会により取組の進捗を点検・評価します。

## 【役割分担】

# 市民の取組[自助]

- 地域福祉計画・地域福祉活動計画の内容を確認しましょう。
- 地域福祉計画・地域福祉活動計画の説明会に参加しましょう。

# 地域・関係機関・団体等の取組 [互助・共助]

### 地域・福祉関係者の取組

- 地区での地域福祉計画・地域福祉活動計画説明会を開催しましょう。
- 地域福祉計画・地域福祉活動計画の取組を進めましょう。

### 社会福祉協議会の取組

- 地域福祉活動計画の周知に努めます。
- 地域福祉活動計画を推進します。
- 地域福祉活動計画策定推進委員会を開催し、進捗の点検、評価を行います。

### 【具体的取組】

取組	内容
地域福祉活動計画の	地域福祉活動計画の概要版を用い、住民ふくし座談会や地域会議等で
啓発	説明し、市民への浸透を図ります。
地域福祉計画連携推	地域福祉活動計画の進捗を図るため、協議会関係課及び市関係課と
進会議の充実	の連携を密にし、推進機能の充実を図ります。
地域福祉活動計画策	地域福祉活動計画の進捗管理及び取組の評価を行い、PDCAサイク
定推進委員会の開催	ルに基づいた進行管理を進めます。

## 行政の取組 [公助]

- 地域福祉計画の周知に努めます。
- 地域福祉計画の推進を図ります。
- 地域福祉計画策定推進委員会を開催し、進捗の点検、評価を行います。

取組	内容	担当課
地域福祉計画の啓発	本計画について、様々な機会を利用し地域で説明する	福祉課
	ことで、市民への浸透を図ります。	
地域福祉計画連携推	地域福祉計画の進捗を図るため、庁内及び社会福祉協	福祉課
進会議の開催	議会との連携を密にし、包括的な取組を進めます。	
地域福祉計画策定推	地域福祉計画の進捗管理及び取組の評価を行い、	福祉課
進委員会の開催	PDCAサイクルに基づいた進行管理を進めます。	

# 第5章 計画の推進

### 1 計画の周知・啓発

本計画は、福祉分野のみならず、幅広い分野と連携し、地域全体で進めていくことにより、地域共生社会を実現するものです。そのためには、より多くの市民・団体・事業者などに本計画を知ってもらい、関心を持っていただくことが必要です。

より多くの関心を持ってもらうためホームページへの掲載や学習会の開催など、あらゆる機会を 通じて、周知に努めることとし、地域福祉に対する市民の関心や活動参加の促進を図ります。

## 2 計画の推進体制

#### (1)協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は、地域に生活している住民です。住み慣れた地域で支えあい、助けあう社会を実現するためには、行政や社会福祉協議会の取組だけでなく、地域住民との協働が必要不可欠です。また、地域福祉計画・地域福祉活動計画は、地域福祉を総合的に推進するための指針であることから、本計画の推進を図るためには、市民、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、区、老人クラブ等の地域の組織、福祉サービス事業者等の担い手が、相互に連携を図り、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが必要です。

#### ① 市民の役割

市民は、福祉サービスの利用者であるとともに、自らが地域福祉の担い手でもあります。市民一人ひとりが地域や福祉に対して関心を持ち、地域の中にある生活課題を発見・共有し、主体的に地域福祉活動に参加することが求められています。また、自ら地域を知り、地域で起こっている様々な問題を、地域の中で解決していくための方策を話し合い、声かけやあいさつ、見守りなど日常的に近隣住民同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等に積極的に参加していくことが期待されます。

#### ② 区、自治会、自主防災組織等の役割

自治会等は、市民にとって最も身近な地域関係団体です。

地域で起こっている様々な問題を住民同士の話し合いなどにより、解決に導いていく仕組み づくりが求められています。また、支えあい・助けあい活動には、自治会単位等のお互いの顔が 見える関係が重要であり、地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員などと連携を図りながら 地域福祉を推進していくことが期待されます。

#### ③ 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、身近な地域において、相談や困りごとを抱えた人に様々な支援を行い、 安心して暮らせるまちづくりを進めるための重要な役割を担っています。少子化や核家族化に よって地域のつながりが薄れる中、高齢や障害のある人、子育てや介護をしている方などが、周囲に相談できず孤立しないよう、身近な相談相手として支援を行うとともに、見守り活動を通じて住民の福祉ニーズや生活課題を把握し、市や社会福祉協議会、関係機関等の福祉サービスへつなげるパイプ役としての機能も期待されています。

#### ④ ボランティア団体、NPO法人の役割

ボランティア団体やNPO法人は、柔軟な企画運営が可能なことから、多様な視点と価値観により、内容とサービスの充実を図り、それぞれの特徴を生かした活動を実践することで、公的サービスによっては満たすことができない福祉ニーズへ対応し、生活課題を充足することが期待されます。

#### ⑤ 福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容の情報公開や利用者の生活の質の向上に取り組むことが求められています。また、福祉施設等においては、社会福祉の専門機能を活かし、ボランティア体験や様々な人との交流など、人材育成の場としての役割が求められるとともに、各サービス事業者間や地域との連携を図り、地域福祉の拠点となることが期待されます。さらに、今後ますます多様化する福祉ニーズへ対応するため、新しいサービスの創出や市民の福祉への参加支援、福祉のまちづくりへの参画なども期待されています。

#### ⑥ 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。そのため、地域福祉推進の中心的存在として、地域福祉活動計画に基づき、地域福祉活動への住民参加の促進やボランティアの育成・振興、福祉教育の推進など、様々な取組を行います。また、市民、地域関係機関、団体、事業者等との調整役となるとともに、社会福祉協議会の組織の機能強化を図り、地域における多様な課題を把握し、その課題に対応して、迅速かつ柔軟な事業展開を図ります。

#### ⑦ 市の役割

市は、地域福祉計画に基づき、市民や地域、関係団体等の自主的な活動を促進し、地域福祉力の向上を図るとともに、福祉施設を総合的に推進していく役割を担っています。また、保健・福祉分野をはじめ、環境、教育、防災、防犯等、他の分野の関係部署や関係機関と連携を図りながら、横断的な施策の推進に取り組みます。

#### (2)計画の進行管理

#### ① 美祢市地域福祉計画・美祢市地域福祉活動計画策定推進委員会

本計画は、市民、市、社会福祉協議会、福祉サービス事業者、関係機関、関係団体等の協働により推進されるものであり、各関係組織などから構成された「美祢市地域福祉計画・美祢市地域

福祉活動計画策定推進委員会」により、各施策において目標指標を定め、進捗状況の点検・評価を行い、効果的な進行管理を行います。

#### ② 美祢市地域福祉計画推進連携会議

本計画は、福祉部門をはじめ、子育て支援、生涯学習部門など、幅広い分野で地域福祉を総合的かつ効果的に推進する必要があります。また、地域福祉に関する活動、ボランティア活動等における中核的な役割を果たしている社会福祉協議会とは密接に連携して推進して行く必要があることから、市と社会福祉協議会の関係部署で組織した「地域福祉計画推進連携会議」において、本計画の進捗状況に関する調査を行い、委員会へ報告するとともに、必要な資料の提供を行います。

## 3 事業活動の財源

本計画を推進するための事業財源については、市の一般財源のほか、社会福祉協議会においては社会福祉協議会費、共同募金配分金、寄附金等の財源を確保し、効果的に活用します。また、事業活動の内容によって、利用者負担を求めるなど、財源確保に努めます。

更に、事業活動の財源確保に向けて、事業活動を評価・周知し、引き続いて市民の理解と協力を 求めていくとともに、自主財源の確保に向けた新たな取組の検討等、財源確保対策の検討を進め ます。

# 資料編

## 1 美祢市地域福祉計画策定推進委員会設置要綱

平成 25 年告示第 37 号 最終改正 令和 4 年 4 月 1 日

(設置)

第1条 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 107 条の規定に基づき、美祢市地域福祉計画 (以下「地域福祉計画」という。)を策定し推進するため、美祢市地域福祉計画策定推進委員会 (以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
  - (2) 地域福祉計画の推進に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、その他地域福祉に関するための施策に関すること。 (組織)
- 第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 福祉団体又は福祉活動の関係者
  - (3) 公募により選出された者
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理 する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委嘱後、最初の会 議は市長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見及び説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

- 第6条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を設置することができる。
- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出する。
- 4 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、部会長が会長に諮って定める。 (庶務)
- 第7条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成 30 年告示第 112 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年告示第71号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

## 2 社会福祉法人美祢市社会福祉協議会 美祢市地域福祉活動計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 住民の立場から地域福祉を推進していくための活動・行動の在り方を定める美祢市地域 福祉活動計画を策定し推進するため、美祢市地域福祉活動計画策定推進委員会(以下「委員会」 という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。
- (1)地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2)地域福祉活動計画の推進に関すること。
- (3)前2号に揚げるもののほか、その他地域福祉活動計画の策定に必要な事項に関すること。 (委員)
- 第3条 委員会は、委員20人以内とする。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから美祢市社会福祉協議会会長が委嘱する。
- (1) 学識経験者
- (2)福祉団体、福祉活動関係者
- (3) 公募により選出された者
- (4) 前号に掲げる者のほか、美祢市社会福祉協議会会長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理 する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委嘱後、 最初の会議は美祢市社会福祉協議会会長が招集する。
- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見及び説明

を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

- 第6条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を設置することができる。
- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出する。
- 4 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、部会長が会長に諮って決める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、美祢市社会福祉協議会地域福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 附 即

- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

# 3 美祢市地域福祉計画·美祢市地域福祉活動計画策定推 進委員会委員名簿

任期: 令和6年12月1日から令和9年11月30日まで

選任区分	氏 名	所属団体	備考
第1号委員(学識経験者)	長谷川 真司	山口県立大学社会福祉学部教授	会 長
	佐々木 昭治	美祢市総務企画部長	
	金子 明美	美祢市教育委員会	
	山上真由美	美祢市地域包括支援センター(保健師)	
	萩嶺 恵子	於福地区社会福祉協議会	
	柳井 良江	美祢市ボランティア連合会	副会長
	上利 敏治	美祢市民生委員児童委員協議会	
	柳瀬 知美	美祢市民生委員児童委員協議会(主任児童委員)	
	友永 希視世	美東町福祉員連絡協議会	
第2号委員	藤田 大介	美祢市介護支援専門員協会	
(地域を代表	増谷 俊夫	みとう悠々苑	
する者)	開地哲郎	美祢市老人クラブ連合会	
	阿川 光三	美祢市手をつなぐ育成会	
	中元 起力	美祢市医師会	
	竹尾 善文	美祢郡医師会	
	渡邉 優子	美祢市保育連盟	
	照嶌 宗視	美祢保護区保護司会	
第3号委員	戸田 智仁	公募	
(公募委員)	新藤 祐子	公募	

## 4 美祢市地域福祉計画推進連携会議設置要綱

平成 30 年告示第 113 号 最終改正 令和 4 年 4 月 1 日

(設置)

第1条 美祢市地域福祉計画策定推進委員会と連携し、計画を総合的かつ計画的に推進するため、 美祢市地域福祉計画推進連携会議(以下「連携会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 連携会議は、次に定める事務を所掌する。
  - (1) 地域福祉計画推進のための連絡及び調整に関すること。
  - (2) 地域福祉計画の進行及び運営に関すること。
  - (3) その他地域福祉の推進に向けた施策に関すること。

(組織及び職務)

- 第3条 連携会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、市民福祉部長をもって充て、会務を総理し、連携会議を代表する。
- 3 副会長は、福祉課長をもって充て、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、地域福祉計画に関係する別表に掲げる関係各課及び関係機関の職員をもって充てる。 (会議)
- 第4条 連携会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 連携会議の議事の進行及び運営は、会長が行う。
- 3 会長は、必要があるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (作業部会)
- 第5条 連携会議に地域福祉計画の策定及び推進に必要な実質的事項の調査及び研究を行うため、 作業部会を置く。
- 2 作業部会は、福祉課長及び第3条第4項に規定する職員が指名する職員をもって組織する。
- 3 作業部会の会議は、必要に応じて福祉課長が招集し、その議長となる。 (庶務)
- 第6条 連携会議の庶務は、市民福祉部福祉課において行う。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、連携会議に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年告示第50号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第116号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第71号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

#### 別表(第3条関係)

総務企画部	総務課長、監理課長、地域振興課長
市民福祉部	市民課長、健康増進課長、福祉課長、子育て支援課長
建設農林部	建設課長
観光商工部	商工労働課長
教育委員会事務局	学校教育課長、生涯学習スポーツ推進課長
病院事業局管理部	経営企画室長
美祢市社会福祉協議会	地域福祉課長、高齢福祉課長、障害福祉課長

# 5 用語解説

【あ行】		
アウトリーチ	<u>ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー</u>	
	個種的な问題や課題を潜住的に抱え自光的に援助を求めてこない人	
フクセンバリニ・	福祉サービスの利用に結びつけたりする活動のこと。	
アクセシビリティ	年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたど	
	り着け、利用できること。	
SNS(IZ·IZ·I	Social Networking Service (ソーシャルネットワーキングサービ	
ス)	ス)の略。サービスに登録した利用者同士が交流でき、インターネ	
	ット上で人と人とが繋がれるような場所を提供しているサービス。	
NPO(エヌ・ピー・オ	株式会社や営利企業とは違い、収入から費用を差し引いた利益を関	
<b> </b> -)	係者に分配せず、次の活動の資金とする非営利活動を行う市民団体	
	のことで、一般的には、ボランティア団体や公益的な法人を含むと	
	されている。	
【か行】		
介護保険	高齢化の進展に伴い、介護を必要とする状態になっても安心して生	
	活が送れるよう、高齢者やその家族を社会全体で支えていくことを	
	目的として、平成12年4月より制度を開始している。介護が必要な	
	ときに認定を受け、必要なサービスを利用するもので、40歳以上の	
	人が支払う保険料と公費を財源にしている。	
高齢化率	全人口に占める 65 歳以上の人の割合のこと。	
こども家庭センター	全てのこどもや子育て世帯、妊産婦に対し、母子保健・児童福祉の	
	両機能が一体的な相談支援を行う機関。	
こどもまんなか社会	こどもの利益を最優先に考えた取組や政策を、国の中心に据える社	
	会目標のこと。	
コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見	
	を反映させる仕組みのこと。	
コミュニティソーシャル	支援を必要とする人に対して、制度での支援に加え、本人の地域と	
ワーカー(CSW)	のつながりや人間関係など、本人を取り巻く状況を仕組み化し、総	
	合的な援助を行う人のこと。	
コミュニティビジネス	住民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解	
	決する取組。	
【さ行】		
災害ボランティアセンタ	被災地に臨時で設置される民間のボランティアセンターで、被災地	
_	のボランティア活動の窓口となり、被災者ニーズの把握、情報の受	
	発信、行政との仲介や調整、外部ボランティアの受入れ等を行い、	
	基本的には市の社会福祉協議会が設置し運営にあたっている。	
	エー・ションにかける日本間は2000年日にかたっている0	

【さ行】	
ジオタク	予約に合わせて運行する乗り合いのタクシー。出発時刻やルートを
	調整できるため、利用者のニーズに合わせた移動が可能。正式名は
	「デマンド型乗合タクシー」で、本市では、「ジオタク」と呼称する。
ジオバス	バス・タクシーのみでは十分な移動手段が確保できない過疎地域な
	どで、住民の日常生活における移動手段を確保するため、国土交通
	大臣の登録を受けた市町村、NPO等が自家用車を用いて有償で運行す
	る自家用有償旅客運送。本市では「ジオバス」と呼称する。
自主防災組織	災害対策基本法において規定する地域住民による任意の防災組織。
	主に、行政区が母体となり地域住民が自主的に連帯して防災活動を
	行う。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、社会福祉を目的とする
	事業の企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成、社会
	福祉活動への住民参加の支援等を行う。
	民間組織としての「自主性」と住民や社会福祉関係者に支えられた
	「公共性」の2つの側面を合わせもっている。
社会福祉法	社会福祉を目的とする全ての分野における共通の基本的な事項を定
	め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進等を図り、
	社会福祉の増進に資することを目的とした法理のこと。平成 12 年
	に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へ改正された。
社会福祉法人	社会福祉事業の透明性と公共性を確立するために、特別に設けられ
	た公益法人のこと。
小地域福祉活動	身近な地域で誰もが安心して生きがいを持って安全に生活を送るこ
	とができる地域づくりを目指して、住民参加で進められる地域住民
	主体の福祉活動のこと。
生活困窮者	生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れ
	のある人のこと。なお、経済的問題だけでなく、社会的な孤立など、
	複雑な課題を抱え、現行の制度のみでは自立支援が難しい場合を含
	む。
生活支援コーディネータ	生活の支援に必要なサービス等を調べたり、地域の人材や資源をい
_	かして、サービスを組み立てたりする役割を果たす人のこと。
生活保護	資産や能力等を活用するものの生活に困窮する人に対し、困窮の程
	度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保
	障し、自立を支援する制度のこと。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な人
	の保護(財産管理や身上監護)を、代理権や同意権・取消権が付与
	された成年後見人等が行う制度のこと。
成年後見人	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な人
	を後見する人で、家庭裁判所が選任する。
セーフティネット	「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に
	対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。

【さ行】	
相談支援包括化推進員	単独の組織で対応が困難な複雑・複合的な課題に関係機関等と連携
	を図りながら解決に向けた全体調整を行う相談支援機関のコーディ
	ネーターのこと。複合的な課題を抱える相談支援等を支援する役割
	として、「相談者が抱える課題の把握」、「相談支援機関等との連絡調
	整」、「相談支援機関等による支援の実施状況の把握及び支援内容等
	に関する指導・助言」等を行う。
【た行】	
地域おこし協力隊	都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住した人材が、地域協
	力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。地方自
	治体からの委嘱を受け、任期は最大3年。本市では「美祢魅力発掘
	隊」と呼称する。
地域ケア会議	地域包括ケアシステムの構築に向け、多職種が協働し支援内容を検
	討することで個別課題の解決を支援することのほか、地域関係機関
	等の相互連携を高め、地域包括支援ネットワークを構築するなど、
	高齢者支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図るための会議
	のこと。
地域ささえ愛会議	生活支援や介護予防サービスを提供するための体制整備へ向けて、
	住民や地域の関係者間で定期的な情報の共有・連携強をする場のこ
	と。資源開発や地域課題の解決へ向けた取組も行う。
地区社会福祉協議会	地区における福祉を主体的に進める住民組織のこと。住民の生活に
	より近い地域で福祉を実践することを目的としているため、行政区
	や民生委員・児童委員、ボランティアなどにより構成されている。
地域包括ケアシステム	高齢者が介護や支援を必要とする状態になっても、住み慣れた地域
	で安心して暮らしていけるよう、高齢者に適切な住宅が提供される
	ことを前提とし、医療や介護、介護予防、生活支援サービスが連携
	しあって、地域社会全体で支えていくという考え方のこと。
地域包括支援センター	介護・保健・福祉の専門職がチームとなって、高齢者およびその家
	族からの相談の受付や、高齢者の見守り、心身の状態に合わせた支
	援を行う総合的な相談・サービスの拠点のこと。
TPO (ティー・ピー・オ	Time(時)・Place(場所)・Occasion(場合)を表す略語のこと。
<u>-)</u>	
DV(ドメスティック・	家族内や内縁関係内などでの家庭内暴力(身体だけでなく心理的、
バイオレンス)	経済的、性的暴力などを含む)のこと。近年では、同居の有無を問
	わず、元夫婦や恋人など近親者に起こる暴力全般を指す。
【な行】	
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対し、福祉サービスの
	利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、在宅で
	の自立した生活を送ることを支援しようとするもので、主に社会福
	祉協議会が事業を行う。

【な行】	
認知症	何らかの原因で脳の正常な機能が衰えることで、徐々に理解する力 「ないない」
DIO AHTIE	や判断する力がなくなり、社会生活や日常生活に支障が出る状態の
	で利削する力がなくなり、社会主角で口事主角に文庫が山る状態の     こと。
   認知症キャラバンメイト	
認知症キャンハンメイト 	認知症サポーター養成講座の講師役となる人で、一定の研修を受け
=7/co/=+++++++++++++++++++++++++++++++++++	たボランティア。
認知症サポーター養成講   <sub></sub>	認知症についての基本的な理解促進のための講座で、受講の証とし
座	て認知症サポーターカードが渡される。
年少人口(率)	人口の年齢構成をみる際、15 歳未満の人口を年少人口と言い、その
	割合を年少人口率という。15 歳~64 歳までを生産年齢人口、65 歳
	以上を高齢者と呼んでいる。
【は行】	
8050問題	80 代の親と収入のないひきこもりの 50 代の子の世帯が、収入が途
	絶え、社会的に孤立した状態に陥っている社会問題のこと。
バリアフリー	誰もが地域の中で安心・快適に暮らせるように、社会基盤や施設、
	制度上の障壁等を取り除くこと。具体的には、公共の建築物や道路、
	個人の住宅等において、障害者・高齢者の利用にも配慮した設計や
	段差の解消、手すりの設置、点字案内板の設置等があげられる。
PDCAサイクル(ピー・	計画の推進において、Plan(計画の策定)-Do(計画の実行)-Check
ディー・シー・エー・サイ	(実施状況の確認・評価)-Action(評価結果の計画への反映・計画
クル)	の見直しとその実行)の手順を循環させることで、継続的に計画の
	実効性を高めていく手法・考え方のこと。
避難行動要支援者	高齢者や障害者、乳幼児、その他特に配慮を要する人のうち、災害
	が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難するこ
	とが困難な人であって特に支援を要する人。
ファミリー・サポート・	子育てに関することを手伝ってほしい「依頼会員」と、子育てを手
センター	伝いたい「協力会員」が地域で協力しあい、育児を行っていく「相
	互援助活動」の組織。
福祉員	社会福祉協議会が各行政区に委嘱するもので、地域活動を円滑的に
	効果的に推進することを目的に地域福祉活動の普及と地域住民と社
	会福祉協議会との連絡調整を行う役職のこと。
福祉教育	身の回りの人々や地域との関わりを通して、そこにどのような福祉
	の課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のた
	めに行動する力を養うことで、共に生きる力を育むことを目的とす
	るもの。
福祉ニーズ(福祉課題)	住民が抱える福祉上のニーズ(課題)のこと。
福祉避難所	一般の避難所では避難生活が困難な、高齢者や障害者、妊婦など、
	災害時に援護が必要な人たちに配慮した市町村指定の避難施設のこ
	と。

【は行】	
防災行政アプリ	市からの防災・行政情報を自動で受け取ることができるスマートフ
	ォン向けアプリケーションソフト。
保護司	法務大臣が委嘱した更生保護のボランティアで、犯罪や非行をした
	人の立ち直りを助けるとともに、犯罪予防の活動に取り組んで地域
	の安全・安心に貢献している。
ボランティアセンター	ボランティアやボランティア活動などに関する総合窓口で、ボラン
	ティアコーディネーターを配置し、ボランティアに関する相談対応、
	活動場所の提供や各種講座・講演会による啓発活動、情報紙等によ
	る情報提供などを行っている。
【ま行】	
民生委員・児童委員	厚生労働大臣が委嘱したボランティアで、地域住民の身近な相談相
	手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ
	役を務める。
【や行】	
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認めら
	れるこどもや若者。
ユニバーサルデザイン	建物・生活空間・機器など、年齢・性別・障がいの有無にかかわら
	ず、すべての人が利用しやすいように考慮されたデザインのこと。
要介護認定者	介護保険制度の要介護認定において、介護の必要性があると認めら
	れた人。要支援1・2、要介護1~5の認定区分がある。
【わ行】	
ワークショップ	多様な価値感や考え方を受け入れ、参加者の立場や年齢の違いにか
	かわらず、誰もが自由に意見を出しやすく形式ばらないよう工夫さ
	れた会議の手法で、講義などのような一方的な知識伝達のスタイル
	ではなく、様々な人の意見やアイデアを交換・紹介することにより、
	課題解決のための方策の提案などを行うもの。

## 第3次美祢市地域福祉計画·第3次美祢市地域福祉活動計画 (第2次美祢市再犯防止推進計画)

発 行 美祢市、美祢市社会福祉協議会

発行年月 令和7年6月

#### 美祢市市民福祉部福祉課

〒759-2292 山口県美祢市大嶺町東分326番地1

TEL:0837-52-5227

社会福祉法人美祢市社会福祉協議会

〒759-2212 山口県美祢市大嶺町東分320番地1

TEL:0837-52-5222